

短答データリサーチ特典

---

# 令和 2 年度 短答 本試験 問題 ・ 解説

---

## 【特許・実用新案】 1

特許出願等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取下げられていないものとする。また、実用新案登録出願についても、同様とする。

- (イ) 甲が学会で発明イに係る内容を発表した場合において、当該発表をした日から1年以内に、特許法第30条第3項に規定する手続きを行い、発明イについて日本への特許出願Aを行った。その後、出願Aを優先権主張の基礎として発明イについて国際出願Bを行い、出願Bを日本に国内移行手続した場合において、出願Bの国内処理基準時の属する日後経済産業省令で定める期間内に、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面及び発明イが特許法第30条第2項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を提出することにより、出願Bに係る発明イについて新規性の喪失の例外の規定の適用を受けられる。
- (ロ) 外国語書面出願において、特許法第36条の2第4項に規定する期間内に外国語書面の日本語による翻訳文を提出することができなかったことにより取り下げられたものとみなされた当該外国語書面出願の出願人は、上記期間内に当該翻訳文を提出することができなかったことについてその責めに帰することができない理由がある場合に限り、経済産業省令で定める期間内に当該翻訳文を特許庁長官に提出することができる。
- (ハ) 外国語書面出願において、誤訳訂正書による補正がされた場合、誤訳訂正書による補正に誤訳訂正を目的としない補正が含まれていることを理由として、拒絶の理由が通知される場合がある。
- (ニ) 特許庁長官が、特許出願の日の認定に際して、明細書又は図面の一部の記載が欠けているため、その旨を特許出願人に通知し、特許出願人は、経済産業省令で定める期間内に明細書又は図面の補完に係る書面（以下「明細書等補完書」という。）を提出した。その後、特許庁長官が、当該特許出願が特許を受けようとする旨の表示が明確でないと認め、特許出願について補完をすることができる旨を通知した。特許出願人が、経済産業省令で定める期間内に、手続の補完に係る書面を提出することにより、その特許出願の出願日は、明細書等補完書を提出した日となる。
- (ホ) 実用新案登録出願人又は実用新案登録の権利者は、他人による実用新案技術評価の請求は取り下げることができないが、実用新案登録出願人又は実用新案登録の権利者自身による実用新案技術評価の請求は取り下げることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

**〔特・実1〕 正解 4****(イ) ○ 特184条の14**

国際出願Bが、先の国内出願Aに基づく優先権の主張を伴う場合、指定国としての日本においては、出願Bの出願Aに対する優先権は、国内優先権(特41条)として扱われる(PCT8条(2)(b))。したがって、出願Bの国内処理基準時の属する日後経済産業省令で定める期間内(30日)に、所定の書面及び証明する書面を提出することにより、出願Bに係る新規性喪失の例外規定の適用を受けることができる(特184条の14、「発明の新規性喪失の利害規定についてのQ&A集」特許庁(Q5-e))。よって、本枝は正しい。

**(ロ) × 特36条の2第6項**

外国語書面出願(特36条の2第1項)において、所定の期間内に翻訳文(同2項)の提出がなかった旨の通知(同3項)を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第2項に規定する翻訳文を特許庁長官に提出することができる(同4項)。翻訳文の提出がなかった場合は、その外国語書面出願は取り下げられたものとみなされる(同5項)。救済手続として、第4項に規定する期間の経過後においても、「翻訳文を提出することができなかつたことについて『正当な理由』があるとき」は、経済産業省令で定める期間内に限り、翻訳文を特許庁長官に提出することができる(同6項)。本問では『その責めに帰することができない理由がある場合に限り』としている。よって、本枝は誤り。

**(ハ) × 特17条の2第2項**

外国語書面の出願人は、誤訳の訂正を目的とする補正と合わせて、それ以外の明細書等についての補正(「通常の補正」)をするときは通常の補正に対応する補正事項を誤訳訂正書に含ませることができる(特実審査基準第Ⅶ部第1章2.4)。したがって、誤訳訂正書による補正(特17条の2第2項)に、誤訳訂正を目的としない補正(特17条4項)が含まれるとしても拒絶理由には該当しない(特49条各号)。よって、本枝は誤り。

**(ニ) × 特38条の4第5項**

本問では、明細書等補完書(特38条の4第3項)を提出した後に、手続補完書(特38条の2第1項1号)を提出していることから、その特許出願は「手続補完書」を提出した時にしたものとなされる(特38条の4第5項)。よって、本枝は誤り。

**(ホ) × 実12条6項**

実用新案技術評価の請求(実12条1項)は、取り下げることはできない(同6項)。例えば、第三者が行った請求の結果作成された実用新案技術評価書をもとに権利行使しようとする権利者等の期待を保護する必要があるからである(青本同項)。よって、本枝は誤り。

したがって、誤っているものは、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)の4つであるから、正解は4。

## 【特許・実用新案】 2

通常実施権に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 乙は、甲による発明イの内容を知らずに甲と同じ発明イをし、発明イを実施する事業を計画した。甲が発明イに係る特許出願をしたとき、乙は、発明イの実施品である製品Xの製造販売事業を行うにあたり必要となる機械を購入する目的で、銀行に対し資金借入れの申込みを行っている状態であった。乙が製品Xの製造販売事業を開始した後、甲による発明イに係る出願は特許権として登録された。この場合、上記申込みは特許法第 79 条（先使用による通常実施権）における「事業の準備」に該当しない。
- 2 甲による物の発明の特許権について、乙が先使用による通常実施権を有する場合、その物を製造する乙の事業について、甲の出願の際現に実施していたその物の製造規模をその発明及び事業の目的の範囲内で拡大することは許される。
- 3 特許発明の実施が継続して 3 年以上日本国内において適当にされていなければ、当該特許発明を実施しようとする者は、特許法第 83 条第 1 項（不実施の場合の通常実施権の設定の裁定）の規定により、いつでも当該特許発明に係る特許権者に通常実施権の許諾について協議を求めることができる。
- 4 特許発明の実施が公共の利益のため特に必要であるときは、その特許発明の実施をしようとする者は、特許権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、経済産業大臣の裁定を請求することができる。
- 5 甲は、実用新案権Aを有し、日本国内において実用新案権Aに係る考案の実施である事業イを行っていた。事業イの開始後、実用新案権Aに対して、実用新案登録無効審判が請求され、実用新案権Aに係る実用新案登録出願の考案が、当該出願前に出願された実用新案権Bに係る実用新案登録出願の考案と同一であるとして、実用新案権Aに係る実用新案登録を無効とすべき旨の審決が確定した。甲は、上記無効とすべき理由を知らないで事業イを行っていたときであっても、実用新案権Bについて、無効審判の請求の登録前の実施による通常実施権を有さない。

**〔特・実2〕正解 3****1 ○ 特79条**

乙は、甲の特許出願に係る発明イの内容を知らないで自らその発明をしている。したがって、乙は、甲の特許出願の際、現に日本国内において、その「事業の準備」をしている場合、その準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、甲の特許出願に係る特許権について通常実施権を有する（特79条）。ここで、特79条に規定する「事業の準備」とは、少なくともその準備が客観的に認められ得るものであることを要し、実施に必要な機械購入のために銀行に資金借入れの申込みをしたという程度では「事業の準備」ということはできない（青本 特79条）。よって、本枝は正しい。

**2 ○ 特79条**

特79条（先使用による通常実施権）に規定する「発明及び事業の目的の範囲内」であれば、その製造規模を拡大することは許される（青本 特79条）。よって、本枝は正しい。

**3 × 特83条1項ただし書**

その特許出願の日から4年を経過していないときは、不実施の場合の通常実施権の許諾についての協議を求めることはできない（特83条1項ただし書）。したがって、特許発明の実施が継続して3年以上日本国内において適用にされていないとしても（同項）、いつでも通常実施権の許諾について協議を求めることができるわけではない（同項ただし書）。よって、本枝は誤り。

**4 ○ 特93条2項**

特許発明の実施が公共の利益のために特に必要であるときは、その特許発明の実施をしようとする者は、通常実施権の許諾について協議を求めることができる（特93条1項）。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、「経済産業大臣の裁定」を請求することができる（同2項）。本条についてのみ特許庁長官ではなく経済産業大臣の権限としている（青本 特93条）。よって、本枝は正しい。

**5 ○ 実20条1項**

特許権を無効とされた原特許権者は、その特許を無効にした場合に残された有効な実用新案権又はその専用実施権に対して、無効審判の請求登録前の実施による通常実施権を有する（実20条1項）。一方、実用新案法では、実体的要件についての審査を経ることなく登録がなされることになったため（実14条2項）、実用新案登録が無効理由を有することを知らずに当該考案を実施していたとしても、無効理由を有していた実用新案権Aの権利者等(甲)に関しては通常実施権を認められていない（実20条1項、青本）。よって、本枝は正しい。

**【特許・実用新案】 3**

特許出願についての拒絶査定不服審判又は特許法第 162 条に規定する審査（いわゆる前置審査）に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 拒絶査定不服審判の請求と同時にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があった場合、特許庁長官は、その請求を審査させるに際し、審査官を指定しなければならない。
- (ロ) 拒絶査定不服審判の請求が行われた査定に審査官として関与した審査官が、当該査定に関与したことを原因として、前置審査の職務の執行から除斥される場合がある。
- (ハ) 拒絶をすべき旨の最初の査定を受けた者は、その査定の謄本の送達後、特許出願の一部を新たな出願（いわゆる分割出願）とした場合には、その後、拒絶査定不服審判を請求することができない。
- (ニ) 拒絶査定不服審判の請求と同時にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があった場合において、当該補正が特許法第 17 条の 2 第 3 項（いわゆる新規事項の追加）の規定に違反しているときは、審判請求人に対して意見書を提出する機会が与えられることなく、その補正が却下され、審判の請求は成り立たない旨の審決がされる場合がある。
- (ホ) 拒絶査定不服審判は、原則として書面審理によるものであるが、審判長は、当事者の申立てにより又は職権で、口頭審理によるものとすることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

**〔特・実3〕正解 2****（イ）× 特162条**

特許庁長官は、拒絶査定不服審判の請求と同時に、その請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があったときは、審査官にその請求を審査させなければならない（特162条）。前置の審査を担当するのは、当該拒絶査定をした審査官である。その審査官が退官、転職によりその職務を執行することができないときは、当該技術分野の審査を担当する他の審査官が担当する（青本 特162条）。したがって、特許庁長官が審査官を指定しなければならないわけではない。よって、本枝は誤り。

**（ロ）× 特48条で特139条6号を準用せず**

審判官が事件について不服を申し立てられた査定に審査官として関与したときは、その職務の執行から除斥されるが（特139条6号）、審判官に特有の除斥事由であり、審査官には準用されていない（特48条かつこ書）。よって、本枝は誤り

**（ハ）× 特44条1項3号、特121条1項**

特許出願人は、拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三月以内に、特許出願の分割をすることができる（特44条1項3号）。また、拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる（特121条1項）。分割出願をした場合に、その後の拒絶査定不服審判の請求は制限されていない。よって、本枝は誤り。

**（二）○ 特159条1項で読替えて準用する特53条1項**

補正却下（特53条）の規定は、拒絶査定不服審判に準用する（特159条1項）。補正却下の対象となるのは、①拒絶査定不服審判請求時の補正、②拒絶査定不服審判における第2回目以降の拒絶理由通知に対する補正、③拒絶査定不服審判における拒絶理由通知とあわせて特50条の2の規定による通知がなされた場合の補正である（特159条1項で読替えて準用する特53条1項）。本枝の補正は、上記①に該当している。したがって、当該補正が特17条の2第3項に違反しているときは、意見書を提出する機会を与えることなく、その補正を却下し、審判の請求は成り立たない旨の審決がされる場合がある（準特53条1項）。よって、本枝は正しい。

**（ホ）○ 特145条2項ただし書**

特許無効審判及び延長登録無効審判以外の審判は、書面審理による（特145条2項本文）。ただし、審判長は、当事者の申立により又は職権で、口頭審理によるものとする（同項ただし書）。よって、本枝は正しい。

したがって、正しいものは、（二）、（ホ）の2つであるから、正解は2。

## 【特許・実用新案】 4

特許法第 29 条の 2（いわゆる拡大された範囲の先願）及び第 39 条（先願）に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

なお、特に文中に示した場合を除いて、発明については、いずれも出願人が自らした発明とする。

(イ) 甲は、特許請求の範囲に発明 **イ** が記載された特許出願 **A** を出願し、乙は、特許請求の範囲に発明 **イ** が記載された特許出願 **B** を出願 **A** と同日に出願した。甲と乙の協議が成立しない場合、特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の特許出願人のみが特許を受けることができる。

(ロ) 甲は、特許請求の範囲に発明 **イ** が記載された特許出願 **A** を出願したが、出願 **A** の明細書には、発明 **イ** に加えて、乙から直接知得した発明 **ロ** が従来技術の説明として記載されるとともに、発明 **ロ** の発明者は乙である旨、記載されていた。その後、出願 **A** は出願公開された。一方、乙は、出願 **A** の出願の日からその出願公開の日までの間に、発明 **ロ** について特許出願 **B** をした。

この場合、出願 **B** は、出願 **A** に発明 **ロ** が記載されていることを理由に、出願 **A** をいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶されることはない。

(ハ) 甲は、発明 **イ** について特許出願 **A** をした後、出願 **A** を基礎とする特許法第 41 条第 1 項の規定による優先権の主張を伴う発明 **イ** 及び発明 **ロ** についての特許出願 **B** をした。出願 **A** は、特許法第 42 条第 1 項の規定により取り下げられたものとみなされ、出願公開されることはなかった。乙は、出願 **B** の出願の日からその出願公開の日までの間に、発明 **ロ** について特許出願 **C** をした。

出願 **C** は、出願 **B** がいわゆる拡大された範囲の先願であることを理由として拒絶されることはない。

(ニ) 甲は、特許請求の範囲に発明 **イ** が記載された特許出願 **A** を出願し、乙は、特許請求の範囲に発明 **イ** が記載された特許出願 **B** を出願 **A** と同日に出願した。出願 **A** は出願審査の請求がされたが、出願 **B** は出願審査の請求をすることができる期間内に、出願審査の請求がされず、取り下げたものとみなされた。

この場合、甲と乙とは協議をすることができないから、出願 **A** は出願 **B** と同日の特許出願であることを理由として拒絶をすべき旨の査定がされる。

ただし、乙には、出願 **B** について出願審査の請求をすることができなかったことについて正当な理由はないものとする。

(ホ) 甲は、特許請求の範囲に発明 **イ** が記載され、明細書に発明 **イ** と発明 **ロ** が記載された特許出願 **A** を出願した。その後、出願 **A** は、特許をすべき旨の査定がされ、出願公開されることなく、特許掲載公報が発行された。乙は、出願 **A** の出願の日からその特許掲載公報発行の日までの間に、特許請求の範囲に発明 **ロ** が記載された特許出願 **B** をした。

この場合、出願 **B** は、出願 **A** がいわゆる拡大された範囲の先願であることを理由として拒絶されることがある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

**〔特・実4〕正解 2****（イ）× 特39条2項・6項**

同一の発明イについて、同日に特許出願A（甲）及び出願B（乙）がされている（特39条2項）。したがって、甲と乙の協議（同6項）が成立しない場合、いずれも、その発明イについて特許を受けることはできない（同2項）。くじによることとしている商標登録出願の扱いとは異なる（商8条5項）。よって、本枝は誤り。

**（ロ）○ 特29条の2**

後願Bの出願後に、出願公開された先願Aの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載されている発明口と同一発明口について後願Bは、その発明をした者が当該特許出願に係る発明者と同じの者である場合における発明を除き拒絶される（特29条の2かつこ書）。本枝では、発明口に係る発明者は乙で同一の者である。したがって、乙の出願Bは先願Aの存在を理由として、特29条の2により拒絶されることはない（同かつこ書）。よって、本枝は正しい。

**（ハ）× 特41条3項**

出願C（イ）は、先願Bの出願後に後願され、Cの出願後にBは出願公開されている。したがって、Cは、Bの存在を理由として特29条の2により拒絶される（特49条2号）。よって、本枝は誤り。

**（二）× 特39条5項**

特許出願が取り下げられたときは、特39条1項から4項までの規定の適用については、初めからなかったものとみなされる（特39条5項）。乙の出願Bは出願審査の請求がされず、正当な理由もなく、取り下げたものとみなされている（特48条の3第4項・5項）。したがって、出願Aは同日出願であることを理由として拒絶されることはない（特39条5項）。よって、本枝は誤り。

**（ホ）○ 特29条の2**

特29条の2は、後願の出願後に①特許掲載公報の発行、②出願公開がされた先願の願書に最初に添付した明細書等に記載されている発明と同一発明についての後願は拒絶される旨を規定している。後願Bの発明口は、Bの出願後に特許掲載公報の発行がされた先願Aの願書に最初に添付した明細書等に記載されている発明と同一であり、発明者及び出願人は異なる（同かつこ書、ただし書）。したがって、出願Bは出願Aの存在を理由に特29条の2の規定により拒絶されることがある（特49条2号）。よって、本枝は正しい。

したがって、正しいものは、（ロ）、（ホ）の2つであるから、正解は2。

**【特許・実用新案】 5**

特許法に規定する再審に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 確定した取消決定に対する再審において、審判長は、当事者及び参加人を審尋することができる。
- (ロ) 再審を請求する者がその責めに帰することができない理由により再審の請求ができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内であっても再審の理由を知った日から6月を超えるとその請求をすることができない。
- (ハ) 確定した取消決定に対する再審において、2以上の請求項に係る特許の2以上の請求項について再審を請求した場合、当該再審における特許異議の申立てについての決定の確定前であれば、その請求は請求項ごとに取り下げることができる。
- (ニ) 特許を無効にすべき旨の確定審決に対する再審において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求が認められる場合がある。
- (ホ) 特許を無効にすべき旨の審決が確定し、その後再審によって特許権が回復した場合、第三者が善意でその特許に係る発明を業として実施しているときは、その特許を無効にすべき旨の審決が確定してから再審によって回復するまでの期間における実施が侵害となることはない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

**〔特・実5〕正解 3****(イ) ○ 特174条1項**

審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる（特134条4項）。この規定は、特許異議の申立てについての審理及び決定に準用され（特120条の8第1項）、確定した取消決定に対する再審において準用されている（特174条1項で準用する特120条の8）。よって、本枝は正しい。

**(ロ) × 特173条2項**

再審の請求期間については、①請求人が再審の理由を知った日から30日（特173条1項）、あるいは、②取消決定又は審決等が確定した日から3年である（同4項）。再審の請求をする者がその責めに帰することができない理由により、上記①の期間内にその請求をすることができないときには、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内で「その期間の経過後6月以内」にその請求をすることができる（特173条2項）。したがって、「再審の理由を知った日から6月」ではない。よって、本枝は誤り。

**(ハ) ○ 特174条1項で準用する特155条1項・3項**

審判の請求は、審決が確定するまでは、取り下げることができる（特155条1項）。二以上の請求項に係る特許の二以上の請求項について特許無効審判を請求したときは、その請求は、請求ごとに取り下げることができる（同3項）。特155条1項及び3項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する（特174条1項）。したがって、当該再審における特許異議の申立てについての決定の確定前であれば、その請求は請求項ごとに取り下げることができる。よって、本枝は正しい。なお、異議申立てについては、取消理由の通知後は取り下げることができない（特120条の4第1項）。

**(ニ) × 特174条3項で特134条の2を準用せず**

特許無効審判の確定審決に対する再審では、特134条の2（特許無効審判における訂正の請求）の規定は準用していない（特174条3項）。再審は、確定審決の可否を争うものであって、無効審判の再審中に再度訂正を認めて、確定審決の対象が変更されることは妥当ではないことからである（青本 特174条）。したがって、本問では、訂正の請求（特134条の2）が認められる場合はない。よって、本枝は誤り。

**(ホ) × 特175条2項1号**

無効にした特許に係る特許権が再審により回復したときは、特許権の効力は、当該審決が確定した後「再審の請求の登録前」における、当該発明の善意の実施には及ばない（特175条2項1号）。したがって、「再審によって、回復するまでの期間」ではない。よって、本枝は誤り。

したがって、誤っているものは、(ロ)、(ニ)、(ホ) の3つであるから、正解は3。

## 【特許・実用新案】 6

特許出願及び実用新案登録出願等の分割・変更に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げられていないものとする。また、実用新案登録出願、意匠登録出願についても、同様とする。

また、以下において、「パリ優先権」とは、パリ条約第4条に規定する優先権をいうものとする。

- 1 特許出願について特許をすべき旨の査定がされた場合、その謄本の送達があった日から30日以内であって、特許料の納付と同時又は納付した後でなければ、特許出願人は、その特許出願の一部を分割して新たな特許出願とすることはできない。
- 2 甲は、実用新案登録請求の範囲に請求項1に考案イ、請求項2に考案ロを記載した実用新案登録出願をし、実用新案登録された。その後、甲が、請求項2に対して実用新案技術評価の請求をし、その評価書の内容を確認してから、請求項2を削除する訂正を適法に行った場合、甲は、この実用新案登録に基づいて特許出願をすることができる。
- 3 意匠登録出願人は、その意匠登録出願に仮通常実施権を有する者があるとき、その仮通常実施権者の承諾を得なければ、その意匠登録出願を特許出願に変更することはできない。
- 4 パリ条約の同盟国の国民である甲は、パリ条約の同盟国である国Xにおいて最初の特許出願Aをした後、出願Aを基礎としてパリ優先権の主張を伴う特許出願Bを日本国にし、出願Bの手続において、特許法第43条第1項に規定する書面（以下「優先権主張書面」という。）及び同条第2項に規定する書類（以下「優先権証明書」という。）を特許庁長官に提出した。その後、甲が、この出願Bの一部を分割して新たな特許出願Cとするとともに、この出願Cに係る発明について、出願Aを基礎としたパリ優先権を主張するには、出願Cの手続において、特許庁長官に、優先権証明書を提出する必要はないが、優先権主張書面については提出しなければならない。
- 5 実用新案登録出願から変更された特許出願の実用新案登録出願への変更は、禁止されていないが、実用新案登録に基づく特許出願から変更された意匠登録出願を実用新案登録出願へ変更することは、禁止されている。

**〔特・実6〕 正解 5****1 × 特44条1項2号**

特許出願人は、特許をすべき旨の査定の際の謄本の送達があった日から30日以内に、二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることができる（特44条1項2号）。特許査定の際の謄本の送達日から30日以内であっても、特許権の設定登録がなされた後は、特許出願が特許庁に係属しなくなるため、特許出願を分割することはできない（特実審査基準第VI部第1章第1節2.1.2）。したがって、特許料の納付により特許権の設定の登録がされることから（特66条2項）、その後の分割はできない。よって、本枝は誤り。

**2 × 特46条の2第1項2号**

実用新案権者は、実用新案技術評価（実12条1項）の請求があったときは、実用新案登録に基づく特許出願をすることはできない（特46条の2第1項2号）。二重の審査を防止するためである。なお、特46条の2第1項の規定は請求項ごとに実用新案登録又は実用新案権があるものとみなされるものではなく（実50条の2）、出願人又は権利者による評価請求後は、評価請求されていない請求項に係るものに基づく場合であっても、特許出願をすることはできない（青本 特46条の2）。よって、本枝は誤り。

**3 × 特46条2項、特34条の3第9項**

意匠登録出願人は、その意匠登録出願を特許出願に変更することができる（特46条2項）。仮通常実施権者（意5条の2第1項）の承諾は必要とされていない。なお、出願の変更の際に仮通常実施権者の承諾が不要とされたことに伴い、仮通常実施権者の実施の継続を確保するための承諾に代わる措置として、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなされる（特34条の3第9項）。よって、本枝は誤り。

**4 × 特44条4項**

パリ条約による優先権の主張を伴う日本出願Bの分割出願Cについては、原出願Bにおいて主張したパリ条約による優先権が主張されたものとみなされる（パリ4条G）。もとの特許出願Bについて提出された優先権を証明する書面又は書類は、新たな特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなされるからである（特実審査基準第V部第1章5.1）。したがって、甲は、出願Cの手続において、特許庁長官に、「優先権主張書面」及び「優先権証明書」を提出する必要はない（特44条4項）。よって、本枝は誤り。

**5 ○ 実10条1項かつこ書**

実用新案登録出願から変更された特許出願の実用新案登録出願への変更は禁止されていない（実10条1項本文）。一方、実用新案登録に基づく特許出願を、実用新案登録出願に変更することはできない（同項かつこ書）。変更を認めた場合には、実用新案登録出願の状態に戻る事が可能となるからである（青本）。よって、前段は正しい。一方、実用新案登録に基づく特許出願（特46条の2第1項）から変更された意匠登録出願を実用新案登録出願へ変更することは、禁止されている（実10条2項本文かつこ書）。よって、後段も正しい。以上により、本枝は正しい。

## 【特許・実用新案】 7

特許権に関連する訴訟に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許に係る発明の発明者である**甲**は、当該特許の出願人であり特許権者である**乙**を被告として、特許を受ける権利の**甲**から**乙**への移転がなかったことを理由に、特許庁の審判を経ることなく、当該特許の無効を確認する訴えを東京高等裁判所に直接提起することができる。
- 2 特許異議の申立てにつき、特許を維持すべき旨の決定がなされたときは、何人も、当該決定の取消しを求める訴えを提起することができる。
- 3 特許無効審判の請求は成り立たない旨の審決に対しては、当事者、参加人、又は当該審判に参加を申請してその申請を拒否された者でなくとも、利害関係人である旨を証明すれば、当該審決の取消しを求める訴えを提起することができる。
- 4 在外者の特許権に関する特許無効審判において、特許を無効とすべき旨の審決をする場合、当該在外者が代理権の範囲の制限のない特許管理人を有するときでも、審判長は、出訴期間について、附加期間を定めることができる。
- 5 特許庁長官は、特許無効審判の審決に対する取消訴訟について、裁判所から、当該事件に関する特許法の適用について意見を求められたときは、自ら又は特許庁の職員を代理人として意見を述べなければならない。

**〔特・実7〕 正解 4****1 × 特178条1項**

①取消決定又は②審決に対する訴え及び③特許異議申立書、④審判若しくは再審の請求書又は⑤特120条の5第2項若しくは⑥特134条の2第1項の訂正の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする（特178条1項）。したがって、当該特許権の無効（特123条1項6号）を確認する訴えを東京高等裁判所に直接提起することはできない。よって、本枝は誤り。

**2 × 特114条5項**

維持決定（特114条4項）に対しては不服を申し立てることはできない（同条5項）。これは、特許異議の申立ては、第三者に対して特許処分の見直しを求める機会を与えたものに過ぎないものであること、維持決定を受けた特許異議申立人は別途無効審判請求を行うことができること等の理由による（青本同項）。よって、本枝は誤り。

**3 × 特178条2項**

審決等に対する訴え（特178条1項）は、①当事者、②参加人又は③当該特許異議の申立てについての審理、審判若しくは再審に参加を申請してその申請を拒否された者に限り、提起することができる（同2項）。したがって、利害関係人である旨の証明では、当該審決の取り消しを求める訴えを提起することはできない。よって、本枝は誤り。

**4 ○ 特178条5項**

審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、不変期間（特178条4項）について、職権で、附加期間を定めることができる（特178条5項）。ここで、「外国はすべて遠隔の地でよむこと」とされており（青本特4条）、在外者（8条1項）は、遠隔の地にある者である。また、在外者の場合には、附加期間が定められるのが通例である（中山「注解特許法」）。よって、本枝は正しい。

**5 × 特180条の2第2項・3項**

当事者系の特許無効審判及び延長登録無効審判の審決取消訴訟における、求意見（特180条の2第1項）又は意見陳述（同2項）については、裁判所又は特許庁長官の義務ではなく裁量である（青本同条）。したがって、特許庁長官は、「意見を述べることができる」のであって「意見を述べなければならない」ということではない（同2項・3項）。よって、本枝は誤り。

**【特許・実用新案】 8**

特許無効審判又は実用新案登録無効審判に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 審判長は、特許無効審判において、当初の請求書に記載した理由以外の新たな無効理由を追加する補正がなされた場合、当該補正が審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかであると認められ、かつ、特許法第 134 条の 2 第 1 項の訂正の請求により請求の理由を補正する必要が生じたと認められるときは、その補正を許可しなければならない。
- (ロ) 1 つの特許権に対して 2 つの特許無効審判が請求され、その審理の併合をせず別々に審理を行った場合において、その 2 つの特許無効審判のうち一方の特許無効審判においてのみ特許法第 134 条の 2 第 1 項の訂正の請求がなされたとき、他方の特許無効審判について審理を中止して、当該訂正の請求がなされた特許無効審判の審理を優先することができる。
- (ハ) 特許無効審判において、審判長は、審理の終結の通知をした後に、当事者又は参加人の申立てがない場合であっても、審理の再開をするときがある。
- (ニ) 特許法第 38 条（共同出願）の規定に違反した出願に係る特許権について、特許法第 74 条第 1 項（特許権の移転の特例）の規定による請求に基づく特許権の移転の登録がなされることにより、特許を受ける権利の共有者全員が当該特許権を共有することとなったときには、共同出願違反の無効理由には該当しない。
- (ホ) 実用新案登録が条約に違反してされたとき、利害関係人でなくても、そのことを理由として、その実用新案登録を無効にすることについて実用新案登録無効審判を請求することができる。

- 1 1 つ
- 2 2 つ
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

**〔特・実8〕正解 1****(イ) × 特131条の2第2項**

審判長は、特許無効審判において、請求の理由（特131条1項3号）の補正がその要旨を変更するものである場合において（特131条の2第2項）、①当該補正が審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかなるものであり（同項柱書）、かつ、②当該特許無効審判において特134条の2第1項の訂正の請求があり、その訂正の請求により請求の理由を補正する必要が生じたこと（同項1号）があると認めるときは、決定をもって、当該補正を「許可することができる」（同項柱書）。審判長が補正を「許可することができる」とするのは、審判長の裁量権に服するものであることを明示するためである（青本同項）。したがって、その補正を許可しなければならないわけではない。よって、本枝は誤り。

**(ロ) ○ 特168条1項**

審判において必要があると認めるときは、他の審判の審決が確定するまで、その手続を中止することができる（特168条1項）。例えば、同一の特許に対して、複数の無効審判が請求されたとき、それらのうちの一つの事件においてのみ訂正の請求がされている場合など、複数の事件の審理を併合することに支障がある場合には、無理に併合をせず、いずれかの事件の審理を優先し、その他の事件を中止する（審判便覧51-09）。したがって、その審理の併合をしない場合には、当該訂正の請求された特許無効審判の審理を優先することができる（特168条1項）。よって、本枝は正しい。

**(ハ) ○ 特156条3項**

審判長は、必要があるときは、審理の終結の通知（特156条1項・2項）をした後であっても、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審理の再開をすることができる（同3項）。審理の完全を期するためのものである。したがって、当事者又は参加人の申立てによるばかりでなく、必要があるときは職権でも再開をすることができる。よって、本枝は正しい。

**(ニ) ○ 123条1項2号かっこ書**

その特許が特38条（共同出願）に違反してされた場合にあっては、特74条1項の規定による請求（特許権の移転請求権）に基づき、その特許に係る特許権の移転の登録があったときは、共同出願違反の無効理由には該当しないことになる（特123条1項2号かっこ書）。よって、本枝は正しい。

**(ホ) ○ 実37条2項**

実用新案登録無効審判は、冒認及び共同出願違反以外の無効理由については、何人も請求することができる（実37条2項）。したがって、実用新案登録が条約に違反してされたことを理由とする実用新案登録無効審判（実37条1項3号）は利害関係人でなくとも請求できる（同2項）。よって、本枝は正しい。

したがって、誤っているものは、(イ)の1つであるから、正解は1。

## 【特許・実用新案】 9

優先権に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

また、以下において、「国内優先権」とは、特許法第 41 条第 1 項に規定する優先権をいい、「パリ優先権」とは、パリ条約第 4 条に規定する優先権をいうものとする。

- 1 甲は、発明イについて特許出願Aをし、その5月後に、出願Aを基礎とする国内優先権の主張を伴って、発明イ及び発明ロについて特許出願Bをした。出願Bの出願から5月後に、発明イ、発明ロ及び発明ハについて特許出願Cをする場合、出願Cに係る発明イについての特許法第 41 条第 2 項に規定された各規定の適用については、出願Cが出願Aの時にされたものとみなされることはない。
- 2 甲は、特許請求の範囲に発明イ、明細書に発明イ及び発明ロに記載した特許出願Aをした後、出願Aを基礎とする国内優先権の主張を伴って、特許請求の範囲に発明イ及び発明ハ、明細書に発明イ及び発明ハに記載した特許出願Bをした。その後、出願Aは出願公開されることなく取り下げたものとみなされ、出願Bについて出願公開された。乙は、出願Aの出願日後、かつ出願Bの出願日前に、発明ロを特許請求の範囲に記載した特許出願Cをし、この出願Cについて出願審査の請求をした。この場合、出願Cに係る発明ロは、出願Aの明細書に記載された発明ロと同一であるから、特許法第 29 条の 2 の規定により、特許を受けることができない。
- 3 甲は、自らした発明イを明細書に記載した特許出願Aをした。その後、出願Aの出願公開前に、乙は、自らした発明イを特許請求の範囲に記載した特許出願Bをした。出願Aの出願公開の後、特許を受ける権利の移転により、出願Aの出願人の名義が乙に変更された。その後、乙は、出願Bを基礎とする国内優先権の主張を伴って、発明イ及び発明ロを特許請求の範囲に記載した特許出願Cをした。  
この場合、出願Cは、出願Aをいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第 29 条の 2 の規定により拒絶されることはない。
- 4 パリ条約の同盟国の国民である甲は、パリ条約の同盟国である国Xにおいて発明イについて最初の特許出願Aをした。出願Aの出願から9月後、出願Aを基礎とするパリ優先権の主張を伴って、日本国において発明イについて特許出願Bをした。甲は、出願Bの手続において、パリ優先権を証明する書類等（特許法第 43 条第 2 項に規定する書類又は同条第 5 項に規定する書面）を、出願Aの出願の日から1年6月以内に特許庁長官に提出しなければならない。
- 5 パリ優先権を証明する書類等（特許法第 43 条第 2 項に規定する書類又は同条第 5 項に規定する書面）を提出せずに同条第 6 項に規定する通知を受けた者は、この通知の日から2月を経過した後は、当該書類等を特許庁長官に提出することができる場合はない。

**〔特・実9〕正解 3****1 × 特41条1項**

出願Cは、出願Aから10月経過後に出願を行っている。したがって、出願Cが先の出願Aに基づく優先権の主張を伴う出願であって、出願Aの出願の日から1年以内に出願された場合には、特41条2項に規定された各規定の適用については、出願Cが出願Aの時にされたものとみなされる場合がある。よって、本枝は誤り。

**2 × 特41条3項**

出願A（イ、ロ）を基礎とする国内優先権の主張（特41条1項）を伴う出願Bの願書に最初に添付された明細書等に記載された発明（イ、ハ）のうち、AとBに共通して記載されたイについては、Bについて出願公開された時に、当該先の出願Aについて出願公開がされたものとみなして特29条の2本文の規定を適用する（特41条3項）。一方、Aは省令期間を経過したときに取り下げたものとみなされることから（特42条1項）、Aのみに記載されたロについては先願の地位を有さず、C（ロ）は先願Aの存在を理由として特29条の2の規定により拒絶されることはない。よって、本枝は誤り。

**3 ○ 特41条2項**

乙の出願Bは、甲の先願Aの存在により、出願Bの時点で特29条の2に規定する拒絶理由を有し、その後の出願Aの名義変更によっても拒絶理由は解消しない。乙は、当該名義変更後、出願Bに基づく国内優先権の主張を伴う出願Cを行っていることから（特41条1項）、乙の出願Cの際に、出願Bについて査定又は審決が確定していない場合（特41条1項4号）、優先権主張の効果は認められる（特41条2項）。ただし、特29条の2ただし書に規定する出願人同一の判断は、出願Cの時点で判断することから、出願Aの名義変更後であり、出願Cと出願Aは出願人同一となっている。したがって、出願Cは出願Aの存在を理由として特29条の2の規定により拒絶されることはない。よって、本枝は正しい。

**4 × 特43条2項**

甲は、出願Aを基礎とするパリ優先権主張を伴う出願Bを行っている（特43条1項）。したがって、同盟国の認証のある出願の年月日を記載した書面、発明の明細書及び図面の謄本等（特43条2項・5項）を第一国の出願（二以上ある場合は最先のもの）の日から「1年4月以内」に特許庁長官に提出しなければならない（特43条2項）。したがって、出願Aの出願の日から「1年6月以内」ではない。よって、本枝は誤り。

**5 × 特43条8項**

パリ優先権を証明する書類等を提出せず、その旨の通知（特43条6項）を受けた者は、経済産業省令で定める期間内（同6項の規定の通知の日から2月、特施規27条の3の3第5項）に限り、当該書類等を特許庁長官に提出することができる（同7項）。第6項の規定による通知を受けた者が、その責めに帰することができない理由により提出することができないときは、第7項の規定にかかわらず、経済産業省令で定める期間内に、提出することができる（同8項）。よって、本枝は誤り。

**【特許・実用新案】10**

特許異議の申立てに関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許異議申立人は、特許異議申立期間が経過する時まではいつでも特許異議の申立ての理由の要旨を変更する補正をすることができる。
- (ロ) 特許異議申立人が特許法第 29 条第 1 項第 3 号（いわゆる新規性）の規定に違反してされたことを理由とする特許異議の申立てをする請求項に係る特許について、その特許が特許法第 29 条第 2 項（いわゆる進歩性）の規定に違反してされた旨の特許の取消しの理由が通知されることがある。
- (ハ) 特許権者が、特許の取消しの理由の通知を受けた後、特許法第 120 条の 5 第 2 項の訂正の請求を行った場合、当該訂正の請求において特許異議の申立てがされていない請求項に係る誤記の訂正を目的とする訂正は、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならない。
- (ニ) 特許の取消しの理由の通知に対して特許法第 120 条の 5 第 2 項の訂正の請求がされることなく意見書が提出された場合は、審判長は、特許異議申立人を審尋することができない。
- (ホ) 特許権者は、特許法第 120 条の 5 第 2 項の訂正の請求書の却下の決定に対して、東京高等裁判所に直接訴えを提起することができない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

**〔特・実10〕 正解 2****（イ）× 特115条第2項ただし書**

特許異議申立書の補正は、その要旨を変更するものであってはならない（特115条2項本文）。ただし、特許異議の申立ての理由及び証拠の補正については、例外的に、その要旨を変更するものであっても、①特許異議申立期間が経過するとき又は②取消理由の通知がある時の「いずれか早いときまで」は、理由及び証拠の追加、変更が認められる（同ただし書）。よって、本枝は誤り。

**（ロ）○ 特120条の2第1項**

特許異議の申立てについての審理においては、特許権者、特許異議申立人又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる（特120条の2第1項）。また、特許異議申立人が申し立てない証拠の採用も可能である。したがって、特許異議申立人の主張と異なる取消の理由が通知されることがある（特120条の5第1項）。よって、本枝は正しい。

**（ハ）○ 特120条の5第9項で読み替えて準用する特126条7項**

特許権者は、取消理由通知に対する意見書の提出期間内（特120条の5第1項）に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる（同第2項）。特126条4項から7項までの規定は、特120条の5第2項の場合に準用する（特120条の5第9項）。よって、本枝は正しい。

**（ニ）× 特120条の8第1項で準用する特134条4項**

審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる（特134条4項）。特許異議の申立てにおいては、合議体が特許権者又は異議申立人の意見を聴く必要があると認めたときは審尋をする（特120条の8第1項で準用する特134条4項）。よって、本枝は誤り。

**（ホ）× 特178条1項**

特120条の5第2項の訂正の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする（特178条1項）。したがって、当該決定に対して、東京高等裁判所に直接訴えを提起することができる。よって、本枝は誤り。

したがって、正しいものは、（ロ）、（ハ）の2つであるから、正解は2。

## 【特許・実用新案】11

特許権等に関して、次の(イ)～(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 2つの医薬を混合して医薬を製造するための方法の発明に係る特許権が存在する場合、医師の処方せんによって医薬を調剤する薬剤師の行為が、当該発明を実施することになるとき、当該薬剤師の調剤行為に当該特許権の効力が及ぶ。
- (ロ) 特許権侵害訴訟において、特許請求の範囲に記載された構成と対象製品の構成に異なる部分が存する場合であっても、その異なる部分が特許発明の本質的部分であるときは、対象製品の当該構成の異なる部分が特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、当該対象製品は、特許発明の技術的範囲に属すると解される。
- (ハ) 甲と乙が共同で発明し、特許を受ける権利が甲と乙の共有であるにもかかわらず、乙及び丙が甲に無断で当該発明について共同で出願して取得した特許権を共有する場合、甲が丙に対して当該特許権の自己の持分の移転を請求するときは、甲は乙の同意を得なければならない。
- (ニ) 特許権者が死亡し、民法第958条（相続人の搜索の公告）の期間内に相続人である権利を主張する者がいないときは、相続財産である特許権は国庫に帰属する。

- 1 1つ  
2 2つ  
3 3つ  
4 4つ  
5 なし

**〔特・実11〕 正解 4****（イ）× 特69条3項**

二以上の医薬を混合することにより製造されるべき医薬の発明又は二以上の医薬を混合して医薬を製造する方法の発明に係る特許権の効力は、医師又は歯科医師の処方箋により調剤する行為及び調剤する医薬には及ばない（特69条3項）。調剤行為にまで特許権の効力を及ぼすのは適当でないためである（青本同条）。よって、本枝は誤り。

**（ロ）× 特70条、最判平成10年2月24日（ボールスプライン軸受け事件）**

均等論の判断基準として（判例）、特許請求の範囲と異なる部分がある場合であっても、①特許発明の本質的な部分でないことが要件とされる（青本 特70条）。本問では、異なる部分が「特許発明の本質的部分であるとき」としている。よって、本枝は誤り。

**（ハ）× 特74条3項**

本問の特許を受ける権利は、甲と乙の共有に係るものであるが、特許を受ける権利を有さない丙に対し特許されている（特123条1項6号）。したがって、当該共有に係る特許権について、特許を受ける権利を有する甲は、丙に対し当該特許権の移転を請求することができる（特74条1項）。この場合、他の共有者乙の同意（特73条1項）は要しない（特74条3項）。丙から甲への移転が妨げられることのないよう確認的に規定したものである（青本 特74条）。よって、本枝は誤り。

**（二）× 特76条**

特許権は、民958条の期間内に相続人である権利を主張するものがないときは、消滅する（特76条）。政策上適切と考えられるからである（青本同条）。よって、本枝は誤り。

したがって、誤っているものは、（イ）、（ロ）、（ハ）、（二）の4つであるから、正解は4。

## 【特許・実用新案】12

特許権に関連する訴訟又は罰則に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許権者は、その特許発明がその特許出願の日前の出願に係る他人の特許発明を利用するものである場合、当該他人に対しその特許発明の実施をするための通常実施権の許諾について協議を求めることができるが、その協議が成立せず、特許庁長官の裁定を請求し、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、東京高等裁判所に直接訴えを提起してその対価の減額を求めることができる。
- 2 特許無効審判の審決に対する取消訴訟において、既に提出された準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載されているときは、裁判所は、当事者の申立てにより、特許法上の秘密保持命令を発することができる。
- 3 特許権者**甲**が、**乙**が請求した特許無効審判において、審判官を欺いて虚偽の資料を提出し、審判の請求は成り立たない旨の審決を受けた場合、**甲**の詐欺の行為の罪については、**乙**の告訴がなければ公訴を提起することができない。
- 4 業務主**甲**に雇用される従業者**乙**が、**甲**の業務に関し、他人の特許権の侵害の罪を犯して罰金刑に処せられる場合、**甲**が法人であるときは**甲**に対して罰金刑が科されるが、**甲**が自然人であるときは**甲**に対して罰金刑が科されることはない。
- 5 特許権者**甲**が求めた判定の手續において、**甲**に雇用される従業者**乙**が証人として宣誓の上で虚偽の陳述をしたときは、偽証の罪に当たる。

**〔特・実12〕 正解 5****1 × 特183条1項**

自己の特許発明の実施をするための通常実施権の裁定（特92条3項）を受けた者は、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、訴えを提起してその額の増減を求めることができる（特183条1項）。同項に規定する「対価の額についての訴え」は、一審を高等裁判所とする規定も他に見られず、原則として、被告となるべき者の所在地を管轄する地方裁判所に提起されることになる（中山「注解特許法」）。よって、本枝は誤り。

**2 × 特105条の4第1項**

既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載されているときは（特105条の4第1項1号）、当事者の申立により、特許法上の秘密保持命令を発することができる。しかしながら、「特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟」において、裁判所は特許法上の秘密保持命令を発することができるのであって、「特許無効審判の審決に対する取消訴訟」ではない。よって、本枝は誤り。

**3 × 特197条、特200条の3 <法改正>**

秘密保持命令違反の罪（特200条の3）のみが親告罪として規定されている（同2項）。したがって詐欺の行為の罪（特197条）については、告訴がなくとも公訴を提起することができる。よって、本枝は誤り。

<法改正情報>令和2年10月1日施行

旧200条の2→新200条の3

**4 × 特201条1項**

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、特201条1項各号に掲げる規定の違反行為をした時は、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、「その人に対して各本条の罰金刑」を科する（特201条1項柱書）。したがって、甲が自然人であるとき甲に対しても罰金刑が課される場合がある（同項）。よって、本枝は誤り。

【参考】「その人に対して各本条の罰金刑」とは、特196条～198条、特200条の3第1項に規定する罰金刑をいう。

**5 ○ 特199条1項**

宣誓した証人乙が特許庁に対し虚偽の陳述をしたときは、偽証の罪に当たる（特199条1項）。よって、本枝は正しい。なお、事件の判定の謄本送達される前に自白したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる（同条2項）。

**【特許・実用新案】13**

特許無効審判、訂正審判又は特許無効審判における訂正の請求に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許請求の範囲の訂正をすることについての訂正審判において、請求項の数を増加させる訂正が認められる場合がある。
- (ロ) 特許無効審判は、特許権について特許法第79条（先使用による通常実施権）の規定に基づき通常実施権を有する者であっても、請求することができる。
- (ハ) 特許無効審判の被請求人は、審判請求書の副本及び請求理由の補正に係る手続補正書の副本の送達に伴う答弁書提出期間（特許法第134条第1項及び第2項）、審決取消判決に伴う指定期間（特許法第134条の3）、及び職権審理の審理結果に対する意見提出期間（特許法第153条第2項）に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。
- (ニ) 訂正審判は、特許権の消滅後に、当該特許権に係る特許が特許法第29条第2項（いわゆる進歩性）の規定に違反してされたものとして特許無効審判により無効にされた場合であっても、請求することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

**〔特・実13〕 正解 2****（イ）○ 特126条1項**

訂正審判は、①特許請求の範囲の減縮（特126条1項1号）、②誤記又は誤訳の訂正（同2号）、③明瞭でない記載の釈明（同3号）、④他の請求項の記載を引用する請求項の記載を他の請求項の記載を引用しないものとする（同4号）を目的とするものに限られる（同項柱書）。上記①に関し、原則として、請求項を増加する訂正は、特許請求の範囲の減縮には該当しない。ただし、①n項引用している1の請求項をn-1以下の請求項に変更、②請求項間の引用関係の解消に該当するときには、請求項を増加する訂正も認められる（審判便覧38-03の2.(3)）。よって、本枝は正しい。

**（ロ）○ 特123条2項**

特許無効審判は、利害関係人に限り請求することができる（特123条2項）。同項に規定する利害関係について、特許権侵害を問題にされる可能性が少しでも残っている限り、そのような問題を提起されるおそれのある者は、当該特許を無効にすることについて私的な利害関係を有し、特許無効審判を行う利益を有することは明らかである（知財高裁平成30年4月13日判決「ピリミジン誘導体事件」）。したがって、先使用による通常実施権者（特79条）についても、利害関係は認められると解される。よって、本枝は正しい。

【参考】審判便覧(31-02)では、利害関係人の具体例として、当該特許発明と同一である発明を実施している者、当該特許権の専用実施権者、通常実施権者等が例示されている。

**（ハ）× 特134条の2第1項**

特許無効審判の被請求人は、①特134条1項若しくは②2項、③特134条の3、④特153条2項又は⑤特164条の2第2項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。本問では、⑤審決の予告に対する訂正の請求をするための指定期間（特164条の2第2項）が抜けている。よって、本枝は誤り。

**（二）× 特126条8項ただし書**

訂正審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる（特126条8項本文）。ただし、特許が取消決定により取り消され、又は特許無効審判により無効にされた後は、請求することはできない（同項ただし書）。よって、本枝は誤り。

したがって、正しいものは、（イ）、（ロ）の2つであるので、正解は2。

**【特許・実用新案】14**

特許法上の、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における書類の提出等又は秘密保持命令に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 裁判所は、書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができ、さらに、書類の所持者の同意を得た場合に限り、その提示させた書類を当事者に開示して意見を聴くことができる。
- 2 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、裁判所が当事者に提出を命ずることができる書類は、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類に限られ、裁判所は、当該侵害行為について立証するため必要な書類の提出を命ずることはできない。
- 3 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類について、裁判所は、当事者の申立てがなければ、当事者に提出を命ずることはできない。
- 4 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当事者がその保有する営業秘密について、秘密保持命令の決定を得るためには、当該営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、かつ当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用及び開示を制限する必要があることを、疎明しなければならない。
- 5 秘密保持命令を取り消す裁判に対して、即時抗告がされた場合であっても、秘密保持命令を取り消す裁判の効力は当該裁判後直ちに生ずる。

**〔特・実14〕 正解 3****1 × 特105条3項**

裁判所が書類提出の必要性又は書類の提出を拒む「正当な理由」を判断するに際して、書類を提示してその意見を聴くことが必要であるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に当該書類を開示することができる（特105条3項）。したがって、書類の所持者の同意を得た場合には限られない。よって、本枝は誤り。

**2 × 特105条1項**

裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、①当該侵害行為について立証するため、又は②当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる（特105条1項）。したがって、①について必要な書類の提出についても命ずることができる。よって、本枝は誤り。

**3 ○ 特105条1項**

裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、必要な書類の提出を命ずることができる（特105条1項）。したがって、当事者の申立てがなければ書類の提出を命ずることはできない（同項）。よって、本枝は正しい。

**4 × 特105条の4第1項2号**

裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密について（特105条の4第1項1号）、営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、「又は当該営業秘密が開示されることにより」、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること（同項2号）を疎明しなければならない（同項柱書）。したがって、「かつ当該営業秘密が開示されることにより」ではない。よって、本枝は誤り。

**5 × 特105条の5第4項**

秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる（特105条の5第3項）。秘密保持命令を取り消す裁判は、「確定しなければ」その効力を生じない（同4項）。よって、本枝は誤り。

## 【特許・実用新案】15

特許を受ける権利、仮通常実施権等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許出願後における特許を受ける権利を、会社合併により承継した場合、特許庁長官に届け出なければ、その効力は生じない。
- (ロ) 仮通常実施権に係る特許法第41条第1項の先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に記載された発明に基づいて特許法第41条第1項の規定による優先権の主張があったときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該優先権の主張を伴う特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、当該設定行為に別段の定めがなければ、仮通常実施権が許諾されたものとみなされる。
- (ハ) 甲は、化粧品メーカーXから、競業関係にある化粧品メーカーYへ転職した後、化粧品メーカーYにおいて発明イを着想し発明した。発明イが化粧品メーカーXでの職務上の経験に基づいてなされたものであれば、発明イは、化粧品メーカーXにおける、特許法第35条第1項に規定された職務発明に該当する。
- (ニ) 使用者甲は、勤務規則において、従業者乙がした職務発明について、あらかじめ甲に特許を受ける権利を取得させることを定めている。この場合において、乙と他人丙の間で、乙による職務発明イに係る特許を受ける権利を丙に譲渡するとの譲渡契約が結ばれたとき、使用者甲は、他人丙より先に職務発明イに係る特許出願をしなければ、他人丙に対抗することができない。
- (ホ) 甲は、特許出願前における発明イに係る特許を受ける権利を乙に承継した。その1月後、甲は、同じく特許出願前における発明イに係る特許を受ける権利を丙に承継した。この場合、乙は丙よりも先に特許を受ける権利を承継しているから、丙が、乙よりも先に特許出願したとしても、乙は、特許を受ける権利の承継について、丙に対抗することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

**〔特・実15〕 正解 1****（イ）× 特34条4項**

特許出願後における特許を受ける権利の承継は、「相続その他の一般承継の場合を除き」、特許庁長官に届け出なければ、その効力を生じない（特34条4項）。相続その他の一般承継とは、相続のほかには、会社合併、包括遺贈等が含まれる（青本）。したがって、会社合併により承継した場合、特許庁長官に届け出なくして承継の効力が生じることになる。よって、本枝は誤り。なお、遅滞なく、その旨を届け出なければならない（同5項）。

**（ロ）○ 特34条の3第5項**

特34条5項は、仮通常実施権が許諾されている特許出願等に基づいて国内優先権主張がなされたときは、当該優先権主張を伴う特許出願（後の出願）について、先の出願についての仮通常実施権の設定行為で定められた範囲内において仮通常実施権が許諾されたものとみなすことを規定している。よって、本枝は正しい。

**（ハ）× 特35条1項**

職務発明とは、①その性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、②その発明をするに至った行為が「その使用者等における」従業者等の現在又は過去の職務に属する発明をいう（特35条1項）。なお、職務発明は同一企業内の場合に限られ、甲が、メーカーXの時代の職務上の経験に基づいてメーカーYへ転任後発明イをしたとしても、それは「その使用者等(X)における」ということにならないので、Xにおける職務発明には該当しない（青本 特35条）。よって、本枝は誤り。

**（二）× 特35条3項**

職務発明イの特許を受ける権利は、その発生した時から当該使用者甲に帰属する（特35条3項）。したがって、他人丙が発明者乙から当該特許を受ける権利を譲り受けたとして出願したとしても、いわゆる冒認出願として処理されることとなるので、特34条の適用はなく、二重譲渡の問題は発生しない（平成27年改正本）。よって、本枝は誤り。

**（ホ）× 特34条1項**

特許出願前における特許を受ける権利の承継は、その承継人が特許出願をしなければ、第三者に対抗することができない（特34条1項）。特許出願前特許を受ける権利の承継については適当な公示手段もないので特許出願をもって対抗要件とした（青本 特34条）。したがって、丙は、乙より先に出願しなければ、丙に対抗することはできない。よって、本枝は誤り。

したがって、正しいものは、（ロ）の1つであるから、正解は1。

## 【特許・実用新案】16

以下の事例について、次のうち、正しいものは、どれか。なお、1～5はそれぞれ独立しているものとし、事例や1～5に示されていない事実をあえて仮定する必要はない。

## 【事例】

甲は、「合金Aを用いて製品Bを製造する方法」という発明に係る特許Iの特許権者である。乙は、業として、合金Aを製造して丙に販売している。丙は、業として、その合金Aを用いて特許Iの方法により製品Bを製造し、丁に販売している。丁は、業として、その製品Bを日本国内の顧客に販売している。なお、乙、丙、及び丁は、特許Iについていかなる実施権も有していないものとする。

- 1 甲が、丁に対して特許法第102条第3項の「その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭」を超える損害賠償を請求した場合に、丁に故意又は重大な過失がなかったとき、裁判所は、これを参酌して、損害の賠償の額を「その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額」より少ない額に軽減することができる。
- 2 甲自身は特許Iの発明を実施していない場合、特許法第102条第1項第1号の「その侵害の行為がなければ販売することができた物」は存在しないから、同条項に基づいて損害の賠償の額を算定し請求することができず、特許法第102条第3項の「その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭」についても、請求することができない。
- 3 特許Iは、製品Bを製造する方法の発明の特許であり、丁は製品Bを販売しているだけであるため、甲は、丁に対して製品Bの在庫の廃棄を請求することができない。
- 4 乙が、合金Aが特許Iの方法により製品Bを製造するために用いられていることを知らずに合金Aを製造して販売した場合であっても、合金Aが、特許Iの方法にのみ用いられる合金であるときは、甲は、乙に対して合金Aの製造の差止を請求することができる。
- 5 丙は、特許Iの方法を用いて外国で製品Bを製造し、丁は、業として、当該製品Bを輸入して日本国内の顧客に販売している場合、甲は、丁に対して当該製品Bの輸入の差止を請求することができない。

**〔特・実16〕 正解 4****1 × 特102条3項・5項**

特許権の効力は、物を生産する方法の発明イにあっては、その方法により生産した物の譲渡等をする行為（特2条3項3号）に及ぶ（特68条）。したがって、丁の行為は甲の特許権を侵害する。そこで、甲は丁に対し、実施料相当額の賠償を請求することができる（特102条3項）。本項の規定に基づき請求できる実施料相当額の金銭は最小限であり、裁判所はより少ない額に軽減することはできない（同5項、青本同項）。よって、本枝は誤り。

**2 × 特102条3項**

特102条3項は、特許権者は侵害者に対して、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を損害額として請求できると規定する。本項の損害賠償が認められるためには、特許権者が不実施であってもよいとされてきた（大阪地判昭56年3月27日「電子的監視装置事件」、特許判例百選「損害不発生抗弁」解説）。したがって、特許発明イを実施していない特許権者甲も実施料相当額を請求することができる。よって、本枝は誤り。

**3 × 特100条2項かっこ書**

特許権者甲は、特100条1項の規定による差止請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（物を生産する方法の特許発明にあっては、侵害の行為により生じた物を含む。）の廃棄を請求することができる（同2項）。したがって、甲は丁に対する差止請求（同1項）をするに際し、製品Bの在庫の廃棄を請求することができる（同2項かっこ書）。よって、本枝は誤り。

**4 ○ 特101条4号**

特許が方法の発明についてされている場合において、業として、その方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為（特101条4号）は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす（同条柱書）。本号は行為者の主観を要件とせず、「～にのみ使用する物」との客観的要件だけで判断する。したがって、甲は乙に対して合金Aの製造（特101条4号）の差止を請求することができる（特100条1項）。よって、本枝は正しい。

**5 × 特2条3項3号、特100条1項**

特許権者甲は、業として特許発明イの実施をする権利を専有する（特68条）。「実施」とは、物を生産する方法の発明にあっては、その方法の使用をする行為（特2条3項2号）のほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは「輸入」または譲渡等の申出をする行為をいう（同項3号）。したがって、甲は丁に対して当該製品Bの輸入の差止を請求することができる（特100条1項）。よって、本枝は誤り。

## 【特許・実用新案】17

特許法に規定する明細書等の補正に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

また、以下において、「最後の拒絶理由通知」とは、特許法第17条の2第1項第3号に規定する「最後に受けた拒絶理由通知」をいうものとする。

- 1 拒絶査定不服審判において査定の理由と異なる拒絶の理由が発見され、最後の拒絶理由通知を受けた場合、この最後の拒絶理由通知で指定された期間内に、特許請求の範囲について補正をすることなく、明細書又は図面について補正をするとき、この補正が却下されることはない。
- 2 拒絶理由の通知を最初に受けた際、この拒絶理由の通知で指定された期間内に、特許請求の範囲について、発明特定事項イ及びロを追加して減縮する補正をした。これに対し、発明特定事項イを追加する補正が特許法第17条の2第3項の要件（いわゆる新規事項の追加の禁止）を満たしていないとして最後の拒絶理由通知を受けた。特許請求の範囲について、この最後の拒絶理由通知で指定された期間内にした発明特定事項イを削除する補正は却下されることはない。
- 3 訂正審判の請求人は、特許法第165条に規定された通知（いわゆる訂正拒絶理由通知）において指定された期間以外は、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について、補正をすることができない。
- 4 特許出願人でない者が所定の手数料を納付して出願審査の請求をした。その後、特許出願人が特許請求の範囲についてした補正により請求項の数を増加し、その増加分に応じた出願審査の請求の手数料の納付をしない場合、手数料の納付をすべきことを命じられた特許出願人が、指定された期間内にこの手数料を納付しなかったとき、当該特許出願は却下される。
- 5 特許庁長官は、特許法に定める方式に違反しているとして特許法第17条第3項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が、同項の規定により指定した期間内に補正をしない場合、特許法第18条の2第2項に規定された弁明書を提出する機会を与えなければ、その手続を却下することができない。

**〔特・実17〕 正解 4****1 × 特53条1項**

願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正に関し、最後の拒絶理由通知に対してする補正（特17条の2第1項3号）については、特17条の2第3項から第6項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の際の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもってその補正を却下しなければならない（特53条1項）。したがって、明細書又は図面についての補正が新規事項追加（特17条の2第3項）に該当する場合には、この補正が却下される場合がある。よって、本枝は誤り。

**2 × 特53条1項**

最後の拒絶理由通知に対する補正には、補正の目的要件が課される（特17条の2第5項各号）。本問に関し、発明特定事項イを削除する補正は、直接的記載の削除に該当する（審査基準第IV部第4章目的外補正2.1）。したがって、当該補正は、補正の目的要件を満たさず、決定をもってその補正は却下される場合がある（特53条1項）。よって、本枝は誤り。

**3 × 特17条の5第3項**

訂正審判の請求人は、審理の終結の通知（特156条1項）がある前であれば、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる（特17条の5第3項）。よって、本枝は誤り。

**4 ○ 特18条2項**

特許庁長官は、特17条3項〔手続の補正〕の規定により特195条3項の規定による手数料の納付をすべきことを命じた特許出願人が特17条3項の規定により指定した期間内にその手数料の納付をしないときは、当該特許出願を却下することができる（特18条2項）。出願人にその出願を維持する意思がないものとして出願そのものを却下することにしたものである（青本）。よって、本枝は正しい。

**5 × 特18条1項**

特許庁長官は、手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき（特17条3項2号）、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる（同項柱書）。同項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が、指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を却下することができる（特18条1項）。よって、本枝は誤り。

## 【特許・実用新案】18

特許出願の審査及び出願公開等に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

- 1 甲は、特許出願Aの一部を分割して新たな特許出願Bをし、出願Bに係る特許を受ける権利をZに承継した。その後、出願Aについて拒絶の理由が通知されたが、甲はZに出願Aについて通知された拒絶の理由を知らせなかった。出願Aについて拒絶の理由が通知された後、出願Aが出願公開される前に、Zが出願Bについて出願審査の請求をした場合、出願Bについての拒絶の理由が出願Aについての拒絶の理由と同一であるときは、特許法第50条の2の規定によれば、審査官は、出願Bについて、既に通知された拒絶の理由と同一である旨を、その拒絶の理由と併せて通知しなければならない。
- 2 甲がある物質Aの製造方法についての特許権者である場合において、Zがその物質Aについての別の製造方法を発明したと称して特許出願をし、その査定前に物質Aの製造行為をした。甲は、Zの製造方法は甲の特許権に係る製造方法と同一であることを理由として、裁判所にZに対する仮処分命令の申立てを行った。その後、Zの特許出願について拒絶をすべき旨の査定の謄本が送達された場合であっても、裁判所は、必要があると認めるときは、当該査定が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。
- 3 特許出願Aについて、出願審査の請求をすることができる期間内に、出願審査の請求がなかったため、出願Aが取り下げられたものとみなされた旨が掲載された特許公報が発行された。その後、当該期間内に、出願審査の請求ができなかったことについて正当な理由があるとして、出願審査の請求がされ、出願Aは、特許権の設定登録がされた。この場合において、出願Aが取り下げられたものとみなされた旨が掲載された特許公報の発行後、出願Aについて出願審査の請求があった旨が掲載された特許公報の発行前に、善意に日本国内において当該発明の実施である事業を開始した者は、その実施をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。
- 4 甲のした特許出願Aについて、出願公開があった後、甲が出願Aに係る発明Iの内容を記載した書面を提示して、出願Aに係る発明Iを実施している第三者Zに対して警告をした場合であっても、Zが、出願Aに係る発明Iの内容を知らないで自ら発明Iをし、出願Aの出願の際現に日本国内において発明Iの実施である事業の準備をしていたときは、出願Aに係る特許権の設定の登録がされても、Zは補償金を支払う義務を負わないことがある。
- 5 特許権者甲がZに対して提起した、甲の保有する補償金請求権に基づく補償金請求訴訟において、Zが、甲から発明を実施した行為を組成したものとして主張された物又は方法の具体的態様を否認するとき、Zは、当該物又は方法にZの営業秘密が含まれることを理由として、自己の行為の具体的態様を明らかにしなくても良い場合がある。

**〔特・実18〕 正解 1****1 × 特50条の2**

乙は甲の出願後の権利継承のために出願Aと出願Bの出願人が異なっており、かつ出願Bについての出願審査の請求のときに出願Aが出願公開前であったために、出願Aについての拒絶理由通知書の閲覧等ができなかった。したがって、当該特許出願Bについての出願審査の請求前に、当該特許出願の出願人乙が、その内容を知り得る状態になかったことから、審査官は、出願Bについて、その拒絶理由と併せて特50条の2の規定による通知は要しない（同かつこ書、青本）。よって、本枝は誤り。

**2 ○ 特54条2項**

訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、査定が確定するまでその訴訟手続を中止することができる（特54条2項）。例として、甲がある物質Aの製造方法についての特許権者である場合において、乙がその物質Aについての別の製造方法を発明したと称して特許出願をし、その査定を待たずして製造行為をしたときが考えられる（青本同項）。よって、本枝は正しい。

**3 ○ 特48条の3第8項**

特許出願Aは、取り下げたものとみなされ（特48条の3第4項）、その後、正当な理由があるとして、出願審査の請求がされ（同5項）、特許権の設定の登録がされた。したがって、①取り下げられたものとみなされた旨が掲載された特許公報の発行後、②その特許出願について同5項の規定による出願審査の請求があつた旨が掲載された特許公報の発行前に、③善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、④その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する（同8項）。よって、本枝は正しい。

**4 ○ 特79条**

乙は、①特許出願Aに係る発明イの内容を知らないで自らその発明イをし、②特許出願Aの際現に、③日本国内において、④その発明イの実施である事業の準備をしていることから、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許出願に係る特許権について通常実施権を有する（特79条）。したがって、乙は甲の特許権に対し先使用による通常実施権（特79条）を有し、その特許権に対して有効に対抗できる地位を有することにより、補償金（特65条1項）を支払う義務を負わないことがある（青本 特65条）。よって、本枝は正しい。

**5 ○ 特65条6項で準用する特104条の2ただし書**

補償金請求訴訟において、権利者甲が主張する相手方の行為の具体的態様を否認するときは、「相当な理由」があるときを除き、相手方乙は自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない（特65条6項で準用する特104条の2）。「相当な理由」としては、①営業秘密が含まれていたり、②主張すべき理由が何もないようなとき等が考えられる（特104条の2ただし書、青本）。したがって、乙は、①を理由として、自己の行為の具体的態様を明らかにしなくても良い場合がある。よって、本枝は正しい。

## 【特許・実用新案】19

特許法に規定する実施権等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 専用実施権についての通常実施権を実施の事業とともに第三者に譲渡する場合、特許権者の承諾を得る必要はないが、専用実施権者の承諾を得なければならない。
- (ロ) 専用実施権者は、その専用実施権を放棄する場合、専用実施権についての通常実施権者があるときは、その者の承諾を得なければならないが、特許権者の承諾を得る必要はない。
- (ハ) 通常実施権者が、通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該特許発明の実施をすることができない。
- (ニ) 通常実施権を目的とする質権の設定は、登録しなければ、その効力を生じない。
- (ホ) 特許権者**甲**が、特許法第92条に基づき、自己の特許権**A**に係る特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定により、**乙**の特許権**B**の通常実施権の設定を受けて、特許権**A**に係る特許発明の実施の事業を行った。**甲**の特許権**A**が、特許権**A**に係る特許発明の実施の事業と分離して**丙**に移転する場合は、特許権**B**についての**甲**の通常実施権も**丙**に移転する。

- 1 1つ  
2 2つ  
3 3つ  
4 4つ  
5 5つ

**〔特・実19〕 正解 2****(イ) × 特94条1項**

通常実施権は、特83条2項、特92条3項若しくは4項（自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定）若しくは特93条2項、実22条3項（自己の登録実用新案の実施をするための通常実施権の設定の裁定）又は意33条3項（通常実施権の設定の裁定）の裁定による通常実施権を除き、①実施の事業とともにする場合、②特許権者（専用実施権についての通常実施権にあっては、特許権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合及び③相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる（特94条1項）。したがって、①の場合には、特許権者等の承諾を得る必要はない。設備の荒廃をきたすような事態を防ごうとするものである（青本同項）。よって、本枝は誤り。

**(ロ) ○ 特97条2項**

専用実施権者は、①質権者又は②特77条4項（専用実施権についての通常実施権）の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その専用実施権を放棄することができる（特97条2項）。したがって、特許権者の承諾を得る必要はない。よって、本枝は正しい。

**(ハ) ○ 特95条**

特許権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該特許発明の実施をすることができない（特95条）。よって、本枝は正しい。

**(ニ) × 特98条1項3号**

「特許権又は専用実施権」を目的とする質権の設定は、登録しなければ、その効力を生じないが（特98条1項3号）、「通常実施権」を目的とする質権の設定は、登録しなければ、その効力を生じない旨の規定はない。よって、本枝は誤り。

**(ホ) × 特94条4項**

甲の裁定による通常実施権（特92条3項）は、①その通常実施権者（甲）の当該特許権が実施の事業とともに移転したときはこれらに従って移転し、②その特許権が実施の事業と分離して移転したとき、又は消滅したときは消滅する（特94条4項）。本問では、②に該当し、特許権Bについての甲の通常実施権は消滅する。よって、本枝は誤り。

したがって、正しいものは、(ロ)、(ハ) の2つであるから、正解は2。

## 【特許・実用新案】20

特許法に規定する審判に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 2の請求項に係る特許について、**甲**が請求項1に対して特許無効審判を請求するとともに刊行物**a**を提出して新規性欠如を主張し、**乙**が請求項1の記載を引用しない請求項2に対して別の特許無効審判を請求するとともに刊行物**b**を提出して新規性欠如を主張した場合、審理を併合して、請求項1及び請求項2に対して、刊行物**a**に記載の発明及び刊行物**b**に記載の発明に基づく進歩性欠如の無効理由について審理するときがある。
- (ロ) 特許無効審判において、被請求人が審判請求書の副本の送達に伴い指定された答弁書の提出期間内に一群の請求項に対する訂正の請求書を提出し、その後当該提出期間内に別の一群の請求項に対する訂正の請求書を提出した。この場合、先にした訂正の請求と後にした訂正の請求の両者がともに認められることがある。
- (ハ) 特許無効審判の審決（審判の請求に理由がないとするものに限る。）に対する取消しの判決が確定し、審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に限り、被請求人は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。
- (ニ) 審判事件において、審判請求人の子の離婚した元の配偶者が当該審判事件の審判官である場合、当該審判官はそのことを理由として職務の執行から除斥されることはない。
- (ホ) 特許無効審判において、参加の申請があった場合は、当事者が参加について異議を述べたときに限り参加の許否の決定をする。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

**〔特・実20〕 正解 1****（イ）○ 特154条1項**

当事者の①双方又は②一方が同一である二以上の審判については、その審理の併合をすることができる（特154条1項）。本問では、②に該当し、併合することができる（青本同条）。併合前にそれぞれの審判事件において提出又は提示された書類その他の物件、証拠方法等は、審理を併合された各審判事件の審理において利用できる（審判便覧51-09の5.(6)）。したがって、請求項1及び請求項2に対して、刊行物（a及びb）の記載に基づいて進歩性欠如の無効理由について審理することができる。よって、本枝は正しい。

**（ロ）× 特134条の2第6項**

特許無効審判の被請求人により、所定の期間内に訂正の請求がされた場合（特134条の2第1項）において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす（同条6項）。手続の煩雑さを回避するためである（青本同項）。したがって、先にした訂正の請求と後にした訂正の請求の両方がともに認められることはない。よって、本枝は誤り。

**（ハ）× 特134条の3**

審判長は、取消しの判決が確定し、審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に「被請求人から申立てがあつた場合に限り」、被請求人に対し、願書に添付した明細書等の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる（特134条の3）。よって、本枝は誤り。

**（ニ）× 特139条2号**

審判官は、審判官が事件の当事者、参加人若しくは特許異議申立人の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき、その職務の執行から除斥される（特139条2号）。当該審判事件の審判官は三親等内の姻族であつたときに該当し、除斥される。よって、本枝は誤り。

【参考】子の配偶者は一親等の姻族にあたり（民726条1項）、姻族関係は離婚により終了する（民728条1項）。

**（ホ）× 特149条3項**

参加の申請があつたときは、その申請をした者が参加しようとする審判の審判官が審判により決定をする（特149条3項）。民事訴訟法においては当事者が参加について異議を述べたときに限りその許否を決定するものとされているが（同法44条）、特許法においては、当事者からの異議の申立の有無にかかわらず決定しなければならない（青本）。よって、本枝は誤り。

したがって、正しいものは、（イ）の1つであるから、正解は1。

**【意匠】 1**

意匠登録の対象について、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 タオルを折り畳んで作ったバラの花に似せた形状の「置物」は、意匠登録の対象として意匠登録を受けることができる。
- 2 DVD録画再生機の録画再生の操作の用に供される画像であり、かつテレビ画面上に表示される画像は、意匠登録の対象として意匠登録を受けることができる。
- 3 粉状物の集合であって固定した形態を有する「角砂糖」は、意匠登録の対象として意匠登録を受けることができる。
- 4 視覚を通じて美感を起こさせる建築物の部分は、意匠登録の対象として意匠登録を受けることができる。
- 5 機器がその機能を発揮した結果として表示される画像は、当該機器又はこれと一体として用いられる機器の表示部に表示される場合に限り、意匠登録の対象として意匠登録を受けることができる。

**【意匠 1】正解 5****1 ○ 意匠審査基準第Ⅲ部第 1 章 2. 2**

意匠登録を受けることができる意匠に該当するためには、「物品等自体の形状等であること」の要件を満たしていなければならない（意匠審査基準 第Ⅲ部第 1 章 2 参照）。ここで、物品等自体の形状等とは、物品等そのものが有する特徴又は性質から生じる形状等をいい、販売を目的とした形状等についても、当該形状等を維持することが可能なものについては、物品等自体の形状等として取り扱われる（意匠審査基準 第Ⅲ部第 1 章 2. 2 参照）。したがって、タオルを折り畳んで作ったバラの花に似せた形状の「置物」は、その形状を維持することが可能なものであるため、意匠登録の対象として意匠登録を受けることができる。よって、本枝は正しい。

**2 ○ 意匠審査基準第Ⅳ部第 1 章 3. 1・6. 1. 1. 1**

機器の操作の用に供される画像（操作画像）は、意匠法上の意匠と判断される（意 2 条 1 項かつこ書、意匠審査基準 第Ⅳ部第 1 章 3. 1 参照）。また、意匠法上、画像意匠は物品又は建築物から離れた画像自体として保護される（意匠審査基準 第Ⅳ部第 1 章 6. 1. 1. 1 参照）。したがって、本枝の画像は、意匠登録の対象として意匠登録を受けることができる。よって、本枝は正しい。

**3 ○ 意匠審査基準第Ⅲ部第 1 章 2. 1**

意匠登録を受けることができる意匠に該当するためには、「物品等と認められるものであること」の要件を満たしていなければならない（意匠審査基準 第Ⅲ部第 1 章 2 参照）。ここで、「粉状物及び粒状物の集合しているもの」は物品とは認められないが、角砂糖は、固定した形状等を有するものであるため、物品と認められる（意匠審査基準 第Ⅲ部第 1 章 2. 1 参照）。よって、本枝は正しい。

**4 ○ 意 2 条 1 項かつこ書**

建築物の部分の形状等であって、視覚を通じて美感を起こさせるものは、意匠法上の意匠に該当する（意 2 条 1 項かつこ書）。そのため、視覚を通じて美感を起こさせる建築物の部分は、意匠登録の対象として意匠登録を受けることができる（意 3 条 1 項柱書）。よって、本枝は正しい。

**5 × 意匠審査基準第Ⅳ部第 1 章 3. 1・6. 1. 1. 1**

機器がその機能を発揮した結果として表示される画像であって、視覚を通じて美感を起こさせるものは、意匠法上の意匠に該当する（意 2 条 1 項かつこ書）。意匠法上、「画像意匠」は物品又は建築物から離れた画像自体として保護されるところ（意匠審査基準 第Ⅳ部第 1 章 6. 1. 1. 1 参照）、「画像意匠」には、「機器の操作の用に供される画像（操作画像）」と「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像（表示画像）」とが該当する（意匠審査基準 第Ⅳ部第 1 章 3. 1 参照）。そのため、機器がその機能を発揮した結果として表示される画像（表示画像）が意匠登録の対象として意匠登録を受けることができるのは、当該機器又はこれと一体として用いられる機器の表示部に表示される場合に限られず、表示画像は、物品又は建築物から離れた画像自体として保護される。よって、本枝は誤り。

## 【意匠】 2

秘密意匠に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとする。

- 1 特許出願を意匠登録出願に変更した場合、当該特許出願が出願公開されていたときは、その意匠登録出願に係る意匠を秘密にすることを請求できる場合はない。
- 2 意匠登録出願人は、出願と同時に、又は意匠権の設定の登録を受ける際の登録料の納付と同時に、意匠公報の発行の日から3年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。
- 3 甲の意匠登録出願について、当該意匠が乙の秘密意匠である登録意匠イに類似することを理由として、拒絶の理由が通知された。甲が、特許庁長官にイについて閲覧を請求した時、特許庁長官は、その請求を認めるか否かに関わらず、乙にその請求があった旨を通知しなければならない。
- 4 意匠権者は、意匠権の設定登録後であっても、秘密にすることを請求した期間を短縮することを請求することができる。
- 5 国際意匠登録出願の出願人は、その意匠を我が国における秘密意匠とすることを、請求することができる。

**【意匠2】正解 4****1 × 意14条2項**

秘密意匠の請求をしようとする者は、所定の書面を「意匠登録出願と同時に」、又は「意42条1項の規定による第1年分の登録料の納付と同時に」特許庁長官に提出しなければならない（意14条2項）。特許出願を意匠登録出願に変更した場合、当該意匠登録出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなされるため（意13条6項で準用する意10条の2第2項）、「意匠登録出願と同時に」秘密意匠の請求をすることはできないが、「意42条1項の規定による第1年分の登録料の納付と同時に」であれば当該意匠登録出願に係る意匠を秘密にすることを請求できる。また、変更前の特許出願が出願公開されていたときに、変更後の意匠登録出願に係る意匠につき秘密意匠の請求ができないとする規定も存在しない。よって、本枝は誤り。

**2 × 意14条1項**

意匠登録出願人は、出願と同時に、又は第1年分の登録料の納付と同時に（意14条2項）、「意匠権の設定の登録の日」から3年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる（意14条1項）。これに対し、本枝は、「意匠公報の発行の日」から3年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる、としている。よって、本枝は誤り。

**3 × 意14条4項2号、意63条1項2号・2項**

特許庁長官は、意14条4項各号の一に該当するときは、意14条1項の規定により秘密にすることを請求した意匠を意匠権者以外の者に示さなければならない。そして、意14条4項2号には、「秘密意匠と類似の意匠に関する審査の当事者から請求があったとき」が規定されているため、甲の登録意匠イについての閲覧請求は認められる。この場合において、特許庁長官は、秘密意匠の意匠権者である乙にその請求があった旨を通知しなければならない、とする規定は存在しない。また、何人も、特許庁長官に対し、「秘密意匠に関する書類、ひな形又は見本」の交付を請求することができる（意63条1項2号）、当該書類等について、交付請求を認めるときは、当該書類等を提出した者（本枝であれば、乙）に対し、「その旨（交付請求を認める旨）」及び「その理由」を通知しなければならない（意63条2項）。しかし、この場合においても、「その請求があった旨」が通知されるわけではない。よって、本枝は誤り。

**4 ○ 意14条3項**

意匠登録出願人又は「意匠権者」は、意14条1項の規定により秘密にすることを請求した期間を延長し又は短縮することを請求することができる（意14条3項）。したがって、意匠権者も秘密請求期間の短縮を請求することができる。よって、本枝は正しい。

**5 × 意60条の9**

国際意匠登録出願の出願人については、意14条の規定は、適用しない（意60条の9）。国際意匠登録出願はすでに国際公表されておりその内容を秘密にすることはそもそも不可能なためである（青本 意60条の9参照）。したがって、国際意匠登録出願の出願人は、その意匠を我が国における秘密意匠とすることを、請求することができない。よって、本枝は誤り。

## 【意匠】 3

意匠法第3条第1項各号（新規性）及び意匠法第4条（意匠の新規性の喪失の例外）に 関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、各設問で言及した規定の該当性のみを判断し、他の登録要件は考慮しないこととする。また、特に文中に記載した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとする。

- 1 甲は、意匠イを自ら創作した後に意匠ロを自ら創作し、意匠ロのみ公開した。意匠イと意匠ロは類似するものであった。その後、甲は、意匠イに係る意匠登録出願Aを行ったが、意匠イについては公開していなかったため、新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続は行っていない。Aの出願後、意匠ロについて、その公開の1年以内に意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録出願Bを行った。その際に新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるために必要な手続をすれば、出願A、出願B共に意匠登録を受けることができる場合がある。  
なお、出願A、出願B以外に甲の出願はない。
- 2 甲が単独で創作した意匠イについて意匠登録出願をした。意匠登録を受ける権利を有さない乙は、甲の了承なく、インターネット上の乙のウェブサイトにて意匠イの写真を、その出願前に掲載していた。甲は、乙が公開していることを知らなかったため、意匠登録出願の際、新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるために必要な手続をしなかった。この場合であっても、意匠イについて、意匠登録を受けることができる場合がある。
- 3 意匠イについて意匠登録を受ける権利を有する甲が、展示会で、意匠イが掲載されたパンフレットを配布した。その後、甲は、別の展示会において、乙が独自に創作した意匠イと類似する意匠に係る物品が公開されていることを発見したが、そのパンフレットの配布からまだ1年を経過していないため、甲は、意匠イについて、新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるために必要な手続をして意匠登録出願をすれば、意匠登録を受けることができる。
- 4 甲は、展示会で自ら創作した意匠イを公開したところ、好評であったことから意匠登録出願Aを行った。その後、新規性がないことを理由とする拒絶理由が通知されたところ、拒絶の理由として引用されたのは、自ら公開した意匠イであった。出願Aは、意匠イの公開後3月しか経っていなかったため、甲は、新規性の喪失の例外の適用を受けることができ、その拒絶の理由に該当しない旨を意見書で主張すると共に、新規性の喪失の例外の適用を受けようとする旨を記載した書面及び証明書を提出することで、意匠登録を受けることができる。
- 5 甲は、インターネット上の自己のウェブサイトにて開発中の意匠イの写真を宣伝のために掲載したところ、20人弱から製品化を望むコメントの書き込みがあったため、実際に製品化し、意匠登録出願することにした。このウェブサイトは、個人で作成したものであり、コメント数も20人弱と少ないため、意匠イに係る意匠登録出願について新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるために必要な手続をしなくても、意匠登録を受けることができる。

**【意匠3】正解 2****1 × 意3条1項3号、意17条1号、意10条1項・2項**

甲は、意匠イに係る出願Aの出願前に、意匠イに類似する意匠ロを公開している。そのため、意匠ロは、出願Aの出願時点で新規性を喪失した意匠（意3条1項1号又は2号）となっており、甲は、意匠ロについて新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続（意4条2項・3項）をしなければ、意匠イに係る出願Aは、類似する意匠ロが公知意匠となっていることを理由に拒絶される（意3条1項3号、意17条1号）。また、意匠ロに係る出願Bは、その公開の1年以内に出願されているが、その際に新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるために必要な手続をしたとしても、出願Bは出願Aの出願後にされているため、出願Bに係る意匠ロを本意匠とするとともに、意匠Aに係る意匠イを関連意匠とする補正をすることもできず（意10条1項）、意10条2項（公知となった自己の意匠のうち、本意匠と同一又は類似の意匠を意3条1項・2項の公知意匠から除外する規定）の適用を受けることもできない。したがって、出願Aに係る意匠イにつき意匠登録を受けることができないため、出願A、出願B共に意匠登録を受けることができる場合はない。よって、本枝は誤り。

**2 ○ 意4条1項**

意匠登録を受ける権利を有さない乙が、甲の了承なく、インターネット上の乙のウェブサイトにて意匠イの写真を掲載しているため、意匠イは、「意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して意3条1項1号又は2号に該当するに至った意匠」（意4条1項）に該当する。意4条1項の規定の適用を受ける場合、意4条3項に規定する手続をする必要はなく、甲の意匠イに係る意匠登録出願が、インターネット上の乙のウェブサイトにて意匠イが掲載された日から1年以内に出願されていればよい。したがって、甲が意匠登録出願の際、新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるために必要な手続をしなかった場合であっても、ウェブサイトにおいて意匠イが掲載された日から1年以内に当該意匠登録出願が出願されていれば意4条1項の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができるため、意匠イについて、意匠登録を受けることができる場合がある。よって、本枝は正しい。

**3 × 意4条2項**

新規性の喪失の例外の規定（意4条）の適用を受けた場合の効果は、当該適用を受けた意匠を公知意匠とせず（意3条1項1号又は2号に該当するに至らなかったものとみなし）、当該適用を受けた意匠が存在することを理由として意3条1項各号および2項によって拒絶されない、というものである。本枝では、甲は、パンフレットを配布することにより自らが公開した意匠イにつき、パンフレットの配布の日から1年以内に出願すれば、新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができるが（意4条2項）、乙が独自に創作した意匠イと類似する意匠が公知意匠として存在するため、甲は、意匠イについて、新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるために必要な手続をして意匠登録出願をしたとしても、意匠登録を受けることができない（意3条1項3号、意17条1号）。よって、本枝は誤り。

**4 × 意4条3項**

甲は、展示会で自ら創作した意匠イを公開しているため、意匠イは、「意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して意3条1項1号又は2号に該当するに至った意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項1号又は2号に該当するに至ったものを除く。）」（意4条2項）に該当する。意4条2項の規定の適用を受けるためには、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、所定の証明書を意匠登録出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければならないところ（意4条3項）、甲は、意匠イに係る出願Aについて、意4条3項に規定された必要な手続をしていない。また、出願Aについて拒絶理由が通知されたときには、少なくとも「その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出」することはできないため、甲が意匠イについて新規性の喪失の例外の適用を受けることができる場合はなく、意匠イは公知意匠と同一であることを理由に拒絶されるため（意3条1項1号・2号、意17条1号）、意匠登録を受けることはできない。よって、本枝は誤り。

**5 × 意3条1項2号**

意匠登録出願前に日本国内又は外国において、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠については、意匠登録を受けることができない（意3条1項2号）。ここで、「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」とは、電気通信回線を通じて不特定の者が見得るような状態に置かれたウェブページ等に掲載されたことをいう（意匠審査基準 第Ⅲ部第2章第3節2.2参照）。そのため、本枝のウェブサイトは、甲が個人で作成したものであり、コメント数も20人弱であるが、「不特定の者が見得るような状態に置かれた」ものであるため、意匠イに係る意匠登録出願について新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるために必要な手続をしな

ければ、当該意匠登録出願は意匠イが公知意匠と同一であることを理由に拒絶され（意3条1項2号、意17条1号）、意匠登録を受けることができない。よって、本枝は誤り。

**【意匠】 4**

意匠登録出願等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとする。

- 1 機器がその機能を発揮した結果として表示される画像について意匠登録を受けようとする場合、願書の意匠に係る画像の用途の記載及び願書に添付した図面の記載によっては、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る画像の大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る画像の大きさを願書に記載しなければならない。
- 2 意匠登録出願の願書に添付した図面の記載が不正確であって、出願の意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠を実施することができる程度に明確かつ十分に記載されたものでなく、形状が特定できない場合、意匠法第6条に規定する要件を満たしていないことを理由とした拒絶をすべき旨の査定がなされることがある。
- 3 意匠登録を受けようとする意匠が「宝石箱」に係るものであり、全体が黒色であって、その上面の模様が立体的にあらわされている場合には、全部を黒色にあらわすとその立体的な模様があらわれないことになるので、図面には模様のみを黒であらわし、地の黒色は省略することができる。
- 4 意匠登録を受けようとする者は、ひな形又は見本の別を願書に記載することにより、図面に代えてその意匠をあらわしたいいかなるひな形又は見本でも提出することができる。
- 5 日本国民は、ジュネーブ改正協定の国際出願に際して、締約国である日本国の特許庁を通じて世界知的所有権機関(WIPO)国際事務局へ出願することが認められる(ジュネーブ改正協定第4条(1)(a))が、その手続にいかなる不備がある場合でも、日本国特許庁長官によって国際登録出願手続が却下されることはない。

**〔意匠4〕正解 3****1 × 意6条3項**

意6条1項3号の意匠に係る物品若しくは意匠に係る建築物の用途の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によってはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る「物品」又は「建築物」の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る「物品」又は「建築物」の材質又は大きさを願書に記載しなければならない（意6条3項）。「画像」については、その材質又は大きさを考慮する必要がないことから、規定されていない（青本 意6条3項参照）。よって、本枝は誤り。

**2 × 意17条各号**

意匠登録を受けようとする意匠は、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容が、直接的に導き出されなくてはならない（意匠審査基準 第Ⅲ部第1章3.1参照）。したがって、本枝の場合、「意匠が具体的なものであること」の要件を満たしていないため、工業上利用することができる意匠に該当しないとして拒絶される（意3条1項柱書、意17条1号）。また、意6条は拒絶理由として列举されていないため（意17条各号）、意6条に規定する要件を満たしていないことを理由とした拒絶をすべき旨の査定がなされることはない。よって、本枝は誤り。

**3 ○ 意6条5項**

意6条1項又は2項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を付するときは、白色又は黒色のうち一色については、彩色を省略することができる（意6条5項）。黒色の物品の上に模様が立体的に表現されている場合、全部を黒色にすると模様があらわれないことになるので、模様のみを黒で表現し、地の黒色は省略できることとされた（青本 意6条5項参照）。よって、本枝は正しい。

**4 × 意6条2項**

「経済産業省令で定める場合」は、意6条1項の図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができる（意6条2項第1文）。この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない（意6条2項第2文）。ひな形又は見本の提出が認められるのは、「経済産業省令で定める場合」であって、いかなるひな形又は見本でも提出することができるわけではない。例えば、「こわれやすいもの」や「容易に変形又は変質するもの」は提出することができない、とされている（意施規5条1項1号）。よって、本枝は誤り。

**5 × 意60条の4**

日本国民は、特許庁長官にジュネーブ改正協定1条（vii）に規定する国際出願（国際登録出願）をすることができる（意60条の3第1項）。したがって、本枝の前段は正しい。そして、意68条2項において準用する特17条3項（3号に係る部分に限る。）及び18条1項の規定は、国際登録出願に準用されている（意60条の4）。すなわち、国際登録出願の出願人が送付手数料を納付しない場合は、特許庁長官による補正命令がなされ、補正命令に応じない場合には国際登録出願手続は却下される（青本 意60条の4参照）。よって、本枝は誤り。

**【意匠】 5**

意匠登録出願の補正、補正の却下に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとする。

- 1 拒絶査定不服審判においてした願書の記載又は願書に添付した図面等の補正が、これらの要旨を変更するものであるとして却下の決定があったとき、審判請求人が却下の決定の謄本の送達があった日から3月以内にその補正後の意匠について意匠法第17条の3に規定する新たな意匠登録出願をすれば、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。
- 2 意匠登録出願についてした補正がその要旨を変更するものと意匠権の設定の登録後に認められる判断の対象は、願書における「意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途」の記載又は願書に添付した「図面、写真、ひな形若しくは見本」に限られない。
- 3 意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者が、その手続について補正をすることができるのは、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限られるため、拒絶をする旨の査定の謄本の送達があった日から審判を請求する日前までは補正をすることができない。
- 4 意匠登録出願が、意匠法第3条柱書に規定する「工業上利用できる意匠」に該当しないとして拒絶理由の通知を受け、これに対応するための補正をした。当該補正に対し、当該意匠登録出願の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものであることを理由として補正の却下の決定がなされた場合、当該意匠登録出願人には、要旨の変更に該当しない旨の意見書を提出する機会とは与えられない。
- 5 意匠登録出願人が、意匠法第17条の2第1項に規定する補正の却下の決定の謄本の送達があった日から3月以内にその補正後の意匠について改めて意匠登録出願をしたときであっても、もとの意匠登録出願は取り下げたものとみなされない場合がある。

**【意匠5】正解 1****1 × 意50条1項で読み替えて準用する意17条の3第1項**

意17条の3（補正後の意匠についての新出願）の規定は、拒絶査定不服審判に準用されているところ、意17条の3第1項中「3月」とあるのは「30日」と読み替えられている（意50条1項で読み替えて準用する意17条の3第1項）。すなわち、拒絶査定不服審判においてした願書の記載又は願書に添付した図面等の補正が、これらの要旨を変更するものであるとして却下の決定があったときは、審判請求人が却下の決定の謄本の送達があった日から「30日」以内にその補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。これに対し、本枝は、却下の決定の謄本の送達があった日から「3月」以内、としている。よって、本枝は誤り。

**2 ○ 意9条の2かっこ書、青本意9条の2【字句の解釈】**

「願書の記載」又は願書に添付した「図面、写真、ひな形若しくは見本」についてした補正がこれらの要旨を変更するものと意匠権の設定の登録があった後に認められたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす（意9条の2）。ここで、「願書の記載」とは、意6条1項1号及び2号に掲げる事項並びに同条2項の規定により記載した事項を除く、とされている（意9条の2かっこ書）。すなわち、「願書の記載」とは、願書中の「意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途」（意6条1項3号）、「意匠に係る物品の説明」（意匠に係る物品が施行規則の別表の物品の区分のいずれにも属さない場合に記載）、「意匠の説明」（意6条3項から7項まで）に記載されている事項のことである（青本 意9条の2【字句の解釈】参照）。よって、本枝は正しい。

**3 ○ 意60条の24**

意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる（意60条の24）。そして、「拒絶をする旨の査定の謄本の送達があった日から審判を請求する日前まで」は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に該当しないため、手続について補正をすることができない。よって、本枝は正しい。

**4 ○ そのような規定は存在しない。**

願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、決定をもってその補正は却下される（意17条の2第1項）。この場合において、審査官が、意匠登録出願人に、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない、とする規定は存在しない。よって、本枝は正しい。

**5 ○ 意6条**

意匠登録出願人が意17条の2第1項の規定による却下の決定の謄本の送達があった日から3月以内にその補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなされる（意17条の3第1項）。そして、当該新たな意匠登録出願があったときは、もとの意匠登録出願は、取り下げたものとみなされる（意17条の3第2項）。しかし、意17条の3の規定によるものでなく、補正後の意匠について別の新規出願をしたときは（意6条）、もとの意匠登録出願は取り下げたものとみなされない。よって、本枝は正しい。

## 【意匠】 6

甲の意匠イについての意匠登録出願 a に係る本意匠（基礎意匠でもある）の意匠権 A、意匠イに類似する意匠ロについての意匠登録出願 b に係る関連意匠の意匠権 B がある場合において、意匠イに係る意匠登録出願 a から 5 年を経過した時に、甲が意匠ロに類似する意匠ハについて意匠登録出願 c をした場合、意匠登録出願 c の意匠法第 10 条等の取り扱いに関し、以下の設問について、誤っているものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとする。

- 1 意匠ハが意匠イとは非類似の場合であっても、意匠ハに係る意匠登録出願 c は、意匠ロを本意匠とした関連意匠として意匠登録を受けることができる。  
なお、意匠ロに係る意匠権 B は存続しているものとする。
- 2 甲の意匠登録出願 d に係る意匠ニが、秘密意匠として登録され、甲の意匠登録出願 c の出願日の前に、意匠権の設定登録があったときに発行される意匠公報が発行された。意匠登録出願 c は、意匠登録出願 b に係る意匠ロを本意匠とする関連意匠の出願である。意匠登録出願 c の後に、秘密意匠ニについて秘密にすることを請求した期間の経過後に発行される意匠公報が発行された。意匠ハが、意匠ニとは類似しないが意匠ニの一部と類似している場合、意匠ハに係る意匠登録出願 c は、意匠ニに係る意匠登録出願 d が意匠法第 3 条の 2 の他の意匠登録出願であることを理由として拒絶されることはない。
- 3 甲が意匠権 A 及び意匠権 B について乙に通常実施権を許諾した場合であっても、意匠ハに係る意匠登録出願 c は、意匠権 B に係る意匠ロを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができる。
- 4 意匠権 B が発生した後に、意匠権 A が登録料を追納できる期間内に納付しなかったことにより消滅した。意匠権 B は有効に存続している場合、意匠ハに係る意匠登録出願 c は、意匠権 B に係る意匠ロを本意匠として意匠登録を受けることができる。
- 5 意匠登録出願 b の出願後であって、意匠登録出願 c の出願前に、甲は意匠ハと類似する意匠ホを実施していた。このとき、意匠登録出願 c の本意匠である意匠登録出願 b に係る意匠ロと意匠ホとが同一の場合に限り、意匠登録出願 c の審査において、意匠ホの実施は意匠法第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するに至らなかったものとみなされる。

**【意匠6】正解 5****1 ○ 意10条4項・5項で読み替えて適用する意10条1項**

意匠ハは関連意匠ロにのみ類似する意匠であるところ、意匠ハにつき、当該関連意匠ロを本意匠とみなして、意10条1項の規定により意匠登録を受けることができる（意10条4項）。ここで、関連意匠ハに係る出願cは、その本意匠ロの出願の日以後であって、当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠（基礎意匠）である意匠イの出願の日から10年を経過する日前にされているため（意10条5項で読み替えて適用する意10条1項）、意匠ハに係る出願cは、意匠ロを本意匠とした関連意匠として意匠登録を受けることができる。よって、本枝は正しい。

**2 ○ 意10条3項**

出願した関連意匠が秘密意匠として意匠登録を受けようとしている自己の先願意匠の一部と類似する場合において、関連意匠についての意3条の2ただし書の適用については、秘密解除時に発行される意匠公報の発行日前まで同条の適用が除外される（意10条3項、青本 意10条3項参照）。すなわち、先の意匠登録出願の出願人と関連意匠の意匠登録出願の出願人とが同一の者である場合は、意3条の2の規定は適用されない（意匠審査基準 第v部3.6参照）。したがって、関連意匠ハは、秘密意匠として登録された自己の先願意匠ニの一部と同一であるものの、関連意匠ハに係る出願cは、意匠ニに係る出願dが意3条の2の他の意匠登録出願であることを理由として拒絶されることはない（意10条3項）。よって、本枝は正しい。

**3 ○ 意10条6項**

本意匠の意匠権について「専用実施権」が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠については、意10条1項及び4項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。しかし、本意匠について通常実施権が許諾されているときに、その本意匠に係る関連意匠について意匠登録を受けることができない、とする規定は存在しない。したがって、本意匠ロに係る意匠権Bについて通常実施権が許諾されている場合であっても、意匠ハに係る出願cは関連意匠として意匠登録を受けることができる（意10条4項）。よって、本枝は正しい。

**4 ○ 意10条1項ただし書**

関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が意44条4項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、意10条1項本文の規定により、関連意匠について意匠登録を受けることができない（意10条1項ただし書）。そのため、関連意匠の本意匠の意匠権が有効に存続していれば足りるので、関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その基礎意匠の意匠権が消滅していたとしても、当該関連意匠について意匠登録を受けることができる。本枝において、基礎意匠の意匠権Aは意44条4項の規定により消滅しているが、関連意匠ハの本意匠ロに係る意匠権Bは有効に存続しているため、意匠ハに係る出願cは、意匠権Bに係る意匠ロを本意匠として意匠登録を受けることができる（意10条4項）。よって、本枝は正しい。

**5 × 意10条2項**

意3条1項1号又は2号に該当するに至った自己の意匠のうち意10条1項の規定により意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同一又は類似のものは、当該意匠登録を受けようとする意匠についての意3条1項及び2項の規定の適用については、意3条1項1号又は2号に該当するに至らなかったものとみなされる（意10条2項）。出願cの出願前に、甲は意匠ホを実施しているため、意匠ホは意3条1項1号又は2号に該当するに至った意匠である。ここで、意匠ホが関連意匠ハの本意匠ロと同一のものでなくても、本意匠ロと類似のものであっても、関連意匠ハについての意3条1項及び2項の規定の適用については、意匠ホは意3条1項1号又は2号に該当するに至らなかったものとみなされる（意10条2項）。これに対し、本枝は、出願cの本意匠である出願bに係る意匠ロと意匠ホとが「同一の場合に限り」、出願cの審査において、意匠ホの実施は意3条1項1号又は2号に該当するに至らなかったものとみなされる、としている。よって、本枝は誤り。

## 【意匠】 7

意匠法における、先願、分割出願、変更出願に関して、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、各設問で言及した条文の該当性のみを判断し、他の登録要件は考慮しないものとする。また、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとする。

- (イ) 特許出願 **A** を、意匠法第13条の規定に基づき適法に、意匠登録出願 **B** に変更し、当該出願について意匠権の設定登録がされた。当該意匠権は、特許出願 **A** の出願日から25年を超えて存続する場合はない。
- (ロ) **甲** は、特許出願 **A** を、意匠法第13条の規定に基づき適法に、意匠 **イ** に係る意匠登録出願 **B** に変更した。**甲** は、特許出願 **A** の出願より2年前に意匠 **ロ** に係る意匠登録出願 **C** をし、その後、当該出願について意匠権の設定登録を受けていた。意匠 **ロ** と意匠 **イ** とが類似する場合、意匠 **イ** は、意匠 **ロ** を本意匠とする関連意匠の出願としなければ登録を受けることができない。
- (ハ) 意匠 **イ** に係る意匠登録出願 **A** と意匠 **ロ** に係る意匠登録出願 **B** とが同日になされた。意匠 **イ** と意匠 **ロ** とは類似しないが、意匠 **イ** の類似範囲に意匠 **ロ** に類似する意匠が含まれる場合、意匠登録出願 **A** の出願人と意匠登録出願 **B** の出願人が、意匠法第9条第2項の規定に基づく協議指令を受けることはない。
- (ニ) **甲** が意匠 **イ** について、令和元年10月1日にハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく我が国を指定締約国とする国際出願 **A** をし、同年10月7日を国際登録の日として国際登録され、令和2年4月7日に国際公表された。一方、**乙** が、令和元年10月3日に意匠 **ロ** について意匠登録出願 **B** をした。意匠 **イ** と意匠 **ロ** とが類似する場合、**甲** の国際出願 **A** に基づく国際意匠登録出願は、我が国で、意匠 **ロ** に係る意匠登録出願 **B** を引用され、意匠法第9条第1項（先願）を理由として拒絶されることはない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

**〔意匠 7〕 正解 3****（イ）○ 意21条1項、意13条6項で準用する意10条の2第2項**

意匠権の存続期間は、意匠登録出願の日から25年をもって終了する（意21条1項）。意匠登録出願Bは、意13条1項の規定に基づき適法に特許出願Aから変更されたものであるため、出願Bは、もとの出願Aの時にしたものとみなされる（意13条6項で準用する意10条の2第2項）。したがって、出願Bに係る意匠権の存続期間は、出願Aの出願の日から25年をもって終了するため、当該意匠権は、特許出願Aの出願日から25年を超えて存続する場合はない。よって、本枝は正しい。

**（ロ）○ 意9条1項、意10条1項**

意匠イに係る出願Bは、意13条1項の規定に基づき適法に特許出願Aから変更されたものであるため、出願Bは、もとの出願Aの時にしたものとみなされる（意13条6項で準用する意10条の2第2項）。そして、甲は、出願Aの出願より2年前に、意匠イに類似する意匠ロに係る意匠登録出願Cをし、当該出願について意匠権の設定登録を受けているため、出願Cに先願の地位が認められ（意9条3項）、後願である出願Bに係る意匠イについては、原則、先願である出願Cに係る意匠ロと類似するとして、意9条1項の規定により意匠登録を受けることができない（意17条1項）。しかし、例外的に、意匠イにつき、意匠ロを本意匠とする関連意匠の出願とすれば、意匠イについて、意9条1項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる（意10条1項）。よって、本枝は正しい。

**（ハ）○ 意9条2項・4項**

同一又は類似の意匠について同日に2以上の意匠登録出願があったときは、協議指令がなされる（意9条2項・4項）。しかし、意匠イの類似範囲と意匠ロの類似範囲とが重複する場合には、当該協議指令の対象とはされない。したがって、本枝の場合、出願Aの出願人と出願Bの出願人が、意9条2項の規定に基づく協議指令を受けることはない。よって、本枝は正しい。

**（二）× 意60条の6第1項**

甲の国際出願Aに基づく国際意匠登録出願は、「国際登録の日（令和元年10月7日）」にされた意匠登録出願とみなされるものである（意60条の6第1項）。そのため、当該国際意匠登録出願は、出願日が令和元年10月3日である出願Bの後願であり、意匠イと意匠ロとが類似する場合であるので、当該国際意匠登録出願は、我が国で、意匠ロに係る出願Bを引用され、意9条1項（先願）を理由として拒絶されることがある（意17条1号）。よって、本枝は誤り。

なお、国際登録の日は、「国際事務局が国際出願を受理した日において、当該国際出願にジュネーブ5条(2)の規定に関連する不備がある場合には、国際事務局が当該不備の補正を受理した日又は国際出願の出願日のいずれか遅い日とする」（ジュネーブ10条(2)(b)）場合を除いて、国際出願の日とされる（ジュネーブ10条(2)(a)）。甲の国際出願の日は令和元年10月1日であるのに対し、令和元年10月7日が国際登録の日とされているため、当該国際出願にジュネーブ5条(2)の規定に関連する不備があり、国際事務局が当該不備の補正を受理した日（令和元年10月7日）が当該国際出願の国際登録の日とされた、と考えられる。

したがって、正しいものは、（イ）、（ロ）、（ハ）の3つであるので、正解は3。

## 【意匠】 8

甲は、蓋と本体との両方に特徴のある、「蓋」と「シャンプー容器本体」からなる「蓋つきシャンプー容器」の意匠イについて意匠登録出願をし、意匠イについて意匠登録を受けている。次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、1～5の内容はそれぞれ独立しており、相互に影響しないものとする。また、特に文中に示した場合を除き、いずれの場合も意匠権について、いかなる無効理由も有さず、通常実施権の設定の裁定を受けないものとし、また、専用実施権の設定は受けておらず、かつ、いかなる者も通常実施権を有していないものとする。

- 1 甲の意匠イの意匠登録出願後かつ登録前に、乙が、意匠イと同一の意匠の「蓋つきシャンプー容器」を業として製造した。この場合、甲は、乙に対して、意匠登録前の業としての製造について補償金の支払いを請求できることがある。
- 2 乙が、甲の意匠イの意匠登録後に、甲の許諾なく、意匠イと同一の意匠の「蓋つきシャンプー容器」に入ったシャンプーの試供品を無料で広く配布した。この場合、甲は、乙に対して、意匠権侵害に基づく差止を請求できることがある。
- 3 乙は、甲の意匠イの意匠登録出願前に、意匠イと同一の「蓋つきシャンプー容器」の立体商標を、シャンプーを指定商品として商標登録出願をして商標登録を受けた。甲はその後に意匠イについて意匠登録を受けても、乙の許諾なく業として意匠イの「蓋つきシャンプー容器」にシャンプーを入れて販売することができない。
- 4 乙が、甲の意匠イの意匠登録後、意匠イのうち「蓋」と同一の意匠の蓋Xを、甲の許諾なく製造した丙から国内で譲り受けて、業として輸出した。乙は、当該輸出時に、蓋Xが、意匠イの「シャンプー容器本体」に取り付けられる蓋であり、意匠イの視覚を通じた美感の創出に不可欠であること、蓋Xの意匠が意匠イのうち「蓋」と同一であること及び蓋Xが意匠イの「シャンプー容器本体」に用いられることを知っていた。この場合、甲は、乙の上記行為に対して、意匠権侵害に基づく差止請求をすることができない。
- 5 乙が、甲の意匠イの意匠登録後、意匠イと同一の意匠のシャンプー容器を研究のために製造した場合、甲は、乙に対して、意匠権侵害に基づく差止請求をすることができない。

**〔意匠8〕正解 1****1 × そのような規定は存在しない。**

甲の意匠イについての意匠登録出願が国際意匠登録出願であれば、甲が、乙に対して、意匠登録前の業としての製造について補償金の支払いを請求できることがある（意60条の12第1項）。しかし、問題文柱書において、意匠イについて「意匠登録出願をし」とされているため、当該出願は意6条に規定されている国内出願である。そのため、甲は、乙に対して、意匠登録前の業としての製造について補償金の支払いを請求できることはない。よって、本枝は誤り。

**2 ○ 意23条**

意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する（意23条本文）。そして、乙は、意匠権者である甲の許諾を受けた者ではないので、正当な権原又は理由なき第三者であると考えられる。また、意匠イと同一の意匠の「蓋つきシャンプー容器」に入ったシャンプーを配布する行為は、意匠に係る物品の譲渡をする行為であるため「実施」（意2条2項1号）に該当し、無料で配布されている場合であっても、「業として」の実施に該当すると解される。なぜなら、「業として」は、必ずしも営利を目的とする場合に限られないし、個人的・家庭内での実施を排除するための要件であるためである（青本 特68条〔字句の解釈〕参照）。したがって、甲は、乙に対して、意匠権侵害に基づく差止を請求できることがある（意37条1項）。よって、本枝は正しい。

**3 ○ 意26条1項**

意匠権者は、その意匠権のうち登録意匠に係る部分がその意匠登録出願の日前の出願に係る他人の商標権と抵触するときは、業としてその登録意匠の実施をすることができない（意26条1項）。意匠登録出願と商標登録出願とは先後願の判断がなされないため（意9条1項・2項参照）、乙が意匠イと同一の立体商標について商標登録を受けた場合であっても、甲は意匠イについて意匠登録を受けることができる。しかし、意匠イの「蓋つきシャンプー容器」にシャンプーを入れて販売する行為は、先願である乙の商標権と抵触する登録意匠の実施に該当するため、甲は、乙の許諾なく業として意匠イの実施をすることができない（意26条1項）。よって、本枝は正しい。

**4 ○ 意38条2号イ**

乙は、蓋Xが、意匠イの「シャンプー容器本体」に取り付けられる蓋であり、意匠イの視覚を通じた美感の創出に不可欠であること、蓋Xの意匠が意匠イのうち「蓋」と同一であること及び蓋Xが意匠イの「シャンプー容器本体」に用いられることを知っていたため、蓋Xが日本国内において広く一般に流通しているものである場合を除いて、意38条2号柱書の要件を満たす。しかし、蓋Xを業として輸出する行為は、意38条2号イに規定されていないため、当該行為は、甲の意匠権を侵害するものとみなされない。したがって、甲は、乙の上記行為に対して、意匠権侵害に基づく差止請求をすることができない（意37条1項）。よって、本枝は正しい。

**5 ○ 意36条で準用する特69条1項**

意匠権の効力は、試験又は研究のためにする登録意匠の実施には、及ばない（意36条で準用する特69条1項）。したがって、本枝の場合、甲は、乙に対して、意匠権侵害に基づく差止請求をすることができない（意37条1項）。よって、本枝は正しい。

**【意匠】 9**

意匠の審判に関する次の記述のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 意匠登録を受ける権利が共有の場合、共有者の一部の者が拒絶査定不服審判を請求しても、審決をもって却下される。
- 2 確定審決に対して、当事者及び参加人以外の者が再審請求をできる場合はない。
- 3 拒絶査定不服審判において、拒絶をすべき旨の査定の拒絶理由とは異なる新たな拒絶理由が発見された。この場合、審判官は、拒絶の理由を通知し、当該審判の請求人に意見書を提出する機会を与えなければ、その新たな拒絶理由をもって審判請求が成り立たない旨の審決をすることはできない。
- 4 審判の請求人は、拒絶査定不服審判において補正の却下の決定が行われた場合、補正却下決定不服審判請求をすることができない。
- 5 組物全体として統一がないにもかかわらず組物の意匠として登録された場合、当該登録に対して意匠登録無効審判を請求することはできない。

**〔意匠9〕正解 2****1 ○ 意52条で準用する特132条3項及び特135条**

意匠登録を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について審判を請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない（意52条で準用する特132条3項）。当該規定に違反している場合、不適法な審判の請求であって、その補正をすることができないものであるとして、当該審判の請求は審決をもって却下される（意52条で準用する特135条）。したがって、意匠登録を受ける権利が共有の場合、共有者の一部の者が拒絶査定不服審判を請求しても、審決をもって却下される。よって、本枝は正しい。

**2 × 意54条1項**

確定審決に対しては、当事者又は参加人は、再審を請求することができる（意53条1項）、審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもって審決をさせたときは、当事者又は参加人でなくとも、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる（意54条1項）。よって、本枝は誤り。

**3 ○ 意50条3項で準用する特50条**

拒絶査定不服審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合、審判官は、当該審判の請求人に対し、当該拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない（意50条3項で準用する特50条）。したがって、本枝の場合、審判官は、拒絶の理由を通知し、当該審判の請求人に意見書を提出する機会を与えなければ、その新たな拒絶理由をもって審判請求が成り立たない旨の審決をすることはできない。よって、本枝は正しい。

**4 ○ 意59条1項**

拒絶査定不服審判において、願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、決定をもって却下される（意50条1項で準用する意17条の2第1項）。当該却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とされている（意59条1項）。したがって、審判の請求人は、拒絶査定不服審判において補正の却下の決定が行われた場合、補正却下決定不服審判請求をすることはできず、東京高等裁判所に当該却下の決定に対する訴えを提起することができる。よって、本枝は正しい。

**5 ○ 意48条1項各号**

組物全体として統一がない場合は、意8条に規定された要件を満たしていない場合に該当する。ここで、意8条に該当することは、意匠登録無効審判を請求することができる理由とされていない（意48条1項各号）。したがって、組物全体として統一がないにもかかわらず組物の意匠として登録された場合、当該登録に対して意匠登録無効審判を請求することはできない。よって、本枝は正しい。

## 【意匠】10

甲は登録意匠イに係る意匠権を有している。甲の意匠権及びその実施権等に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、(イ)～(ニ)の内容はそれぞれ独立しており、相互に影響しないものとする。また、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとする。

(イ) 乙は、甲の意匠イに係る意匠登録出願の際、意匠イを知らないで、自らその意匠イに類似する意匠ロの創作をし、現に日本国内において意匠ロに係る物品の製造である事業の準備をしていた。乙は、製造の準備をしていた意匠ロ及び事業の目的の範囲内において、甲の意匠権について、先出願による通常実施権を有する場合がある。

(ロ) 甲は、単独で創作した意匠イについて意匠登録を受け、その後、意匠イに類似する意匠ロについて出願し、意匠イを本意匠とする関連意匠として登録を受けた。しかし、関連意匠ロは甲と乙の共同創作であって、意匠登録を受ける権利を有していたのは甲と乙であった。意匠イに係る意匠権が存続している場合、乙は、甲に対し、関連意匠ロに係る意匠権の持分の移転を請求することはできない。

(ハ) 乙は、甲から、意匠イに係る意匠権の通常実施権の許諾を受けて、意匠イの実施の事業をしている。乙は、意匠イの実施の事業を丙に譲渡することにした。乙は、甲の承諾を得なければ、甲の意匠権に係る通常実施権を丙に移転することができない。

(ニ) 乙は意匠ロについて意匠登録を受けていた。その後、甲は意匠ロに類似しない意匠イについて意匠登録出願をし、意匠登録を受けた。乙は、意匠イの出願後、かつ意匠ロに係る意匠権の存続中に、意匠ロに類似する意匠ハを実施していた。意匠ハは意匠イにも類似していた。乙は、意匠ロに係る意匠権の存続期間満了後も意匠ハを実施するためには、甲に対し協議を求めて通常実施権の許諾を得なければならない。その協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、乙は特許庁長官の裁定を請求しなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

**〔意匠10〕 正解 1****（イ）× 意29条、意29条の2 柱書かっこ書**

先使用による通常実施権が認められる場合、先出願による通常実施権を主張することはできない（意29条の2 柱書かっこ書）。乙は、意匠イを知らないで自らこれに類似する意匠ロの創作をし、甲の意匠イに係る意匠登録出願の際、現に日本国内において意匠ロに係る物品の製造である事業の準備をしていた者であるため、準備をしていた意匠ロ及び事業の目的の範囲内において、甲の意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する（意29条）。そのため、乙が、甲の意匠権について、先出願による通常実施権を有する場合はない（意29条の2 柱書かっこ書）。よって、本枝は誤り。

**（ロ）○ 意22条1項**

基礎意匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない（意22条1項）。関連意匠ロにつき、意匠登録を受ける権利を有していたのは甲と乙であって、意匠ロに係る意匠登録が意15条1項において準用する特38条の規定に違反してされたとして意48条1項1号に規定する要件（いわゆる共同出願違反の無効理由）に該当するときは、当該意匠登録に係る意匠ロについて意匠登録を受ける権利を有する者である乙は、経済産業省令で定めるところにより、その意匠権者である甲に対し、当該意匠権の移転を請求することができる（意26条の2第1項）、とも考えられる。しかし、乙は、基礎意匠である意匠イについて意匠登録を受ける権利を有する者でなく、基礎意匠及びその関連意匠の意匠権の分離移転が禁止されていることから、乙は、甲に対し、関連意匠ロに係る意匠権の持分の移転を請求することはできない。よって、本枝は正しい。

**（ハ）× 意34条1項**

通常実施権は、裁定による通常実施権を除き、①実施の事業とともにする場合、②意匠権者の承諾を得た場合及び③相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる（意34条1項）。本枝の通常実施権は、許諾による通常実施権（意28条1項）であるため、②の場合でなくとも、①又は③の場合であっても、通常実施権の移転が認められる。したがって、乙は、①実施の事業とともにする場合であれば、意匠権者である甲の承諾を得なくとも、甲の意匠権に係る通常実施権を丙に移転することができる。よって、本枝は誤り。

**（二）× 意31条1項**

甲の意匠イに係る意匠登録出願の日前の意匠登録出願に係る乙の意匠ロに係る意匠権のうち、登録意匠ロに類似する意匠ハに係る部分が甲の意匠イに係る意匠権と抵触する場合において、意匠ロに係る意匠権の存続期間が満了したときは、その原意匠権者である乙は、原意匠権の範囲内において、甲の意匠イに係る意匠権について通常実施権を有する（意31条1項）。したがって、乙は、甲に対し協議を求めて通常実施権の許諾を得なくとも、乙は意匠ロに係る意匠権の存続期間満了後も意匠ハを実施することができる。よって、本枝は誤り。

したがって、正しいものは、（ロ）の1つであるので、正解は1。

**【商標】 1**

商標法第1条（目的）に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 特許法、実用新案法、意匠法及び商標法における目的の中で、条文上、「需要者の利益」について規定しているのは商標法のみである。
- 2 商標法及び不正競争防止法は、共に、商標を使用する者の商標と紛らわしい商標を不正な競業者が使用して当該者の商品又は役務と混同を生ぜしめるような不正な行為に対する法規として存在し、商標を使用する者の業務上の信用を維持するという目的は、不正競争防止法も商標法も共通のものである。
- 3 商標法は、商標権を設定するという国家の行政処分を媒介としており、商標権の設定の登録があった後でなければ、商標権による保護を受けることができない。
- 4 商標法第1条における「商標を保護すること」とは、一定の商標を使用した商品又は役務は必ず一定の出所から提供され一定の品質又は質を有することを意味し、当該商品の品質又は当該役務の質が優れたものであることまでをも確保する意味ではない。
- 5 商標法が産業の発達に寄与することを目的の1つとしているのに対し、著作権法は文化の発展に寄与することを目的としている。このような目的の相違があるので、著作権法により保護される著作物が、同時に、商品及び役務の識別標識として商標法によって保護されることはない。

**〔商標 1〕 正解 5****1 ○ 商 1 条、特 1 条、実 1 条、意 1 条**

この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて「需要者の利益」を保護することを目的とする（1 条）。これに対し、特 1 条、実 1 条及び意 1 条の法目的には、「需要者の利益」について規定されていない。よって、本枝は正しい。

**2 ○ 青本商 1 条**

青本商 1 条には、「商品の製造業者若しくは販売業者又は役務の提供者は絶えず自己の商品又は役務に使用される商標に対し、細心の注意を払い、不正な競業者が自己の商標と紛らわしい商標を使用して自己の商品又は役務と混同を生ぜしめるような行為を排除しようとする。そのような不正な競業者の不正な行為に対する法規として不正競争防止法及び商標法が存在するのである。商標を使用する者の業務上の信用を維持するという目的は、不正競争防止法も商標法も共通のものである」ことが記載されている。よって、本枝は正しい。

**3 ○ 青本商 1 条、商 18 条 1 項**

商標を使用する者の業務上の信用を維持するという目的は、不正競争防止法も商標法も共通のものであるが、商標法が商標権を設定するという国家の行政処分を媒介としている点が不正競争防止法と異なるところである（青本 商 1 条参照）。そして、商標権は、設定の登録により発生するため（商 18 条 1 項）、商標権の設定の登録があった後でなければ、商標権による保護を受けることができない。よって、本枝は正しい。

**4 ○ 青本商 1 条**

商標を保護することは、一定の商標を使用した商品又は役務は必ず一定の出所から提供されるということを確保することになる。消費者等の側からみて、過去において一定の商標を付した商品を購入し、又は役務の提供を受けて満足した場合、当該商標を付した商品又は提供を受けた役務が出所の異なったものであったというのではその利益を害することになるためである（青本 商 1 条参照）。そのため、商標を保護することは、商品の品質又は役務の質が優れたものであることまでも確保する意味ではない。よって、本枝は正しい。

**5 × 商 1 条、著 1 条**

商 1 条には、商標法は産業の発達に寄与することを目的とすることが規定されている。これに対し、著 1 条には、著作権法は文化の発展に寄与することを目的とすることが規定されている。したがって、本枝の前段は正しい。そして、商 29 条には、著作権の効力が及ぶ絵画図形等を商標として使用すること等によって生じる商標権と著作権との抵触を調整する規定が置かれていることから（青本 商 29 条参照）、著作権法により保護される著作物が、商品及び役務の識別標識として商標法によって保護されることが想定されている。したがって、本枝の後段は誤り。よって、本枝は誤り。

**【商標】 2**

商標法におけるマドリッド協定の議定書に基づく特例に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許庁長官は、国際商標登録出願があったときは、出願公開をしなければならないが、願書に記載した商標について、これを商標公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、当該商標は掲載されない。
- 2 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所を有する外国人は、特許庁に係属している自己の商標登録出願を基礎として国際登録出願をすることができるが、自己の防護標章登録出願を基礎として国際登録出願をすることはできない。
- 3 日本国を指定する領域指定は、国際登録の日にされた商標登録出願とみなされるが、事後指定の場合は、当該事後指定の通知が特許庁に受理された日にされた商標登録出願とみなされる。
- 4 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、商標法第68条の30第1項第2号に掲げる額の個別手数料を特許庁に納付しなければならない。
- 5 国際登録に基づく商標権の移転は、相続その他の一般承継による移転であれば、登録しなくてもその効力を生じる。

**〔商標2〕正解 1****1 ○ 商12条の2第2項ただし書**

国際商標登録出願についても出願公開（商12条の2）の対象となる（青本 商68条の14参照）。そして、商12条の2第2項3号（願書に記載した商標）及び4号（指定商品又は指定役務）に掲げる事項については、当該事項を商標公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、当該事項は商標公報に掲載されない（商12条の2第2項ただし書）。よって、本枝は正しい。

**2 × 商68条の2第1項1号**

日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する外国人は、特許庁に係属している自己の「商標登録出願」又は「防護標章登録出願」を基礎として国際登録出願をすることができる（商68条の2第1項1号）。これに対し、本枝は、自己の防護標章登録出願を基礎として国際登録出願をすることはできない、としている。よって、本枝は誤り。

**3 × 商68条の9第1項**

日本国を指定する領域指定は、国際登録の日にされた商標登録出願とみなされる（商68条の9第1項本文）。したがって、本枝の前段は正しい。これに対し、事後指定の場合は、国際登録に係る事後指定が国際登録簿に記録された日（事後指定の日）にされた商標登録出願とみなされる（商68条の9第1項ただし書）。すなわち、事後指定の場合は、「当該事後指定の通知が特許庁に受理された日にされた商標登録出願」とみなされるのではなく、「事後指定が国際登録簿に記録された日にされた商標登録出願」とみなされる。したがって、本枝の後段は誤り。よって、本枝は誤り。

**4 × 商68条の30第1項**

国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、商68条の30第1項2号に掲げる額（登録料相当分の額）の個別手数料を「国際事務局」に納付しなければならない（商68条の30第1項）。これに対し、本枝は、商68条の30第1項2号に掲げる額の個別手数料を「特許庁」に納付しなければならない、としている。よって、本枝は誤り。

**5 × 商68条の26第1項**

国際登録に基づく商標権の移転は、登録しなければ、その効力を生じない（商68条の26第1項）。マドプロにおいては、相続その他の一般承継の場合の移転と、譲渡などの特定承継との間に区別した取り扱いがされていないため（青本 商68条の26参照）、国際登録に基づく商標権の移転は、相続その他の一般承継による移転であっても、登録が効力発生要件とされている。よって、本枝は誤り。

**【商標】 3**

商標法第2条に規定する商標又は標章の使用に関し、次のうち、正しいものは、どれか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 テレビで放送されるコマーシャルにおいて、コマーシャルソングのリズムに合わせてキャラクターの図形が踊るものについては、コマーシャルソングである音及びキャラクターの図形の動きのいずれも人の知覚によって認識できるものであるから、音と動きが結合した一つの商標として、商標法上の商標に該当する。
- 2 立体的形状からなる標章については、これを商品自体の形状として当該商品を生産することは商品に標章を付する行為として商標法上の使用に該当し、これを広告用の店頭人形自体の形状として当該店頭人形を作成する行為は、広告に標章を付する行為となるため、商標法上の使用に該当する。
- 3 ホテルが、新規にその営業を開始する前に、当該ホテルの標章を付した宿泊料金表を当該ホテルのウェブサイト上に表示して電磁的方法により提供しても、開業前であって現に宿泊施設の提供という役務を提供していないため、商標法上の使用には該当しない。
- 4 業として受託により布地を防虫加工する者が当該防虫加工をしたことを示すために当該布地に付する標章は、役務について使用をする標章に該当し、業として布地を検査してその布地が羊毛を100%使用しているという品質を証明する者が当該布地の品質を証明したことを示すために当該布地に付する標章は、商品について使用をする標章に該当する。
- 5 レストランが、自己の標章を付した料理皿を用いて料理を客に供する行為は、役務についての商標の使用に該当するが、当該レストランが当該料理皿を販売する行為は、商品についての商標の使用に該当することはない。

**〔商標3〕 正解 4****1 × 商2条1項**

商2条1項において、この法律で「商標」とは、人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音「その他政令で定めるもの」であって、商2条1項各号に掲げるものをいう、ことが規定されている。そのため、「その他政令で定めるもの」に、音と動きとが結合したものが規定されていない以上、本枝に記載された音と動きが結合したものは、商標法上の商標に該当しない。よって、本枝は誤り。

**2 × 商2条4項1号、商2条3項1号・8号**

立体的形状からなる標章については、商品に標章の形状とすることが「商品に標章を付する行為（商2条3項1号）」に含まれるため（商2条4項1号）、標章を商品自体の形状として当該商品を生産する行為は商標法上の使用に該当する。したがって、本枝の前段は正しい。これに対し、立体的形状からなる標章について、商品等に関する広告を標章の形状とすることが「その他の物（商品等に関する広告）に標章を付する行為（商2条3項8号）」に含まれるところ（商2条4項1号）、商2条3項8号においては、「商品等に関する広告に標章を付して『展示等』する行為」が使用に該当するとされているのであって、商品等に関する広告に標章を付する行為（本枝における「広告用の店頭人形自体の形状として当該店頭人形を作成する行為」）自体は、使用に該当するとはされていない。したがって、本枝の前段は誤り。よって、本枝は誤り。

**3 × 商2条3項8号**

商2条3項8号には、役務等に関する広告を内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為が、標章の使用に該当することが規定されている。そして、商品が製造される前あるいは役務が提供をされる前にその商品又は役務に使用する予定の商標をあらかじめ新聞、雑誌などに広告するような場合は、その広告は既に商標の使用となる（青本 商2条3項8号参照）。よって、本枝は誤り。

**4 ○ 商2条1項1号**

商標法上の商標には、標章であって、業として商品を「証明」する者がその商品について使用をするものが含まれる（商2条1項1号）。ここで「証明」とは、主として商品の品質を保証するような場合をいう（青本 商2条〔字句の解釈〕参照）。そのため、品質を証明する者が布地の品質を証明したことを示すために当該布地に付する標章は、商品について使用をする標章に該当する。よって、本枝は正しい。

**5 × 商2条3項2号・4号**

レストランが、自己の標章を付した料理皿を用いて料理を客に供する行為は、役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものをを用いて役務を提供する行為（商2条3項4号）であるため、役務についての商標の使用に該当する。したがって、本枝の前段は正しい。これに対し、当該レストランが当該料理皿を販売する行為は、商品に標章を付したものを譲渡する行為（商2条3項2号）であるため、商品についての商標の使用に該当する。したがって、本枝の後段は誤り。よって、本枝は誤り。

## 【商標】 4

登録要件等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人（いわゆる NPO 法人）は、自己の業務に係る商品又は役務について使用する商標についてのみ団体商標の商標登録を受けることができる。
- (ロ) 甲が商標登録出願したところ、当該商標登録出願に係る商標が元号と認識されるにすぎず、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標であるから商標法第 3 条第 1 項第 6 号に該当するとの理由で拒絶の理由が通知された。この場合、甲がその商標を使用した結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるものになっていたとしても、商標法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けることができない。
- (ハ) 地域団体商標を構成する「地域の名称」には、出願人である団体又はその構成員が、地域団体商標の商標登録出願前から当該商標登録出願に係る商標を使用していた役務の提供場所及び役務の提供場所と密接な関連性を有する地域の名称が含まれる。例えば、指定役務「温泉浴場施設の提供」については、役務の提供場所は温泉が存在する地域となるためその名称が「地域の名称」に該当する。
- (ニ) 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和 22 年法律第 159 号）第 1 条の標章若しくは名称、いわゆる白地赤十字の標章等の名称と同一又は類似の商標が商標登録を受けることができないのは、このような法律で使用を禁止しているものに商標権を設定することは妥当でないからであり、同時に赤十字社等の権威を傷つけるおそれがあるからである。
- (ホ) 商標法第 4 条第 1 項第 15 号に規定する「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」には、当該商標をその指定商品又は指定役務に使用したときに、当該指定商品又は当該指定役務が当該他人との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な営業上の関係にある営業主の業務に係る商品又は役務であると誤信されるおそれがある商標が含まれる。

- 1 1 つ  
2 2 つ  
3 3 つ  
4 4 つ  
5 5 つ

**〔商標4〕正解 4****（イ）× 商7条1項、商7条2項で読み替えて適用する商3条1項**

一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる（商7条1項）。ここで、「その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）」には、特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）等が含まれる（商標審査基準 第7条参照）。そして、特定非営利活動法人は、「自己又はその構成員」の業務に係る商品又は役務について使用をする商標について団体商標の商標登録を受けることができる（商7条2項で読み替えて適用する商3条1項）、本枝は、「自己の業務に係る商品又は役務について使用する商標についてのみ」団体商標の商標登録を受けることができる、としている。よって、本枝は誤り。

**（ロ）○ 商3条1項6号・2項**

商標が、元号として認識されるにすぎない場合は、商3条1項6号（需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標）に該当すると判断される（商標審査基準 第3条第1項第6号参照）。商3条2項の規定の適用を受けることができるのは、商3条1項3号から5号までに該当する商標であるため、甲の商標登録出願に係る商標については、商3条2項の規定の適用を受けることができない。よって、本枝は正しい。

**（ハ）○ 商7条の2第2項**

地域団体商標を構成する「地域の名称」には、自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称が含まれる（商7条の2第2項）。例えば、指定役務「温泉浴場施設の提供」については、温泉が存在する地域が、「役務の提供の場所」にあたり（商標審査基準 第7条の2参照）、「地域の名称」に該当する。よって、本枝は正しい。

**（ニ）○ 商4条1項4号**

いわゆる白地赤十字の標章等の名称と同一又は類似の商標（商4条1項4号）が商標登録を受けることができないとされている立法趣旨は、このような法律（赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律）で使用を禁止しているものに商標権を設定することは妥当でないからであり、同時に赤十字社等の権威を傷つけるおそれがあるからである（青本 商4条1項4号参照）。よって、本枝は正しい。

**（ホ）○ 最判平成10年（行ヒ）第85号**

「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」（商4条1項15号）には、当該商標をその指定商品又は指定役務に使用したときに、当該指定商品又は当該指定役務が当該他人との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品又は役務であると誤信されるおそれがある商標が含まれる（最判平成10年（行ヒ）第85号参照）。よって、本枝は正しい。

したがって、正しいものは、（ロ）、（ハ）、（ニ）、（ホ）の4つであるから、正解は4。

**【商標】 5**

商標権に係る使用権に関し、次のうち、正しいものは、どれか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関又は公益に関する団体であつて営利を目的としないものの商標登録出願であつて、商標法第4条第2項に規定するものに係る商標権は、譲渡することができず、他人に通常使用権を許諾することもできない。
- 2 通常使用権は、その登録をしなければ、その商標権若しくは専用使用権又はその商標権についての専用使用権をその後に取得した者に対して、その効力を生じない。
- 3 地域団体商標に係る商標権については、当該商標権に係る通常使用権を許諾することができる。また、当該商標権に係る専用使用権を設定できる場合がある。
- 4 通常使用権者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を有するが、ここにいう登録商標には、その登録商標に類似する商標であつて、色彩を登録商標と同一にするものとすれば登録商標と同一の商標であると認められる商標（いわゆる色違いの商標）も含まれるので、色彩のみからなる登録商標に係る商標権の通常使用権者は、当該通常使用権に基づき当該登録商標の色違いの商標を使用することができる。
- 5 通常使用権は、①商標権者（専用使用権についての通常使用権にあつては、商標権者及び専用使用権者）の承諾を得た場合、②相続その他の一般承継の場合、又は③当該通常使用権者の事業とともにする場合のいずれかに限り、移転することができる。

**〔商標5〕 正解 2****1 × 商24条の2第2項、商31条1項**

国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関又は公益に関する団体であって営利を目的としないものの商標登録出願であって、商4条2項に規定するものに係る商標権は、譲渡することができない（商24条の2第2項）。また、令和元年法改正により、「商4条2項に規定する商標登録出願に係る商標権については、他人に通常使用権を許諾することができない」としていた商31条1項ただし書の規定が削除されたため、商4条2項に規定するものに係る商標権についても他人に通常使用権を許諾することができることとなった（商31条1項）。よって、本枝は誤り。

**2 ○ 商31条4項**

通常使用権は、その登録をしたときは、その商標権若しくは専用使用権又はその商標権についての専用使用権をその後に取得した者に対しても、その効力を生ずる（商31条4項）。本枝は、条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

**3 × 商31条1項、商30条1項ただし書**

地域団体商標に係る商標権については、その商標権について他人に通常使用権を許諾することができる（商31条1項）。したがって、本枝の前段は正しい。これに対し、地域団体商標に係る商標権については、その商標権について専用使用権を設定することができない（商30条1項ただし書）。したがって、本枝の後段は誤り。よって、本枝は誤り。

**4 × 商31条2項、商70条1項・4項**

通常使用権者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を有する（商31条2項）。そして、商31条2項における「登録商標」には、その登録商標に類似する商標であって、色彩を登録商標と同一にするものとすれば登録商標と同一の商標であると認められるものが含まれる（商70条1項）。しかし、色彩のみからなる登録商標については、商70条1項の規定は適用されない（商70条4項）。これは、登録商標と同一の商標とされる範囲が過度に拡大するおそれがあるためである（青本 商70条4項参照）。したがって、色彩のみからなる登録商標に係る商標権の通常使用権者は、当該通常使用権に基づき当該登録商標の色違いの商標を使用することができない。よって、本枝は誤り。

**5 × 商31条3項**

通常使用権は、①商標権者（専用使用権についての通常使用権にあつては、商標権者及び専用使用権者）の承諾を得た場合及び②相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる（商31条3項）。これに対し、本枝は、③当該通常使用権者の事業とともにする場合であっても、通常使用権を移転することができる、としている。よって、本枝は誤り。

**【商標】 6**

商標権の効力等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標権の効力は、自己の氏名を普通に用いられる方法で表示する商標（他の商標の一部となっているものを含む。）に対して及ぶ場合はない。
- 2 商標権の侵害訴訟の終局判決が確定した後に、当該商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、当該訴訟の当事者であった者は、当該終局判決に対する再審の訴えにおいて、当該審決が確定したことを主張することができる。
- 3 他人の商標登録出願前から日本国内においてその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた結果、その商標登録出願の際現にその商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されており、その者が、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をしていても、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有さない場合がある。
- 4 新商品のコマーシャルに使用するための楽曲を作曲家に作曲してもらった者が、当該楽曲を複製した音からなる商標について、当該新商品を指定商品とする商標登録出願をしてその商標登録を受けたときは、当該商標登録に係る商標の使用が制限される場合はない。
- 5 登録商標の範囲は、願書に記載した商標に基づいて定めなければならない、その範囲の特定に際して、願書に添付した物件が考慮されることはない。

**〔商標6〕正解 3****1 × 商26条1項・2項**

商標権の効力は、自己の氏名を普通に用いられる方法で表示する商標（他の商標の一部となっているものを含む。）には、及ばない（商26条1項）。しかし、自己の氏名を普通に用いられる方法で表示する商標（他の商標の一部となっているものを含む。）であっても、商標権の設定の登録があった後、不正競争の目的で用いた場合には、商標権の効力が及ぶ（商26条2項）。よって、本枝は誤り。

**2 × 商38条の2第1号**

商標権の侵害訴訟の終局判決が確定した後に、当該商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、当該訴訟の当事者であった者は、当該終局判決に対する再審の訴えにおいて、当該審決が確定したことを主張することができない（商38条の2第1号）。よって、本枝は誤り。

**3 ○ 商32条1項**

他人の商標登録出願前から日本国内において「不正競争の目的でなく」その商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた結果、その商標登録出願の際現にその商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する（商32条1項）。本条に規定する「先使用による商標の使用をする権利」が認められるためには、「不正競争の目的でなく～商標の使用をしていた結果」が要件とされているところ、本枝では、本要件を満たしているかどうかは明らかではないため、「先使用による商標の使用をする権利」が認められない場合がある。よって、本枝は正しい。

**4 × 商29条**

商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、指定商品又は指定役務についての登録商標の使用がその使用の態様によりその商標登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、指定商品又は指定役務のうち抵触する部分についてその態様により登録商標の使用をすることができない（商29条）。したがって、作曲家の許諾なくその楽曲を複製した場合には、当該楽曲を複製した音からなる商標に係る商標権と当該作曲家の著作権（複製権）とが抵触すると考えられるため、当該商標登録に係る商標の使用が制限される場合がある。よって、本枝は誤り。

**5 × 商27条1項・3項**

登録商標の範囲は、願書に記載した商標に基づいて定めなければならない（商27条1項）。商27条1項の場合においては、商5条4項の記載及び物件を考慮して、願書に記載した商標の記載の意義を解釈するものとする（商27条3項）。したがって、登録商標の範囲の特定に際して、願書に添付した物件が考慮されることがある。よって、本枝は誤り。

**【商標】 7**

商標権等の分割及び存続期間の更新等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標権の分割、信託による変更、放棄による消滅又は処分の制限は、登録しなければその効力を生じない。
- (ロ) 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願がなされても、当該存続期間は、その満了の時に更新されたものとみなされない場合がある。
- (ハ) 指定商品が2以上ある商標権については、当該商標権が消滅した後は、その商標権を指定商品ごとに分割できる場合はない。
- (ニ) 商標権者は、商標権の存続期間の満了前6月から更新登録の申請ができるので、商標権の存続期間の満了の日が令和2年5月20日（水曜日）である商標権については、令和元年11月21日（木曜日）からその存続期間の更新登録の申請をすることができる。
- (ホ) 防護標章登録をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から30日以内に納付すべき登録料を、納付すべき者の意に反して利害関係人が納付した場合は、防護標章登録に基づく権利の設定の登録はされない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

**〔商標 7〕 正解 2****(イ) ○ 商35条で読み替えて準用する特98条1項1号**

商標権の「分割」、移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）、「信託による変更」、「放棄による消滅」又は「処分の制限」は、登録しなければ、その効力を生じない（商35条で読み替えて準用する特98条1項1号）。本枝は、条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

**(ロ) ○ 商65条の3第4項かつこ書**

防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願があったときは、存続期間は、その満了の時に更新されたものとみなされる（商65条の3第4項本文）。しかし、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願が、当該防護標章登録に基づく権利の存続期間の満了前6月から満了の日までの間にされなかった場合であって、その出願ができなかったことについて正当な理由があり、経済産業省令で定める期間内にその出願がされたときは（商65条の3第3項）、当該存続期間は、「その出願の時」に更新されたものとみなされる（商65条の3第4項かつこ書）。よって、本枝は正しい。

**(ハ) × 商24条2項**

商標権の分割は、その指定商品又は指定役務が2以上あるときは、指定商品又は指定役務ごとにすることができる（商24条1項）。そして、商標権の分割は、商標権の消滅後においても、商46条3項の審判（商標登録無効審判）の請求があったときは、その事件が審判、再審又は訴訟に係属している場合に限り、することができる（商24条2項）。よって、本枝は誤り。

**(二) ○ 商19条2項、商20条2項**

商標権者は、更新登録の申請により商標権の存続期間を更新することができる（商19条2項）、当該更新登録の申請は、商標権の存続期間の満了前6月から満了の日までの間にしなければならない（商20条2項）。そのため、商標権の存続期間の満了の日が令和2年5月20日（水曜日）である商標権については、令和2年5月21日0時の直前に存続期間が満了するため、その6月前である令和元年11月21日（木曜日）（の0時）からその存続期間の更新登録の申請をすることができる。よって、本枝は正しい。

**(ホ) × 商65条の9第1項**

防護標章登録に基づく権利の設定登録料は、防護標章登録をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から30日以内に納付しなければならない（商65条の8第1項）、利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、当該設定登録料（商65条の7第1項の規定による登録料）を納付することができる（商65条の9第1項）。したがって、納付すべき者の意に反して利害関係人が設定登録料を納付した場合であっても、防護標章登録に基づく権利の設定の登録はされる。よって、本枝は誤り。

したがって、誤っているものは、(ハ)、(ホ) の2つであるから、正解は2。

**【商標】 8**

商標登録出願等の手続きに関し、正しいものは、どれか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標登録出願に係る指定役務が、第 35 類の「化粧品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」である場合に、これを第 3 類の「化粧品」に変更する補正は、要旨を変更するものとして却下されることはない。
- 2 地域団体商標登録を受けようとする者は、その商標登録出願において商標登録出願人が組合等であることを証明する書面及びその商標登録出願に係る商標が商標法第 7 条の 2 第 2 項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するために必要な書類を特許庁長官に提出しなければならないが、これらの書類の提出がされない場合は、審査官は、商標法第 15 条第 1 号（拒絶の査定）に該当する旨の通知をしなければならない。
- 3 音からなる商標について商標登録を受けようとする商標登録出願人は、その商標の詳細な説明を願書に記載した場合であっても、経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。
- 4 審査官は、先願に係る他人の未登録商標の存在を理由として、商標登録出願人に対し当該未登録商標が商標登録されることにより当該出願人の商標登録出願が商標法第 15 条第 1 号（拒絶の査定）に該当することとなる旨を通知し、相当の期間を指定して意見書を提出する機会を与えることができる。また、その未登録商標が商標登録されたときは、審査官は、改めて、商標法第 15 条の 2 における拒絶理由の通知をしなければならない。
- 5 立体的形状からなる商標について防護標章登録を受けようとする者は、防護標章登録出願の願書に、防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号を記載すれば、防護標章登録を受けようとする商標が立体的形状からなる商標である旨を願書に記載する必要はない。

**〔商標8〕正解 3****1 × 商16条の2第1項**

願書に記載した指定役務についてした補正がその要旨を変更するものであるときは、決定をもってその補正は却下される（商16条の2第1項）。そして、小売等役務を商品に変更する補正は要旨の変更に該当する（商標審査基準 第16条の2及び第17条の2参照）。したがって、本枝の補正は、要旨を変更するものとして却下される。よって、本枝は誤り。

**2 × 商7条の2第4項、商15条**

地域団体商標の商標登録を受けようとする者は、その商標登録出願において、商標登録出願人が組合等であることを証明する書面及びその商標登録出願に係る商標が商7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類を特許庁長官に提出しなければならない（商7条の2第4項）。したがって、本枝の前段は正しい。これに対し、商7条の2第4項違反は商15条各号に列挙されていないため、商7条の2第4項の書類の提出がされない場合であっても、審査官は、商15条1号（拒絶の査定）に該当する旨の通知をしない。よって、本枝は誤り。

なお、商7条の2第4項の書類の提出がされない場合は、「手続がこの法律で定める方式に違反しているとき（特17条3項2号）」に該当するため、特許庁長官により手続の補正をすべきことが命じられる（商77条2項で読み替えて準用する特17条3項2号）。そして、手続の補正に応じないときは、出願が却下される（商77条2項で準用する特18条1項、青本 商7条の2第4項参照）。

**3 ○ 商5条4項、商施規4条の8第1項5号・2項5号**

経済産業省令で定める商標について商標登録を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない（商5条4項）。そして、音からなる商標は商5条4項に規定された「経済産業省令で定める商標」に該当するところ（商施規4条の8第1項5号）、音からなる商標についての願書には、商標の詳細な説明の記載（商標登録を受けようとする商標を特定するために必要がある場合に限る。）「及び」商5条4項の経済産業省令で定める物件の添付をしなければならない（商施規4条の8第2項5号）。よって、本枝は正しい。

**4 × 商15条の3第2項**

審査官は、先願に係る他人の未登録商標の存在を理由として、商標登録出願人に対し当該未登録商標が商標登録されることにより当該出願人の商標登録出願が商15条1号（拒絶の査定）に該当することとなる旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えることができる（商15条の3第1項）。したがって、本枝の前段は正しい。しかし、この通知がされている場合であって、当該他人の未登録商標が商標登録されたときは、審査官は、商15条の2の通知をすることを要しない（商15条の3第2項）。したがって、本枝の後段は誤り。よって、本枝は誤り。

**5 × 商68条1項で読み替えて準用する商5条1項、商68条1項で準用する商5条2項**

立体的形状からなる商標について防護標章登録を受けようとする者は、防護標章登録出願の願書に、「防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号」を記載しなければならない（商68条1項で読み替えて準用する商5条1項）、また、「その旨（防護標章登録を受けようとする商標が立体的形状からなる商標である旨）」を願書に記載しなければならない（商68条1項で準用する商5条2項）。これに対し、本枝は、防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号を記載すれば、防護標章登録を受けようとする商標が立体的形状からなる商標である旨を願書に記載する必要はない、としている。よって、本枝は誤り。

## 【商標】 9

商標の登録異議の申立てに関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 登録異議の申立てをすることができる期間の経過後は、登録異議申立書に記載された申立ての理由及び必要な証拠の表示について、要旨を変更する補正ができる場合はない。
- (ロ) 審判長は、登録異議の申立てについての審理においては、事件が登録異議の申立てについての決定をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。
- (ハ) 登録異議の申立てがあった場合において、商標権に関し利害関係を有する者は、当該登録異議の申立てについての決定があるまでは、登録異議申立人を補助するため、その審理に参加することができる。
- (ニ) 政令で定める商品及び役務の区分に従って商品を指定していない商標登録出願に対して商標登録がされたことを理由として、登録異議の申立てをすることができる場合がある。
- (ホ) 登録異議の申立ての審理において、指定商品 **a**、**b**、**c** とする商標登録 **イ** に対し、**a** 及び **c** について登録異議の申立てがされた場合、登録異議の申立てがされていない指定商品 **b** については、審理をすることができない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

**〔商標 9〕 正解 1****（イ）× 商43条の4第2項ただし書**

登録異議申立書に記載された「登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示（商43条の4第1項3号）」については、登録異議の申立てをすることができる期間の経過後30日を経過するまでは、要旨を変更する補正をすることができる（商43条の4第2項ただし書）。よって、本枝は誤り。

**（ロ）× 商43条の15第1項において商56条1項で準用する特156条1項を不準用**

商43条の15第1項において、商56条1項において準用する特156条1項（審理の終結の通知）の規定が準用されていない。そのため、審判長は、登録異議の申立てについての審理において、事件が登録異議の申立てについての決定をするのに熟したときであっても、審理の終結を当事者及び参加人に通知しない。よって、本枝は誤り。

**（ハ）× 商43条の7第1項**

商標権についての権利を有する者その他商標権に関し利害関係を有する者は、登録異議の申立てについての決定があるまでは、「商標権者」を補助するため、その審理に参加することができる（商43条の7第1項）。しかし、商標権に関し利害関係を有する者が、「登録異議申立人」を補助するため、その審理に参加することができる、とする規定は存在しない。よって、本枝は誤り。

**（二）× 商43条の2各号**

政令で定める商品及び役務の区分に従って商品が指定されていないことは、商6条2項に規定する要件を満たしていないことを意味する。商6条2項に規定する要件を満たしていないことは、拒絶理由（商15条3号）とされているものの、異議申立理由（商43条の2各号）とされていない。したがって、政令で定める商品及び役務の区分に従って商品を指定していない商標登録出願に対して商標登録がされたことを理由として、登録異議の申立てをすることができる場合はない。よって、本枝は誤り。

**（ホ）○ 商43条の9第2項**

登録異議の申立てについての審理においては、登録異議の申立てがされていない指定商品又は指定役務については、審理することができない（商43条の9第2項）。そのため、登録異議の申立てがされていない指定商品bについては、審理をすることができない。よって、本枝は正しい。

したがって、正しいものは、（ホ）の1つであるから、正解は1。

**【商標】 10**

商標の審判に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。  
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標法第 50 条第 1 項の審判（不使用による商標登録の取消しの審判）において、商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、商標権は、審判の請求の登録の日に消滅したものとみなされる。
- 2 通常使用権者が指定商品に類似する商品について登録商標を使用し、他人の業務に係る役務と混同を生じさせた場合、そのことを理由とする商標法第 53 条の審判（使用権者の不正使用による商標登録の取消しの審判）は、当該使用の事実がなくなった日から 5 年を経過した後は、請求することができない。
- 3 審判長は、商標登録の無効の審判事件が審決をするのに熟した場合において、審判の請求に理由があると認めるときは、審決の予告を当事者及び参加人にしなければならない。
- 4 二人の者が共同で創作した商標について、一人の者が単独で商標登録出願をして商標登録を受けた場合、当該商標が共同で創作されたことのみを理由として、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することはできない。
- 5 商標法第 50 条第 1 項の審判（不使用による商標登録の取消しの審判）において、当該登録商標がローマ字の文字からなる場合、その文字の表示を片仮名の文字の表示に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずる商標の使用は、その登録商標の使用と認められる。

**〔商標10〕 正解 3****1 ○ 商54条2項**

商50条1項の審判により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、商標権は、同項の審判の請求の登録の日に消滅したものとみなされる（商54条2項）。本枝は、条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

**2 ○ 商53条3項で準用する商52条**

通常使用権者が指定商品に類似する商品についての登録商標の使用であって他人の業務に係る役務と混同を生ずるものをしたときは、当該商標権者がその事実を知らなかった場合において、相当の注意をしていたときを除いて、何人も、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる（商53条1項）。商53条1項の審判は、当該使用の事実がなくなった日から5年を経過した後は、請求することができない（商53条3項で準用する商52条）。よって、本枝は正しい。

**3 × 商56条1項で特164条の2第1項を不準用**

「審判長は、特許無効審判の事件が審決をするのに熟した場合において、審判の請求に理由があると認めるときその他の経済産業省令で定めるときは、審決の予告を当事者及び参加人にしなければならない」とする特164条の2第1項の規定は、商標法に規定された審判に準用されていない（商56条1項）。よって、本枝は誤り。

**4 ○ 商46条1項各号**

「商標登録がその商標登録出願により生じた権利を承継しない者の商標登録出願に対してされたとき」は、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる、とされているが（商46条1項4号）、特許法におけるいわゆる冒認出願を理由とする無効審判の請求（特123条1項4号）は商標法においては認められていない（商46条1項各号）。よって、本枝は正しい。

**5 ○ 商38条5項かっこ書**

商50条における登録商標には、「平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずる商標」が含まれる（商38条5項かっこ書）。したがって、登録商標がローマ字の文字からなる場合、その文字の表示を片仮名の文字の表示に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずる商標の使用は、その登録商標の使用と認められる。よって、本枝は正しい。

**【条約】 1**

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 指定国は、請求の範囲、明細書及び図面について、出願人が、出願時における国際出願の開示の範囲を超えた補正をすることを認める国内法令を定めてはならない。
- 2 国際出願が実際にはその国際出願に含まれていない図面に言及している場合であって、受理官庁が、出願人にその旨を通知したにもかかわらず、出願人がその図面を提出しないときには、受理官庁は、出願人に、その図面への言及がないものとなるように補正することを命ずる旨を通知するものとする。
- 3 発明の性質上図面によって説明することができても、図面が発明の理解に必要でない場合には、指定官庁は、出願人に対し、図面を所定の期間内に提出することを要求してはならない。
- 4 いずれの締約国も、国際出願に係る発明の特許性を判断するに当たって、先行技術その他の特許性の条件（出願の形式及び内容に係るものを除く。）に関する国内法令上の基準を適用する自由を有する。
- 5 指定官庁は、国際事務局から国際出願の写しが送付されない場合には、出願人に対し、優先日から1年を経過した後できる限り速やかにその写しをその指定官庁に送付するよう要求しなければならない。

**〔条約1〕 正解 4****1 × PCT28条(2)ただし書**

補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてしてはならない。ただし、指定国の国内法令が認める場合は、この限りでない（PCT28条(2)）。これに対して、本枝では、出願時における国際出願の開示の範囲を超えた補正をすることを認める国内法令を「定めてはならない」とされている。よって、本枝は誤り。

**2 × PCT14条(2)**

国際出願が実際にはその国際出願に含まれていない図面に言及している場合には、受理官庁は、出願人にその旨を通知するものとし、出願人は、所定の期間内にその図面を提出することができる。出願人が所定の期間内にその図面を提出した場合には、受理官庁がその図面を受理した日を国際出願日とする。その他の場合には、その図面への言及は、ないものとみなす（PCT14条(2)）。本枝については、「その他の場合」に該当するが、その図面への言及がないもの「となるように補正することを命ずる旨を通知するものとする」とされている。よって、本枝は誤り。

**3 × PCT7条(2)(ii)**

図面が発明の理解に必要でない場合であっても、発明の性質上図面によって説明することができる場合は、指定官庁は、出願人に対し、所定の期間内に図面を提出することを要求することができる（PCT7条(2)(ii)）。これに対して、本枝では「要求してはならない」とされている。よって、本枝は誤り。

**4 ○ PCT27条(5)**

いずれの締約国も、国際出願に係る発明の特許性を判断するに当たって、先行技術その他の特許性の条件（出願の形式及び内容に係るものを除く。）に関する国内法令上の基準を適用する自由を有する（PCT27条(5)）。よって、本枝は正しい。

**5 × PCT13条(1)**

指定官庁は、PCT20条の送達（国際調査報告等の送達）に先立って国際出願の写しを送付することを国際事務局に要請することができるものとし、国際事務局は、優先日から1年を経過した後できる限り速やかにその写しをその指定官庁に送付する（PCT13条(1)）。このように、PCT13条(1)によれば、国際出願の写しの指定官庁への送付は、その指定官庁から国際事務局に要請され、その要請を受けた国際事務局になされる。これに対して、本枝では、国際出願の写しの指定官庁への送付は、「出願人に対し・・・要求しなければならない」とされている。よって、本枝は誤り。

**【条約】 2**

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国際公開の技術的な準備の完了の時に国際調査報告をまだ利用することができない場合には、表紙には、国際調査報告を利用することができなかった旨、及び国際調査報告が(利用することができるようになったときに)改訂された表紙とともに別個に公開される旨を掲載する。
- 2 出願人が、補充国際調査を管轄する国際調査機関により補充国際調査がなされることを請求する場合、補充国際調査を行う国際調査機関は、出願人から、当該調査の実施に係る手数料(「補充調査手数料」)を徴収する。
- 3 国際調査は、可能かつ合理的である限り、請求の範囲に含まれる事項の全体又は補正後の請求の範囲に含まれるであろうと合理的に予測される事項の全体について行う。
- 4 出願人は、条約第 19 条の規定に基づく補正をする場合には、出願時における国際出願中の補正の根拠の表示を記載した書簡を提出する。
- 5 図面には、不可欠な場合における「水」、「蒸気」、「開」、「閉」、「A B の切断面」等の単語又は語句並びに電気回路、ブロックダイヤグラム及び工程図表の場合における理解のために不可欠な表示のための短い語句を除くほか、文言を記載してはならないと規定されている。

**〔条約2〕 正解 2****1 ○ PCT規則48.2(g)**

国際公開の技術的な準備の完了の時に国際調査報告をまだ利用することができない場合には、表紙には、国際調査報告を利用することができなかつた旨、及び国際調査報告が(利用することができるようになったときに)改訂された表紙とともに別個に公開される旨を掲載する(PCT規則48.2(g))。よって、本枝は正しい。

**2 × PCT規則45の2.3(b)**

補充調査手数料は、国際事務局が徴収するものとする(PCT規則45の2.3(b))。これに対して、本枝で「国際調査機関」が徴収するとされている。よって、本枝は誤り。

**3 ○ PCT規則33.3(b)**

国際調査は、可能かつ合理的である限り、請求の範囲に含まれる事項の全体又は補正後の請求の範囲に含まれるであろうと合理的に予測される事項の全体について行う(PCT規則33.3(b))。よって、本枝は正しい。

**4 ○ PCT規則46.5(a)、(b)(iii)**

出願人は、PCT19条の規定に基づく補正をする場合には、最初に提出したすべての請求の範囲と差し替えるために、完全な一式の請求の範囲を含む差替え用紙を提出しなければならない(PCT規則46.5(a))。差替え用紙には、出願時における国際出願中の補正の根拠の表示を記載した書簡を添付する(PCT規則46.5(b)(iii))。よって、本枝は正しい。

**5 ○ PCT規則11.11(a)**

図面には、不可欠な場合における「水」、「蒸気」、「開」、「閉」、「ABの切断面」等の単語又は語句並びに電気回路、ブロックダイヤグラム及び工程図表の場合における理解のために不可欠な表示のための短い語句を除くほか、文言を記載してはならないとPCT規則11.11(a)に規定されている。よって、本枝は正しい。

**【条約】 3**

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 国際予備審査の請求については、国際出願の出願人は、国際事務局のための取扱手数料及び国際予備審査機関が要求する予備審査手数料の両方を、当該国際予備審査機関に支払う。
- (ロ) 国際出願の出願人は、国際予備審査の請求書の提出の時又は国際予備審査報告が作成されるまでの間、条約第 34 条の規定に基づく補正書を提出することができる。
- (ハ) 国際予備審査に当たっては、請求の範囲に記載されている発明は、規則に定義する先行技術のうちに該当するものがない場合には、新規性を有するものとする。
- (ニ) 国際予備審査報告を作成するための期間は、優先日から 30 月、国際予備審査の開始の時から 6 月、又は、規則の規定に従って提出された翻訳文を国際予備審査機関が受理した日から 6 月のうち、最も遅く満了する期間とする。
- (ホ) 国際予備審査報告は、国際予備審査機関が国際事務局に送付し、国際事務局が出願人及び各選択官庁に送達する。

- 1 1 つ
- 2 2 つ
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5 つ

**〔条約3〕 正解 3****(イ) ○ PCT規則57.1、PCT規則58.1(a), (c)**

各国際予備審査の請求については、当該請求が提出される国際予備審査機関が徴収する国際事務局のための手数料（「取扱手数料」）を支払わなければならない（PCT規則57.1）。各国際予備審査機関は、出願人に対し、予備審査手数料を支払うことを要求することができる（PCT規則58.1(a)）。予備審査手数料は、国際予備審査機関に直接に支払う（PCT規則58.1(c)）。よって、本枝は正しい。

**(ロ) ○ PCT規則66.1(b)**

出願人は、国際予備審査の請求書の提出の時又はPCT規則66.4の規定に従うことを条件として国際予備審査報告が作成されるまでの間、PCT34条の規定に基づく補正書を提出することができる（PCT規則66.1(b)）。よって、本枝は正しい。

**(ハ) ○ PCT33条(2)**

国際予備審査に当たっては、請求の範囲に記載されている発明は、規則に定義する先行技術のうちに該当するものがない場合には、新規性を有するものとする（PCT33条(2)）。よって、本枝は正しい。

**(ニ) × PCT規則69.2**

国際予備審査報告を作成するための期間は、(i) 優先日から28箇月、(ii) 国際予備審査の開始の時から6箇月、翻訳文を国際予備審査機関が受理した日から6箇月のうち最も遅く満了する期間とする（PCT規則69.2）。これに対して、本枝では(i)の期間が優先日から「30月」とされている。よって、本枝は誤り。

**(ホ) × PCT36条(1)**

国際予備審査報告は、所定の附属書類とともに出願人及び国際事務局に送付する（PCT36条(1)）。これに対して、本枝では「国際事務局」が出願人に送達するとされている。よって、本枝は誤り。

したがって、正しいものは、(イ)、(ロ)、(ハ)の3つであるから、正解は3。

**【条約】 4**

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際予備審査の請求書には、申立て、出願人及び、代理人がある場合には、代理人に関する表示、国際予備審査の請求に係る国際出願に関する表示、該当する場合には、補正に関する記述を記載するとともに署名をする。
- 2 出願人は、明細書又は図面を補正する場合には、いかなるときも、補正のため、先に提出した用紙と異なる国際出願のすべての用紙について差替え用紙を提出しなければならない。
- 3 国際予備審査機関は、国際予備審査の請求書、所定の手数料の支払うべき額の全額(所定の後払手数料を含む。)、国際調査報告及び、国際調査機関の書面による見解を全て受領しても、出願人が明示的に早期の開始を請求した場合を除き、規則に規定する期間の満了前までは、国際予備審査を開始してはならない。
- 4 国際予備審査機関の書面による見解に対する答弁をするための期間は、出願人が期間の満了の前に延長することを請求した場合には、1回に限り延長することができる。
- 5 選択国が、自国の国内官庁の公用語以外の言語で作成された国際予備審査報告を英語に翻訳することを要求した場合には、国際事務局は、国際予備審査報告の翻訳文の写しを、関係選択官庁に当該翻訳文を送達し、出願人の求めに応じて、出願人に送付する。

**〔条約4〕 正解 1****1 ○ PCT規則53.2(a)、(b)**

国際予備審査の請求書には、申立て、出願人及び、代理人がある場合には、代理人に関する表示、国際予備審査の請求に係る国際出願に関する表示、該当する場合には、補正に関する記述を記載する（PCT規則53.2(a)）。また、国際予備審査の請求書には、署名をする（PCT規則53.2(b)）。よって、本枝は正しい。

**2 × PCT規則66.8(a)、(b)**

PCT規則66.8(a)は、PCT規則66.8(b)の規定が適用される場合を除くほか、出願人は、明細書又は図面を補正する場合には、補正のため、先に提出した用紙と異なる国際出願のすべての用紙について差替え用紙を提出しなければならない旨規定する。すなわち、差替え用紙を提出しなくてよい例外がPCT規則66.8(b)に規定されている。これに対して、本枝では「いかなるときも」差替え用紙を提出しなければならないとされている。よって、本枝は誤り。

**3 × PCT規則69.1(a)**

国際予備審査機関は、国際予備審査の請求書、取扱手数料及び予備審査手数料の支払うべき額の全額（所定の後払手数料を含む。）、国際調査報告書面、及び、国際調査機関の書面による見解を全てを受領した場合には、「出願人が国際予備審査の開始を延期するよう明示的に請求したときを除き」、国際予備審査を開始する（PCT規則69.1(a)）。これに対して、本枝では「出願人が明示的に早期の開始を請求した場合を除き、規則に規定する期間の満了前までは、国際予備審査を開始してはならない」とされている。よって、本枝は誤り。

**4 × PCT規則66.2(e)、PCT規則66.4(b)**

PCT規則66.2(a)に規定する国際予備審査機関の書面による見解に答弁をするための期間は、出願人が期間の満了前に延長する旨を請求した場合には、延長することができる（PCT規則66.2(e)）。国際予備審査機関は、出願人の請求により、出願人に対し、補正書又は抗弁を提出する一又は二以上の追加の機会を与えることができる（PCT規則66.4(b)）。すなわち、国際予備審査機関の書面による見解に答弁をするための期間の延長は複数回になることがあり得るが、本枝では「1回に限り延長することができる」とされている。よって、本枝は誤り。

**5 × PCT規則72.1(a)、PCT規則72.2**

選択国は、自国の国内官庁の公用語以外の言語で作成された国際予備審査報告を英語に翻訳することを要求することができる（PCT規則72.1(a)）。国際事務局は、PCT規則72.1(a)の規定に基づく国際予備審査報告の翻訳文の写しを、関係選択官庁に当該翻訳文を送達すると同時に出願人に送付する（PCT規則72.2）。これに対して、本枝では、国際予備審査報告の翻訳文の写しを、「出願人の求めに応じて」、出願人に送付する、とされている。よって、本枝は誤り。

**【条約】 5**

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 2人以上の出願人がある場合において、すべての出願人を代理する代理人を選任せず、共通の代表者をも選任しなかったときは、受理官庁に国際出願をする資格を有する出願人のうち願書に最初に記載された出願人がすべての出願人の共通の代表者とみなされる。
- 2 国際出願の取下げは、出願人の選択により国際事務局、受理官庁又は、条約第39条(1)の規定が適用される場合には、国際予備審査機関に対する出願人の通告の受領の時に効力を生ずる。
- 3 国内特許及び広域特許の双方を受けるために国を指定した場合、その国の指定の取下げは、別段の表示がある場合を除くほか、国内特許及び広域特許の双方の取下げを意味するものと扱われる。
- 4 すべての指定国の指定の取下げは、国際出願の取下げとみなされる。
- 5 出願人が国際予備審査の請求の取下げの通告を国際予備審査機関に提出した場合には、その国際予備審査機関は、その通告に受理の日付を付して速やかに国際事務局にその通告を送付し、その通告は、付された日付に国際事務局に提出されたものとみなす。

**〔条約5〕 正解 3****1 ○ PCT規則90.2(b)**

2人以上の出願人がある場合において、すべての出願人が共通の代理人又は共通の代表者を選任しなかったときは、受理官庁に国際出願をする資格を有する出願人のうち願書に最初に記載されている出願人をすべての出願人の共通の代表者とみなす（PCT規則90.2(b)）。よって、本枝は正しい。

**2 ○ PCT規則90の2.1(b)**

国際出願の取下げは、出願人の選択により国際事務局、受理官庁又は、PCT第39条（1）の規定が適用される場合には、国際予備審査機関に対する出願人からの通告の受領の時に効力を生ずる（PCT規則90の2.1(b)）。

**3 × PCT規則90の2.2(b)**

国内特許及び広域特許の双方を受けるために国を指定した場合には、その国の指定の取下げは、別段の表示がある場合を除くほか、国内特許を受けるための指定のみの取下げを意味するものとする（PCT規則90の2.2(b)）。これに対して、本枝では、「国内特許及び広域特許の双方の取下げを意味するものと扱われる」とされている。よって、本枝は誤り。

**4 ○ PCT規則90の2.2(c)**

すべての指定国の指定の取下げは、PCT規則90の2.1の規定に基づく国際出願の取下げとみなす（PCT規則90の2.2(c)）よって、本枝は正しい。

**5 ○ PCT規則90の2.4(c)**

出願人が取下げの通告を国際予備審査機関に提出した場合には、その国際予備審査機関は、その通告に受理の日付を付して速やかに国際事務局にその通告を送付する。その通告は、付された日付に国際事務局に提出されたものとみなす（PCT規則90の2.4(c)）。よって、本枝は正しい。

**【条約】 6**

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 審査官庁である締約国が、意匠の保護の付与のための出願について自国の法令に基づいて出願日が認められるための要素として、請求の範囲を含むことを要求する旨を、宣言により事務局長に通告している場合、当該締約国において出願日が認められるためには、当該締約国を指定する国際出願に、当該要素を含めることを要する。
- (ロ) 国際事務局に直接行った国際出願について、国際出願を受理した日において、出願日の延期を要する所定の不備がある場合には、国際事務局が当該不備の補正を受理した日が出願日となる。
- (ハ) 国際出願には、公表の延期についての請求を含めることができる。
- (ニ) 国際登録の所有権の変更は、新権利者が国際出願をする資格を有しなくても、認められる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

**〔条約6〕 正解 3****(イ) ○ ハーグ5条(2)(a)、(b)(iii)**

その官庁が審査官庁である締約国であって、自国の法令が意匠の保護の付与のための出願について自国の法令に基づいて出願日が認められるためには、当該出願がハーグ5条(b)に規定する要素のいずれかを含むことをこの改正協定の締約国となる時に要求するものは、宣言により、当該要素について事務局長に通告することができる。ここで、ハーグ5条(b)(iii)には、請求の範囲が規定されている。よって、本枝は正しい。

**(ロ) ○ ハーグ9条(3)**

国際出願が国際事務局に対して直接にされる場合、出願日は、国際事務局が国際出願を受理した日において、当該国際出願に出願日の延期を要する所定の不備がある場合には、国際事務局が当該不備の補正を受理した日とする（ハーグ9条(3)）。よって、本枝は正しい。

**(ハ) ○ ハーグ5条(5)**

国際出願には、公表の延期についての請求を含めることができる（ハーグ5条(5)）。よって、本枝は正しい。

**(ニ) × ハーグ16条(1)(i)**

国際事務局は、国際登録簿に所定の方法により、指定締約国の一部又は全部及び国際登録の対象である意匠の一部又は全部についての国際登録の所有権の変更を記録する。ただし、新権利者が国際出願をする資格を有する場合に限る（ハーグ16条(1)(i)）。これに対して、本枝では、国際登録の所有権の変更は、「新権利者が国際出願をする資格を有しなくても」、認められる、とされている。よって、本枝は誤り。

したがって、正しいものは、(イ)、(ロ)、(ハ) の3つであるから、正解は3。

**【条約】 7**

パリ条約のストックホルム改正条約について、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 各同盟国の国民が工業所有権を享有するためには、保護が請求される国の国籍、住所又は営業所を有することが条件となる。
- (ロ) 各同盟国は、工業所有権に関する法令上必要とされる住所の選定及び代理人の選任を各同盟国の法令において義務付けなければならない。
- (ハ) 商号が同盟国において保護されるためには、その同盟国において、登記の申請又は登記が行われていることを必要とする。
- (ニ) 同盟国の間で締結された2国間の条約により正規の国内出願とされるすべての出願は、優先権を生じさせるものと認められる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

**〔条約 7〕 正解 1****(イ) × パリ 2 条(2)**

各同盟国の国民が工業所有権を享有するためには、保護が請求される国に住所又は営業所を有することが条件とされることはない（パリ 2 条(2)）。これに対して、本枝では「条件となる」とされている。

**(ロ) × パリ 2 条(3)**

司法上及び行政上の手続並びに裁判管轄権については、並びに工業所有権に関する法令上必要とされる住所の選定又は代理人の選任については、各同盟国の法令の定めるところによる（パリ 2 条(3)）。これに対して、本枝は「各同盟国の法令において義務付けなければならない」とされている。よって、本枝は誤り。

**(ハ) × パリ 8 条**

商号は、商標の一部であるか否かを問わず、すべての同盟国において保護されるものとし、そのためには、登記の申請又は登記が行われていることを必要としない（パリ 8 条）。これに対して、本枝では「必要とする」とされている。よって、本枝は誤り。

**(ニ) ○ パリ 4 条 A (2)**

各同盟国の国内法令又は同盟国の間で締結された 2 国間若しくは多数国間の条約により正規の国内出願とされるすべての出願は、優先権を生じさせるものと認められる（パリ 4 条 A (2)）。よって、本枝は正しい。

したがって、正しいものは、(ニ) の 1 つであるから、正解は 1。

**【条約】 8**

パリ条約のストックホルム改正条約について、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 同盟国の国民が各同盟国において出願した特許は、同盟国でない国において同一の発明について取得した特許からも独立したものとされる。
- 2 優先権の利益によって取得された特許については、各同盟国において、優先権の利益なしに特許出願がされ又は特許が与えられた場合に認められる存続期間と同一の存続期間が認められる。
- 3 いずれかの同盟国において正規に登録された商標は、他の同盟国（本国を含む。）において登録された商標から独立したものとする。
- 4 同盟国 **X** の航空機又は車両が、一時的であるか否かに関わらず、同盟国 **Y** に入った場合に、その航空機若しくは車両又はその附属物の構造又は機能に関する特許権者の特許の対象である発明を使用することは、同盟国 **Y** において、特許権者の権利を侵害するものとは認められない。
- 5 同盟国の国民がいずれかの同盟国において登録出願した商標については、本国において登録出願、登録又は存続期間の更新がされていないことを理由として登録が拒絶され又は無効とされることはない。

**〔条約8〕 正解 4****1 ○ パリ4条の2(1)**

同盟国の国民が各同盟国において出願した特許は、他の国(同盟国であるか否かを問わない。)において同一の発明について取得した特許から独立したものとする(パリ4条の2(1))。よって、本枝は正しい。

**2 ○ パリ4条の2(5)**

優先権の利益によって取得された特許については、各同盟国において、優先権の利益なしに特許出願がされ又は特許が与えられた場合に認められる存続期間と同一の存続期間が認められる(パリ4条の2(5))。よって、本枝は正しい。

**3 ○ パリ6条(3)**

いずれかの同盟国において正規に登録された商標は、他の同盟国(本国を含む。)において登録された商標から独立したものとする(パリ6条(3))。よって、本枝は正しい。

**4 × パリ5条の3-2**

各同盟国において、当該同盟国に他の同盟国の航空機又は車両が一時的に又は偶発的に入った場合に、その航空機若しくは車両又はその附属物の構造又は機能に関する当該特許権者の特許の対象である発明を使用することは、特許権者の権利を侵害するものとは認められない(パリ5条の3-2)。これに対して、本枝では、「一時的であるか否かに関わらず」、特許権者の権利を侵害するものとは認められない、とされている。よって、本枝は誤り。

**5 ○ パリ6条(2)**

同盟国の国民がいずれかの同盟国において登録出願をした商標については、本国において登録出願、登録又は存続期間の更新がされていないことを理由として登録が拒絶され又は無効とされることはない(パリ6条(2))。よって、本枝は正しい。

**【条約】 9**

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 一般的な性格を有さず、かつ、知的所有権の保護に特に限定される司法共助又は法の執行に関する国際協定に基づいて、加盟国が与える利益、特典、特権又は免除は、最恵国待遇を与える義務から除外される。
- 2 加盟国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮して、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用に関して限定的な例外を定めなければならない。
- 3 加盟国は、繊維の意匠の保護を確保するための要件、特に、費用、審査又は公告に関する要件が保護を求め又は取得する機会を不当に害さないことを確保する。
- 4 加盟国は、人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法を特許の対象から除外することはできない。
- 5 加盟国は、知的所有権の保護の対象であって、その取引が知的所有権の侵害を伴うことを関係者が知るか又は知ることができる合理的な理由を有することとなる前に当該関係者により取得され又は注文されたものに関して、司法当局に対し、知的所有権を侵害しないことを当該関係者に命じる権限を与える義務を負う。

**〔条約9〕 正解 3****1 × TRIPS 4条(a)**

知的所有権の保護に関し、加盟国が他の国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、他のすべての加盟国の国民に対し即時かつ無条件に与えられる。加盟国が与える次の利益、特典、特権又は免除のひとつとしての、一般的な性格を有し、かつ、知的所有権の保護に特に限定されない司法共助又は法の執行に関する国際協定に基づくものについては、そのような義務から除外される（TRIPS 4条(a)）。これに対して、本枝は「一般的な性格を有さず、かつ、知的所有権の保護に特に限定される・・・」とされている。よって、本枝は誤り。

**2 × TRIPS 17条**

加盟国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる（TRIPS 17条）。これに対して、本枝は「定めなければならない」とされている。よって、本枝は誤り。

**3 × TRIPS 25条2**

加盟国は、繊維の意匠の保護を確保するための要件、特に、費用、審査又は公告に関する要件が保護を求め又は取得する機会を不当に害さないことを確保する（TRIPS 25条2）。よって、本枝は正しい。

**4 × TRIPS 27条3(a)**

加盟国は、人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法を特許の対象から除外することができる（TRIPS 27条3(a)）。これに対して、本枝は「除外することができない」とされている。よって、本枝は誤り。

**5 × TRIPS 44条1**

司法当局は、当事者に対し、知的所有権を侵害しないこと、特に知的所有権を侵害する輸入物品の管轄内の流通経路への流入を通関後直ちに防止することを命じる権限を有する。加盟国は、保護の対象であって、その取引が知的所有権の侵害を伴うことを関係者が知るか又は知ることができる合理的な理由を有することとなる前に当該関係者により取得され又は注文されたものに関しては、当該権限を与える義務を負わない（TRIPS 44条1）。これに対して、本枝は「権限を与える義務を負う」とされている。よって、本枝は誤り。

**【条約】 10**

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「TRIPS協定」という。）の第31条及び第31条の2で規定する他の使用に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 他の使用は、他の使用に先立ち、使用者となろうとする者が合理的な商業上の条件の下で特許権者から許諾を得る努力を行って、合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合に限り、認めることができると規定されているが、加盟国は、国家緊急事態その他の極度の緊急事態の場合又は公的な非商業的使用の場合に、上記規定に定める要件を免除することができると規定されている。
- 2 他の使用は、主として当該他の使用を許諾する加盟国の国内市場への供給のために許諾されると規定されているが、加盟国は、司法上又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために他の使用が許諾される場合には、上記規定に定める条件を適用する義務を負わないと規定されている。
- 3 他の使用は、主として当該他の使用を許諾する加盟国の国内市場への供給のために許諾されると規定されているが、TRIPS協定の附属書に定める条件に従い、輸出加盟国が、医薬品を生産し、及びそれを輸入する資格を有する加盟国に輸出するために必要な範囲において当該輸出加盟国が与える強制実施許諾については、上記規定に定める義務を適用しないと規定されている。
- 4 他の使用について、特許権者は、許諾の経済的価値を考慮し、個々の場合における状況に応じ適当な報酬を受けると規定されているが、加盟国は、司法上又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために他の使用が許諾される場合には、報酬額の決定に当たり、反競争的な行為を是正する必要性を考慮してはならないと規定されている。
- 5 他の使用について、特許権者は、許諾の経済的価値を考慮し、個々の場合における状況に応じ適当な報酬を受けると規定されているが、TRIPS協定の附属書に定める条件に従い、輸出加盟国が、医薬品を生産し、及びそれを輸入する資格を有する加盟国に輸出するために必要な範囲において当該輸出加盟国が強制実施許諾を与える場合には、当該輸出加盟国において許諾されている使用が当該輸入する資格を有する加盟国にとって有する経済的価値を考慮して、個々の場合における状況に応じ、当該輸出加盟国において適当な報酬が支払われると規定されている。

**〔条約10〕 正解 4****1 O TRIPS31条(b)**

他の使用は、他の使用に先立ち、使用者となろうとする者が合理的な商業上の条件の下で特許権者から許諾を得る努力を行って、合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合に限り、認めることができる。加盟国は、国家緊急事態その他の極度の緊急事態の場合又は公的な非商業的使用の場合には、そのような要件を免除することができる（TRIPS31条(b)）。よって、本枝は正しい。

**2 O TRIPS31条(f)、(k)**

他の使用は、主として当該他の使用を許諾する加盟国の国内市場への供給のために許諾される（TRIPS31条(f)）。加盟国は、司法上又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために他の使用が許諾される場合には、TRIPS31条(b)及び(f)に定める条件を適用する義務を負わない（TRIPS31条(k)）。よって、本枝は正しい。

**3 O TRIPS31条(f)、TRIPS31条の2-1**

他の使用は、主として当該他の使用を許諾する加盟国の国内市場への供給のために許諾される（TRIPS31条(f)）。TRIPS31条(f)に規定する輸出加盟国の義務は、TRIPSの附属書に定める条件に従い、医薬品を生産し、及びそれを輸入する資格を有する加盟国に輸出するために必要な範囲において当該輸出加盟国が与える強制実施許諾については、適用しない（TRIPS31条の2-1）。よって、本枝は正しい。

**4 x TRIPS31条(h)、(k)**

他の使用について、許諾の経済的価値を考慮し、特許権者は、個々の場合における状況に応じ適当な報酬を受ける（TRIPS31条(h)）。加盟国は、司法上又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために他の使用が許諾される場合には、TRIPS31条(b)及び(f)に定める条件を適用する義務を負わない。この場合には、報酬額の決定に当たり、反競争的な行為を是正する必要性を考慮することができる（TRIPS31条(k)）。これに対して、本枝では「考慮してはならない」とされている。よって、本枝は誤り。

**5 O TRIPS31条(h)、TRIPS31条の2-2**

他の使用について、許諾の経済的価値を考慮し、特許権者は、個々の場合における状況に応じ適当な報酬を受ける（TRIPS31条(h)）。TRIPS31条の2及びTRIPSの附属書に規定する制度の下で輸出加盟国が強制実施許諾を与える場合には、当該輸出加盟国において許諾されている使用が輸入する資格を有する加盟国にとって有する経済的価値を考慮して、当該輸出加盟国においてTRIPS31条(h)の規定に基づく適当な報酬が支払われる（TRIPS31条の2-2）。よって、本枝は正しい。

**【著作権法・不正競争防止法】 1**

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 年度版用語辞典の紙面の割付け作業を行うためのレイアウト・フォーマット用紙を工夫して作成した場合、当該用語辞典の編集著作物とは別個独立に、レイアウト・フォーマット用紙自体が著作物となる。
- 2 令和元年の意匠法改正により、建築物について意匠登録を受けられるようになったため、同改正法施行日以降は、建築物について著作権法による保護を受けることはできなくなった。
- 3 漫画の著名なキャラクターの名称のみを、Tシャツの身頃全面にゴシック体で大書して販売する行為は、当該漫画についての著作権の侵害となる。
- 4 甲が創作した詩イに、乙が旋律ロをつけて歌曲ハを創作した場合、歌曲ハは、詩イを原著作物とする二次的著作物である。
- 5 展示権は、美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物について認められるものであり、これらをその原作品により公に展示する権利である。

**〔著・不競1〕正解 5****1 × 著2条1項1号、東京高判平11・10・28**

レイアウト・フォーマット用紙は、編集、印刷、製本の用に供さる実用品であり、極めて技術的、機能的な性質を有するものであるから、用途との関係で様々な制約があるため、著作物として保護に値するほどの創作性を有する表現物とはいえず、著作物に該当しない（著2条1項1号）。よって、本枝は不適切である。

**2 × 著10条1項5号**

芸術性のある建築物については、建築の著作物として著作物に該当する（著10条1項5号）。このことは意匠法改正法施行以降も変わらないので、本枝は不適切である。

**3 × 著2条1項1号2号、最判平9・7・17**

漫画のキャラクターは、漫画の具体的表現から昇華した登場人物の人格ともいうべき抽象的概念であって、具体的表現そのものではなく、それ自体が思想又は感情を創作的に表現したものということとはできないため、著作物に該当しない（著2条1項1号）。よって、キャラクターの名称のみを利用しても、当該漫画についての著作権の侵害にはならないから、本枝は不適切である。

**4 × 著2条1項11号**

詞イと旋律ロは、それぞれが単独で著作物であり、一体として利用される歌曲ハはいわゆる結合著作物であって、二次的著作物とはならない（著2条1項11号）。よって、本枝は不適切である。

**5 ○ 著25条**

著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する（著25条）。よって、本枝は適切である。

**【著作権法・不正競争防止法】 2**

著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 法人の発意に基づきその法人の業務に従事する者が職務上作成する著作物で、その法人の名義の下に公表するものについて、その著作者を当該作成者とすることを定めた契約、勤務規則その他の定めのある項は、無効とされる。
- 2 聴衆数百人を集めたコンサートで演奏された楽曲について、そのコンサートのプログラムに作曲者として氏名が書かれていた**甲**は、当該楽曲の著作者として推定される。
- 3 雑誌の編集方針について相談を受けて意見を述べただけの者は、編集著作物である当該雑誌の著作者とはならない。
- 4 映画会社**甲**の従業員である**乙**が**甲**における職務として監督した映画**イ**に、上映の際、冒頭部分にタイトルに続き「監督**乙**」と表示されていた場合、**イ**の著作権は**甲**に帰属し、著作者人格権は**乙**が有する。
- 5 共有に係る著作権の侵害に対して、各共有者は、単独で差止請求をすることができる。

**〔著・不競2〕正解 1****1 × 著15条1項**

①法人その他の使用者の発意に基づき、②その法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物で、③その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成時の契約、勤務規則その他の別段の定めがない限り、その法人等となる（著15条1項）。したがって、その著作者を当該作成者として定める契約、勤務規則その他の定めがあれば、そちらが優先するため、無効とはならない。よって、本枝は不適切である。

**2 ○ 著14条**

自己の氏名又は名称を著作者名として通常の方法により著作物の原作品に表示し又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に表示している者は、その著作物の著作者と推定される（著14条）。よって、本枝は適切である。

**3 ○ 著2条1項1号**

著作者とは、著作物を創作する者をいうから（著2条1項1号）、相談を受けて意見を述べただけの者は、著作者に該当しない。よって、本枝は適切である。

**4 ○ 著15条1項、著16条、著29条1項**

法人著作となるためには、法人等が自己の著作の名義の下に公表する必要がある（著15条1項）、タイトルに続き「監督乙」と表示している以上、この要件を満たさない。したがって、本枝の映画の著作物は法人著作とはならない。とすれば、映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者である監督乙が著作者となり（著16条）、乙は甲の従業員である以上、映画製作者である甲に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束していると考えられることから、著作権は甲に帰属する（著29条1項）。よって、本枝は適切である。

**5 ○ 著117条、著112条**

共同著作物の各著作権者は、他の著作者又は著作権者の同意を得ないで、112条の規定による請求（差止請求）をすることができる（著117条）。よって、本枝は適切である。

**【著作権法・不正競争防止法】 3**

著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 公表された著作物である小説は、学校教育の目的上必要と認められる限度で教科用図書に掲載することができるが、その場合、当該小説の著作者にその旨を通知するとともに、当該小説の著作権者に補償金を支払う必要がある。
- 2 公表された著作物である小説については、著作権者の利益を不当に害することとならない場合は、大学の入学試験問題においてその目的上必要と認められる限度で複製することができるが、インターネットを用いた入学試験で公衆送信を行うことはできない。
- 3 期間限定で彫刻の展覧会が屋外で開かれる場合において、美術の著作物である彫刻の原作品の所有者だけでなく、その所有者から同意を得た当該展覧会の主催者も、その彫刻の原作品を公に展示することができる。
- 4 裁判手続のために必要と認められる場合には、著作権者の利益を不当に害しない限り、その必要と認められる限度において、著作物を複製することができるが、訴訟当事者が多数に上る場合であっても、著作物の公衆送信を行うことはできない。
- 5 他人の小説を引用して、複製以外の方法により利用する際に、その出所を明示しなくてよい場合がある。

**〔著・不競3〕正解 2****1 ○ 著33条**

公表された著作物は、学校教育の目的上必要な限度において、教科用図書に掲載することができるが（著33条1項）、その旨を著作者に通知するとともに、文化庁長官が定める算出方法により算出した補償金を著作権者に支払わなければならない（著33条2項）。よって、本枝は適切である。

**2 × 著36条1項**

公表された著作物については、入試問題の目的上必要と認められる限度において、当該試験の問題として複製し、公衆送信を行うことができる（著36条1項）。よって、本枝は不適切である。

**3 ○ 著45条1項**

美術の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、著作物を原作品により公に展示することができる（著45条1項）。よって、所有者から同意を得た展示会の主催者も公に展示することができるから、本枝は適切である。

**4 ○ 著42条1項**

裁判手続のために必要と認められる場合、著作物を複製することは認められているが（著42条1項）。公衆送信を認める規定はない。よって、本枝は適切である。

**5 ○ 著48条1項3号**

引用して、著作物を複製以外の方法により利用する場合においては、その出所を明示する慣行があるときには、出所を明示しなければならないが（著48条1項3号）、この慣行がなければ、出所を明示しなくてもよい場合がある。よって、本枝は適切である。

**【著作権法・不正競争防止法】 4**

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 フリーランスの映画監督が創作した映画の著作物について、著作権法上の映画の著作物の著作権の帰属に係る規定により、映画製作者に著作権が帰属した場合、当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供・提示することについて、当該映画監督は同意したものとみなされる。
- 2 著作物が公衆へ提供又は提示されなければ、氏名表示権が侵害されることはない。
- 3 共同著作物に係る著作者人格権については、その権利行使に著作者全員の合意を必要とし、権利を代表して行使する者を定めることもできない。
- 4 コンサートホールの耐震補強のための改築により、同ホールに施された壁画を改変することは、必ずしも当該壁画の同一性保持権の侵害とはならない。
- 5 法人が著作者となる場合、法人には遺族が存在しないため、その解散後は、その人格的利益は保護されない。

**〔著・不競4〕正解 4****1 × 著18条2項3号**

フリーランスの映画監督が創作した映画の著作物について、映画の著作物の著作権の帰属に係る規定（著29条）により、映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属した場合であっても、当該映画の著作物の著作者は当該映画監督である。そして、当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供・提示することについて、当該映画監督（著作者）は同意したものと推定される（著18条2項3号）。よって、本枝は不適切である。

**2 × 著19条1項**

著作者は、著作物の原作品に、又はその著作物の公衆へ提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する（氏名表示権・著19条1項）。よって、公衆への提供・提示をされなくても、原作品に表示すれば、氏名表示権の侵害になるため、本枝は不適切である。

**3 × 著64条**

共同著作物に係る著作者人格権については、その権利行使に著作者全員の合意を必要とするが（著64条1項）共同著作物の著作者のうちから、著作者人格権を代表して行使する者を定めることができる（著64条3項）。よって、本枝は不適切である。

**4 ○ 著20条2項2号**

建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変については、同一性保持権が及ばない（著20条2項2号）。よって、本枝は適切である。

**5 × 著60条**

著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなった後においても、著作者が存していたとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない（著60条）。同条でいう「著作者が存しなくなった」とは、自然人の死亡、法人の解散を意味する。よって、本枝は不適切である。

**【著作権法・不正競争防止法】 5**

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 歌手は、その歌唱が録音された商業用レコードについて貸与権を有するが、レコード製作者は、そのレコードが複製された商業用レコードについて貸与権を有しない。
- 2 未公表の歌唱を無断でインターネット上にアップロードする行為は、歌手の公表権を侵害する。
- 3 歌手は、その歌唱について有線放送権を有するが、歌手の許諾のもとでテレビ放送される歌唱を有線放送する場合には、当該歌手の有線放送権の侵害は成立しない。
- 4 俳優の演技について、そのせりふの音声を外国語に吹き替える行為は、実演家の名誉声望を害さない態様であっても、当該俳優の同一性保持権の侵害となる。
- 5 実演家人格権は、実演家の著作隣接権の存続期間の満了とともに消滅する。

**〔著・不競5〕正解 3****1 × 著97条の3第1項**

貸与権は、歌手のような実演家だけでなく（著95条の3）、レコード製作者も有する（著97条の3）。よって、本枝は不適切である。

**2 × 著90条の2、著90条の3**

歌手のような実演家は、実演家人格権を有するが（著90条の2、90条の3）、公表権は有していない。よって、本枝が不適切である。

**3 ○ 著92条1項、2項1号**

実演家は、その実演を有線放送する権利（有線放送権）を専有し（著92条1項）、歌手はその歌唱について有線放送権を有するため、前段は正しい。また、同項の規定は、放送される実演を有線放送する場合には、適用されない（同条2項1号）ため、歌手の許諾のもとでテレビ放送される歌唱を有線放送する場合には、当該歌手の有線放送権の侵害は成立しないため、後段も正しい。よって、本枝は適切である。

**4 × 著90条の3第1項**

俳優のような実演家は、実演家人格権として同一性保持権を有するが、それは、名誉・声望を害する場合のみ侵害となる（著90条の3第1項）。よって、そもそも名誉・声望を害さない範囲なのであれば、侵害とならないから、本枝は不適切である。

**5 × 著101条、著101条の2**

実演家の著作隣接権は、その実演を行った時に始まり、その実演が行われた日の属する翌年から起算して70年間存続する（著101条1項1号、2項1号）。これに対して、実演家人格権は一身専属権であるから（著101条の2）、実演家の死亡により消滅する。よって、本枝は不適切である。

## 【著作権法・不正競争防止法】 6

不正競争防止法第2条第1項第3号の不正競争（商品形態の模倣に係る不正競争）に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 甲が製品開発のための試験研究の目的で、乙の商品である爪切りの形態を模倣した爪切りを製造する行為は、不正競争に該当する。
- 2 甲と乙とが共同して商品の形態を開発した場合において、乙が、甲との契約に反してその同意を得ずに当該商品を販売することは、不正競争に該当する。
- 3 甲が新たなデザインの着物姿の着せ替え人形を開発し、販売している場合において、人形用の衣服を販売している業者である乙が、甲の人形の当該着物を模倣した人形用の着物を販売することは、不正競争に該当する。
- 4 同一の商品について開発競争をしていた甲と乙が、実質的に同一の形態の商品を互いの商品に依拠することなく作り出すに至った場合、甲が乙よりも先に販売行為を行ったとすれば、乙が当該商品を販売することは、不正競争に該当する。
- 5 甲の開発したロボットAの形態を模倣した商品Bを、商品BがロボットAの模倣品であることを知りながら譲り受けた乙が、商品Bを消費者向けにレンタルする営業を行うことは、不正競争に該当しない。

**〔著・不競6〕正解 3****1 × 不2条1項3号**

不正競争となるのは、他人商品の形態を模倣した商品を譲渡、貸渡し、そのための展示、輸出、輸入する行為であり、単に模倣して製造することは該当しない（不2条1項3号）。よって、本枝は不適切である。

**2 × 不2条1項3号**

他人の商品の形態を模倣して販売すれば不正競争となるが、模倣がなければ販売しただけでは該当しない（不2条1項3号）。よって、本枝は不適切である。

**3 ○ 不2条1項3号**

商品の「形態」とは、外観上認識できる形態をいい、着せ替え人形の着物部分も「形態」に該当するから、これを模倣し販売することは不正競争となる（不2条1項3号）。よって、本枝は適切である。

**4 × 不2条1項3号、不2条5項**

他人の商品の形態を「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して作成し、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいうから（不2条5項）、実質的に同一の商品の形態を依拠することなく作り出すことは、不正競争に該当しない（不2条1項3号）。よって、本枝は不適切である。

**5 × 不2条1項3号**

他人の商品の形態を模倣した商品を貸し渡すことは、不正競争となる（不2条1項3号）。よって、本枝は不適切である。

**【著作権法・不正競争防止法】 7**

不正競争防止法上の不正競争に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 商品の容器・包装は、特定の企業の商品の出所を示す表示として機能する場合であっても、不正競争防止法第2条第1項第1号の商品等表示には含まれない。
- 2 病院の経営において使用される営業の表示は、不正競争防止法第2条第1項第1号の商品等表示に含まれる。
- 3 商標登録を受けている文字商標は、不正競争防止法第2条第1項第1号の商品等表示には含まれない。
- 4 甲が、米国で周知である乙の商品等表示を日本国内で無断で事業に使用し、乙の信用に基づいて当該事業の日本国内における信用が形成された場合、甲は、当該表示について自己の商品等表示として不正競争防止法第2条第1項第1号により保護を受けることができる。
- 5 無体物であるタイプフェイス（印刷用書体）は、不正競争防止法第2条第1項第1号の商品等表示における商品には含まれない。

**〔著・不競7〕正解 2****1 × 不2条1項1号**

他人の商品等表示とは、人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器・包装その他の商品又は営業を表示するものをいうから、商品の容器・包装も「商品等表示」に含まれる（不2条1項1号）。よって、本枝は不適切である。

**2 ○ 不2条1項1号**

他人の商品等表示とは、人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器・包装その他の商品又は営業を表示するものをいうから、病院の経営において使用される営業の表示も「商品等表示」に含まれる。よって、本枝は適切である。

**3 × 不2条1項1号**

商品・営業主体混同惹起行為に該当することは、商品等表示が商標登録されているかどうかとは無関係である。よって、本枝は不適切である。

**4 × 不2条1項1号**

第三者の商品等表示を冒用している場合には、商品等表示（不2条1項1号）の主体にはなりえない（逐条不競）が、甲は、第三者乙の商品等表示を無断で使用している。したがって、甲は、当該表示について自己の商品等表示として不2条1項1号により保護を受けることはできない。よって、本枝は不適切である。

**5 × 不2条1項1号、東京高決平5・12・24**

無体物であるタイプフェイス（印刷用字体）であっても、その経済的な価値が社会的に承認され、独立して取引の対象とされている場合には、「商品」に該当する（不2条1項1号）。よって、本枝は不適切である。

**【著作権法・不正競争防止法】 8**

不正競争防止法における救済に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 地方公共団体や国は、不正競争に対する差止めの請求権者となることができない。
- 2 他人の不正競争により営業上の信用を害された者が当該他人に対して損害賠償のみを請求した訴訟において、裁判所は、必要があると認めるときは、その裁量により、当該他人に対し、損害賠償に代えて謝罪広告の掲載を命じることができる。
- 3 営業秘密の不正使用行為に対する差止請求権には消滅時効は規定されていないが、損害賠償請求権には消滅時効が規定されている。
- 4 裁判所が、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、証拠に営業秘密に該当する情報が含まれる場合に、当該営業秘密の使用及び開示を禁止する秘密保持命令を発したが、その後、その情報が営業秘密の要件を満たさなくなった場合、当該秘密保持命令は無効となる。
- 5 他人のドメイン名を不正の利益を得る目的で使用した者に対する損害賠償請求においては、いわゆるライセンス料相当額（当該ドメイン名の使用に対し受けるべき金銭に相当する額）の金銭を損害額として賠償請求することができる。

**〔著・不競8〕正解 5****1 × 不3条1項**

不正競争によって営業上の利益を侵害され、侵害されるおそれがある者であれば、地方公共団体や国も差止請求の請求権者になり得る（不3条1項）。よって、本枝は不適切である。

**2 × 不14条**

裁判所が「信用を回復するのに必要な措置」として、謝罪広告の掲載を命じることができるためには、原告が請求することが必要である。したがって、原告が損害賠償のみを請求している場合に、謝罪広告の掲載を命じることはいできない（不14条）。よって、本枝は不適切である。

**3 × 不15条**

営業秘密の不正使用行為に対する差止請求には消滅時効の規定がある（不15条）。よって、本枝は不適切である。

**4 × 不11条**

裁判所が発した秘密保持命令が営業秘密の要件を満たさなくなった場合であっても、当然に秘密保持命令が無効となるのではなく、当事者の取消しの申立てにより取り消されるにすぎない（不11条）。よって、本枝は不適切である。

**5 ○ 不5条3項5号**

ドメイン名の不正使用（不2条1項19号）の関する損賠賠償請求においては、当該ドメイン名の使用に対し受けるべき金銭相当額を自己が受けた損害額として請求することができる（不5条3項5号）。よって、本枝は適切である。

**【著作権法・不正競争防止法】 9**

営業秘密に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 従業員が頭の中に記憶している情報は、事業者が当該情報について秘密管理措置を実施していたとしても、営業秘密に該当することはない。
- 2 ある情報が、会社により秘密として管理されているかどうかの判断にあたっては、当該情報にアクセスした従業員や外部者に、当該情報が秘密であることが十分に認識できるようにされていることが考慮される。
- 3 営業秘密性の判断において、非公知性の要件は、過去に外国の刊行物に掲載されていた情報であっても認められる場合がある。
- 4 営業秘密の「取得」には、営業秘密が記録されている媒体を自己の管理下に置く行為や、営業秘密保有者の会話を聞いて記憶する行為も含まれる。
- 5 化学物質の製造工程に関する営業秘密が記録されているUSBメモリが窃取された場合、当該USBメモリを、それが窃取されたものであることを知らないで譲り受け、かつ、その知らなかったことについて重大な過失がなかったときは、その譲り受ける行為は、不正競争には該当しない。

**〔著・不競9〕正解 1****1 × 不2条6項**

営業秘密に該当するには、秘密管理性が要件の1つとされている（不2条6項）が、従業者の頭の中に記憶されている情報など媒体が利用されない形の情報であっても、事業者が営業秘密となる情報のカテゴリーをリスト化することや、営業秘密となる情報を具体的に文書等に記載することといった秘密管理措置を通じて、従業員等の認識可能性が担保される限りにおいて「営業秘密」に該当し得る（逐条解説）。したがって、たとえ従業員の頭の中に記憶している情報であっても、秘密管理措置が実施されている以上、「営業秘密」に該り得る。よって、本枝は不適切である。

**2 ○ 不2条6項**

「秘密として管理されている」というためには、営業秘密保有者の秘密管理意思が、実施する具体的状況に応じた経済合理的な秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に従業員等の認識可能性の確保が要求されるから、当該情報にアクセスした従業員や外部者に、当該情報が秘密であることが十分に認識できるようにされていることが考慮される（逐条解説）。よって、本枝は適切である。

**3 ○ 不2条6項**

外国の刊行物に記載されていても、当該情報がその管理地で知られておらず、その取得に時間的・資金的に相当のコストを要する場合には、なお非公知性は認められ得る（逐条解説）。よって、本枝は適切である。

**4 ○ 不2条1項4号**

不正取得行為には、窃盗、詐欺、強迫によるものの他、社会通念上、これと同等の違法性を有すると手段を用いる場合も含まれる「その他の不正な手段」（不2条1項4号）。よって、営業秘密が記録されている媒体を自己の管理下に置く行為や営業秘密保有者の会話を聞いて記憶する行為も含まれる（逐条解説）から、本枝は適切である。

**5 ○ 不2条1項5号**

営業秘密不正取得者からの転得が不正競争となるのは、営業秘密不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失によらないで、営業秘密を取得する行為をいうから（不2条1項5号）、善意無重過失での譲受けは、不正競争に該当しない。よって、本枝は適切である。

**【著作権法・不正競争防止法】10**

不正競争防止法第2条第1項第21号の不正競争（虚偽の事実の告知又は流布による信用毀損）に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」において、「競争関係」とは、行為者と当該「他人」との双方の営業につき、その需要者又は取引者を共通にする可能性があることで足りる。
- 2 「営業上の信用」とは、営業活動に関する経済上の外部的評価をいい、その営業によって提供される商品や役務の社会的評価、又は、その者の支払能力や営業能力等に関する社会的信頼が含まれる。
- 3 「告知」とは、一定の事実を特定の者に知らせることをいい、「流布」とは、一定の事実を不特定又は多数の人に知られるような形で広めることをいう。
- 4 他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知又は流布する行為であっても、告知又は流布された内容が当該行為者自身による虚構でなく、第三者が虚構したものである場合には、当該行為は不正競争に該当しない。
- 5 不正競争防止法第2条第1項第3号の不正競争（商品形態の模倣に係る不正競争）については、民事上の救済と刑事罰の両方が規定されているが、信用毀損行為に関する不正競争については、民事上の救済のみが規定されている。

**〔著・不競10〕 正解 4****1 ○ 不2条1項21号**

「競争関係」とは、双方の営業につき、その需要者又は取引者を共通にする可能性があることで足りる（逐条解説）。よって、本枝は適切である。

**2 ○ 不2条1項21号**

「営業上の信用」とは、人の経済的方面における価値である人の財産上の義務履行について受ける社会的信頼をいう。よって、本枝は適切である。

**3 ○ 不2条1項21号**

「告知」とは、特定人に個別的に伝達する行為をいい、「流布」とは、不特定又は多数人が知られるような態様において広める行為（逐条解説）をいう。よって、本枝は適切である。

**4 × 不2条1項21号**

「虚偽の事実」とは、行為者自ら虚構したものであることと、他人が虚構したものであることとを問わない。よって、本枝は不適切である（逐条解説）。

**5 ○ 不21条**

商品形態模倣行為においては、民事上の救済（不3条、4条）と刑事罰（不21条2項3号）の両方が規定されているが、信用毀損行為においては、刑事罰の規定はない（不21条参照）。よって、本枝は適切である。



